

平成 24 年度業務実績報告書

平成 25 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構の概要

1. 第二期中期目標期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

2. 目的・業務の内容

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第 3 条）

(2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（公害健康被害補償業務）
（機構法 第 10 条第 1 項第 1 号）
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（公害健康被害予防事業）（機構法 第 10 条第 1 項第 2 号）
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（地球環境基金業務）
（機構法 第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（PCB 廃棄物処理助成事業）
（機構法 第 10 条第 1 項第 5 号）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の五第 3 項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（最終処分場維持管理積立金管理業務）
（機構法 第 10 条第 1 項第 6 号）
- ⑥ 石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、特別事業主からの拠出金の徴収業務（石綿健康被害救済業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 7 号）
- ⑦ ①から⑥に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第 10 条第 1 項第 8 号）
- ⑧ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）
（機構法 附則第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）
- ⑨ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第 10 条第 2 項）

目 次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 都道府県等に対する納付金の納付・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. ニーズの把握と事業内容の改善・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
4. 知識の普及及び情報提供の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
5. 研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
6. 助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2. 振興事業に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
3. 地球環境基金の運用等について・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>・・・・・・・・ 44

<維持管理積立金の管理業務>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施・・・・・・・・ 48
2. 制度運営の円滑化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
3. 認定・支給の適正な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
5. 救済給付費用の徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
6. 救済制度の見直しへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1.	組織運営	72
2.	業務運営の効率化	76
3.	業務における環境配慮	84
III	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	86
1.	予算（人件費の見積りを含む。）	89
2.	収支計画	92
3.	資金計画	95
4.	承継勘定に係る債権・債務の適切な処理	100
IV	短期借入金の限度額	103
V	重要な財産の処分等に関する計画	104
VI	剰余金の使途	105
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1.	施設及び設備に関する計画	106
2.	人事に関する計画	107
3.	積立金の処分に関する事項	109
4.	その他当該中期目標を達成するために必要な事項	110
	<参考>	
	○年度計画数値目標達成状況一覧	111
	○見直し基本方針等への対応状況	112

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

平成 24 年度計画の概要

- 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持。
- 一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成 20 年度比 50%増の实地調査を実施。
- 徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）において、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減。
- 申告・納付説明会で、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応。
- 説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映。
- 汚染負荷量賦課金専用ホームページの充実、必要に応じて汚染負荷量賦課金システム等の見直し。
- 委託業務の監督、指導を行い、委託業務担当者研修会を開催。
- 汚染負荷量賦課金のオンライン申請の促進。

平成 24 年度の重点事項

- ・平成 20 年度比 50%増（57 事業所）の業種等を考慮した効果的な实地調査を実施
- ・汚染負荷量賦課金のオンライン申告のより一層の促進に向け、各関係団体等への働きかけ、納付義務者への協力要請の実施

平成 24 年度の業務実績

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

納付義務者からの相談及び質問事項等に丁寧に対応すること等により、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率は、99.9%と前年（99.9%）と同率となり、目標（収納率 99%以上）を達成した。

●汚染負荷量賦課金の収納状況（平成 25 年 3 月末現在）（単位：千円、%）

年 度	計画額(a)	申告額(b)	収納済額(c)	計画額に対する申告率 (d=b/a*100)	申告額に対する収納率 (e=c/b*100)
平成 24 年度	35,901,016 (36,750,904)	36,012,229 (37,022,564)	36,007,030 (37,016,865)	100.3 (100.7)	99.9 (99.9)

※（ ）書きは、平成 23 年度末の数値。

(資料編 P1 補償 1 公害健康被害補償制度の概要)

(資料編 P2 補償 2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移)

(資料編 P2 補償 2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)

(資料編 P3 補償 3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)

② 未申告事業所に対する申告督促の実施

平成 24 年度の納付義務者 8,363 事業所のうち、東日本大震災による申告・納付期限未到来地区の 4 事業所を除く 7,812 事業所から申告・納付期限の 5 月 15 日までに申告があり、547 事業所が未申告であった。委託商工会議所において 6 月 14 日まで申告督促を実施し、それ以降、申告に応じなかった事業所を機構が引き継ぎ、督促を実施した。

その結果、442 事業所が申告・納付に応じた。

(平成 25 年 3 月末現在)

区 分	督促対象 事業所数	申告・納付に 応じた事業所数	非該当 事業所数
商工会議所による督促 (6 月 14 日まで)	547 (466)	394 (323)	2 (6)
機構による督促 6 月 14 日～	151 (137)	48 (33)	34 (4)
督促実施後 未申告事業所数	69 (100)	清算終了等によって消滅 破産手続き開始等	0 (25) 69 (75)

※ () 書きは、平成 23 年度末の数値。

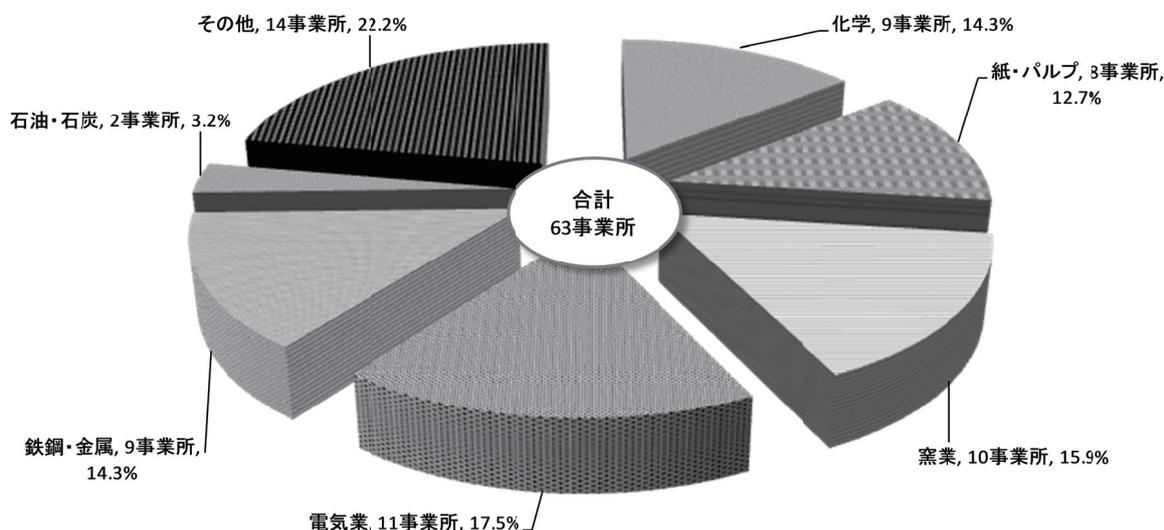
③ 実地調査の確実な実施

ア. 実地調査の事前準備

実地調査を実施する事業所については、「汚染負荷量賦課金に係る実地調査等事務取扱達」に基づき、一定規模以上の主要業種の事業所を選定した。また、製造工程やばい煙発生施設等の設置状況及び硫黄酸化物排出工程等の資料を事前に入手し内容を確認するなど、効率的な実地調査を行うための事前準備を行った。

なお、地域、業種に偏った実地調査とならないようバランス等も考慮し 63 事業所（中期計画で定められている目標値は平成 20 年度比 50%増（57 事業所））を選定した。

平成 24 年度実地調査を行った業種

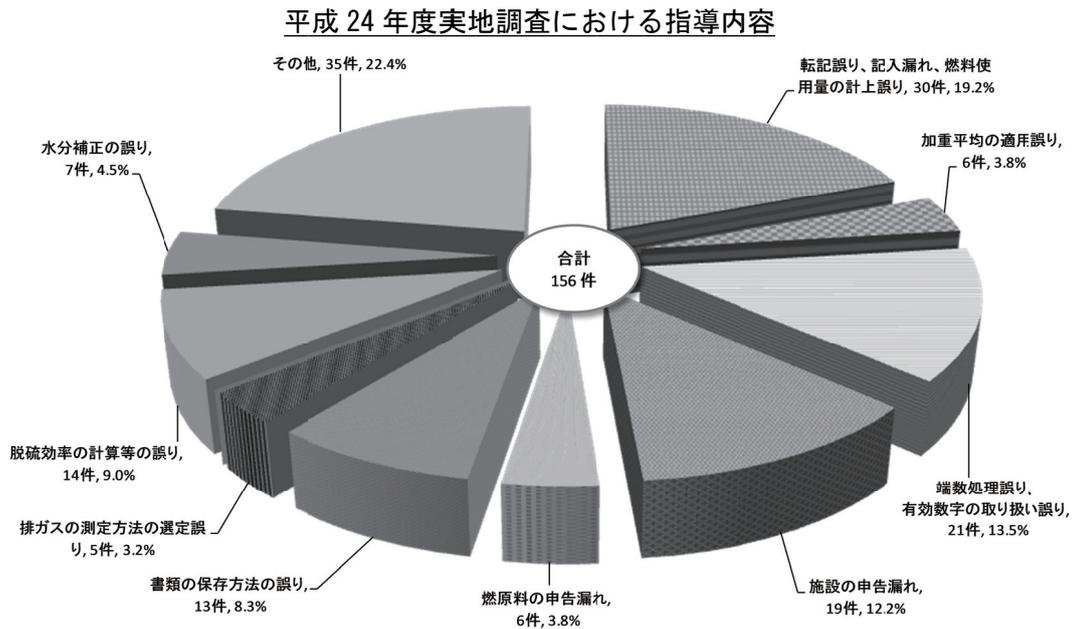


イ. 実地調査

実地調査においては、事業所の担当者から製造工程及びばい煙発生施設等の説明を受け、これら施設の稼働状況等を確認するとともに、申告書作成の根拠となる原始帳票類の精査確認を行うなど、申告内容の調査を行った。

ウ. 実地調査の結果

平成 25 年 3 月末までに、63 事業所に対して実地調査を実施した。その結果、申告額に影響のあった 20 事業所については申告額の訂正等を行った。また、すべての事業所に対して、翌年度以降、適正な申告がなされるよう指導を行った。



(資料編 P4 補償 4 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等)

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施等

① 民間競争入札によって日本商工会議所と委託契約した徴収業務（再委託先：全国156商工会議所）において商工会議所による申告書等の点検及び未申告督促業務を行うことにより、機構業務の効率化を図った。

② 徴収業務に係る委託費は、平成20年度実績と比較し8.98%削減した。

●委託費の削減

(単位：円)

平成 20 年度 委託費 (a)	平成 21 年度 委託費 (b) <small>(平成 20 年度比削減率)</small>	平成 22 年度 委託費 (c) <small>(平成 20 年度比削減率)</small>	平成 23 年度 委託費 (d) <small>(平成 20 年度比削減率)</small>	平成 24 年度 委託費 (e) <small>(平成 20 年度比削減率)</small>	平成 20 年度 比の差引額 (f=a-e)
195,561,047	180,215,984 (▲7.85%)	179,026,017 (▲8.46%)	179,042,971 (▲8.45%)	177,992,589 (▲8.98%)	17,568,458

③ 官民競争入札等監理委員会です承（平成20年10月27日付）された民間競争入札実施要項に基づき、内閣総理大臣が行う委託事業の評価のため、徴収業務の実施状況（平成21年度から24年度までの申告書の提出率等）を内閣府へ報告した（平成24年9月13日）。

内閣府の官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会（平成25年3月19日）及び官民競争入札等監理委員会（平成25年3月28日）において業務実施状況及び事業評価について審議が行われ、業務は適切に実施されており、また、業務の質の向上及び経費の削減が図られているとの評価を得た。なお、次回の民間競争入札に際しては競争性の確保等について検討する必要があるとの意見があったことから、それらの意見を踏まえた民間競争入札実施要項の検討をし、官民競争入札等監理委員会に審議を諮ることとしている。

（資料編 P6 補償 5 徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容）

（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 申告・納付説明会における納付義務者への対応

ア. 全国 153 商工会議所 105 会場において、例年どおり 4 月に申告・納付説明会を実施した。

イ. 各地での申告・納付説明会には環境省職員・機構職員が出席し、納付義務者からの相談及び質問事項等（313 件）に対し、きめ細かな対応を行った。

ウ. 納付義務者へのサービス向上を目的として、申告・納付説明会の出席事業者に対し、アンケートを実施した。

○アンケートの結果

（申告・納付説明会出席事業者数 3,216 件のうち 2,621 件が回答、回答率 81.5%）

・「汚染負荷量賦課金申告・納付について」の理解度は、91.9%であった。

・用紙及びFD申告事業者のうち、平成 24 年度に「オンライン申告にしてみようと思う」と回答した事業者は 54.8%にとどまり、引き続きオンライン申告の促進が必要であると考えられる。

（資料編 P7 補償 6 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い）

（資料編 P9 補償 7 平成 24 年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での対応について）

② 汚染負荷量賦課金専用ホームページの充実、汚染負荷量賦課金システム等の見直し

ア. 「オンライン申告の手順」をスライドショー化するとともに、申告・納付説明会で配布した申告・納付方法を解説した資料を賦課金ホームページに掲載することにより、汚染負荷量賦課金専用ホームページの充実を図った。

イ. 納付義務者の利便性の向上のため、オンライン申告に必要な認証用CDの発行手続きの迅速化を図った。

ウ. 汚染負荷量賦課金システムの安定的運用を継続させるために、より高度な情報セキュリティ対策等の強化を図った。

③ 委託業務の監督、指導及び公害健康被害補償業務担当者研修会の開催

徴収業務については、民間競争入札により委託契約した委託業者と連携し、適正に実施されるように進行管理に努めた。

また、申告書の点検方法、未申告事業所に対する申告督促方法等の具体的な業務内容について委託業務担当者の理解を深めるための研修会を東京商工会議所国際会議場にて開催した結果、申告督促対象の 547 事業所のうち 394 事業所が申告・納付に応じた。



公害健康被害補償業務担当者研修会

(4) オンライン申告の促進

① 申告・納付説明会において、オンライン申告の手続きや利便性を中心とした説明内容を充実させた。

② 関係団体、本社等を訪問し、オンライン申告を促進するとともに実地調査時の機会をとらえ、オンライン申告の導入を積極的に働きかけた。その結果、平成 24 年度のオンライン申告件数は、平成 25 年 3 月末現在で 4,084 件、全申告に対する比率は 49.2%となり、平成 23 年度実績と比較して 407 件、11.1%の増となった。

③ オンライン申告を導入している事業所に対し、翌年度の申告の準備が早く行えるよう平成 24 年 11 月（平成 23 年度は 12 月）から雛型ファイル（算定様式）のダウンロードができるように改善し、ホームページ及び文書で周知した。

（資料編 P10 補償 8 平成 24 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について）

④ 用紙申告及びFD申告を行っている事業所（約 4,500 件）に対し、オンライン申告の促進を目的に、翌年度の申告の準備を始める平成 25 年 2 月下旬にオンライン申告の導入依頼文書を発送した。

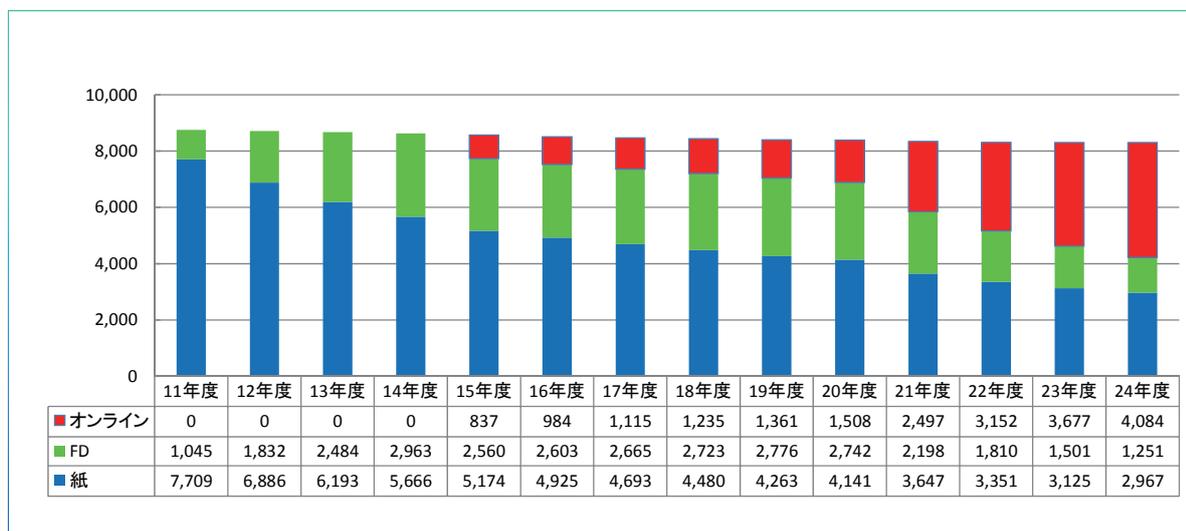
（資料編 P11 補償 9 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い）

●申告方式別の申告件数及び申告金額（平成 25 年 3 月末現在） （単位：件、%、千円）

区分	平成 23 年度				平成 24 年度			
	件数	構成比	申告金額	構成比	件数	構成比	申告金額	構成比
オンライン申告	3,677	44.3	18,822,633	50.8	4,084	49.2	21,769,309	60.4
FD 申告	1,501	18.1	12,888,394	34.9	1,251	15.1	9,591,100	26.7
電子申告	5,178	62.4	31,711,027	85.7	5,335	64.3	31,360,409	87.1
用紙申告	3,125	37.6	5,311,537	14.3	2,967	35.7	4,651,820	12.9
合計	8,303	100.0	37,022,564	100.0	8,302	100.0	36,012,229	100.0

※ FD 申告とはフロッピーディスク等による申告である。

●年度別申告方式別申告件数



自己点検結果

- 東日本大震災により、申告・納付期限が未到来となっている福島県の一部地域の事業所については、引き続き環境省と連携を図り、丁寧な対応を図っていく。
- 中期計画で定められている平成 20 年度比 50%増（57 事業所）の現地調査については、平成 25 年 3 月末までに 63 事業所（平成 20 年度比 65.8%増）に対して現地調査を実施し、中期計画に掲げた目標を達成した。
- 民間競争入札によって実施した徴収業務は、官民競争入札等監理委員会において、実施状況については適正と評価された。なお、次回の入札に際しては競争性の確保等について検討することが必要との意見があった。引き続き関係省庁と協議し、適正な入札を実施し、業務の効率化及び経費の削減を図っていく。
- オンライン申告の一層の促進のため、申告・納付説明会におけるオンライン申告を中心とした説明内容の充実、関係団体等への働きかけ、雛型ファイルの早期ダウンロードの実施、現地調査時の導入依頼を行った結果、オンライン申告が前年度から 407 件（11.1%）増加した。
なお、平成 24 年度はオンライン申告が 49.2%にとどまっていることから、引き続きオンライン申告の促進に努める。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

平成 24 年度計画の概要

- 必要に応じて補償給付納付金関係書類作成の手引き等の見直し、都道府県等の担当者への周知徹底。
- 都道府県等のニーズ等に対応した納付業務システムの改良。
- 現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施。
- 国及び都道府県等へ現地指導の結果に関する情報の提供。
- オンライン申請が維持出来るよう現地指導等を行うことによる周知徹底。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 都道府県等のニーズを踏まえ、必要に応じた納付業務システムの改良
- ・ 納付金に係るオンライン申請の円滑な実施

平成 24 年度の業務実績

(1) 納付金のオンライン申請の維持

平成 23 年度に全ての都道府県等がオンライン申請となったが、都道府県等担当者の理解をより一層深めるために、「オンライン納付業務システム操作説明会（以下「説明会」という。）」を東京、大阪の2会場で計4回実施した。なお、参加者から「次年度も説明会を開催してほしい」との要望があったことから、次年度も引き続き、実施していく。

また、現地指導においても、納付業務システムの操作方法について担当者に説明した。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

① 補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引の見直し等

補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引について、納付業務システムへの入力に関する留意事項の追加等を行うなど、都道府県等の事務処理の効率化を図った。

納付業務システムの操作手順マニュアル（簡易版）を作成し、説明会で活用した。

② 納付業務システムの改良

現時点では都道府県から特段の要望はないが、全ての都道府県等で今後ともオンライン申請が維持できるように都道府県等のパソコン環境を常に把握し、必要に応じて速やかに、納付業務システムの改良を行う。

③ 都道府県等への現地指導及び情報提供等

ア. 現地指導について、原則3年に1回のサイクルで実施する基本方針に則り、旧第一種地域は12都道府県等および、第二種地域は2都道府県等で実施した。

イ. 現地指導では、死亡に係る給付手続き等誤りの多く見受けられる事務処理状況を確認し、正しく事務処理がなされるよう指導を行った。

ウ. 現地指導を行った結果を取りまとめ環境省に報告するとともに、公害保健福祉事業を実施する上で創意工夫が見られた事例について、全ての都道府県等に情報提供を行った。

(3) 都道府県等に対する補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金の納付実績

(単位：百万円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
補償給付費納付金	51,740	49,473	48,201	46,841	44,869
公害保健福祉事業費納付金	97	118	109	102	97
合 計	51,837	49,591	48,310	46,943	44,966

(資料編 P14 補償 10-① 旧第一種被認定者数の年度別推移)

(資料編 P14 補償 10-② 補償給付費納付金の年度別推移)

(資料編 P15 補償 11 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移)

自己点検結果

- ・ 納付金に係るオンライン申請の維持に向けて、都道府県等担当者を対象とした説明会を東京と大阪の 2 会場で計 4 回実施した。また、納付業務システムの操作方法については現地での指導もあわせて行った。
全ての都道府県等においてオンライン申請を維持するため、次年度以降も引き続き説明会を実施していく。
- ・ 都道府県等担当者の事務処理の効率化に向けて、補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引等の見直し、納付業務システムの操作手順マニュアル（簡易版）の作成を行った。
- ・ 今年度は 14 県市区で現地指導を実施し、公害保健福祉事業を実施するうえで創意工夫が見られた事例については全ての都道府県等に情報提供を行うとともに、環境省に報告した。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

平成 24 年度計画の概要

- 公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき、安全で有利な運用。
- 自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用等により、収入の安定的な確保。
- 地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化・効率化。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 公害健康被害予防事業の継続的、安定した実施を図るため、基金の安全で有利な運用の実施
- ・ 助成事業において、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）を優先的に採択
- ・ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）（以下、「見直しの基本方針」という。）を踏まえた事業の見直し
（資料編 P16 予防 1 公害健康被害予防事業の概要）

平成 24 年度の業務実績

（1）収入の安定的な確保

安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図った。

（単位：百万円）

	平成 23 年度			平成 24 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
基金運用収入	1,025	942	2.09	925	945	2.09
補助金	200	200	—	200	200	—

（資料編 P17 予防 2 公害健康被害予防基金債券運用状況）

（資料編 P138 共通 8 運用方針について）

（2）事業の重点化・効率化

- ① 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業について、地方公共団体の要望に全て対応できるよう、助成を行った。

（資料編 P18 予防 3 平成 24 年度ソフト3事業等実施状況）

- ② 「見直しの基本方針」を踏まえ、継続的にぜん息患者のニーズに的確にこたえる事業内容の改善及び事業実施効果を把握し、該当する事業において見直しを行った。

（2.（1）③参照）

（資料編 P19 予防 4 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ（各府省・各法人における措置状況））

自己点検結果

(1) 運用収入の安定的な確保

収入を安定的に確保することができた。今後とも安全で有利な運用に努める。

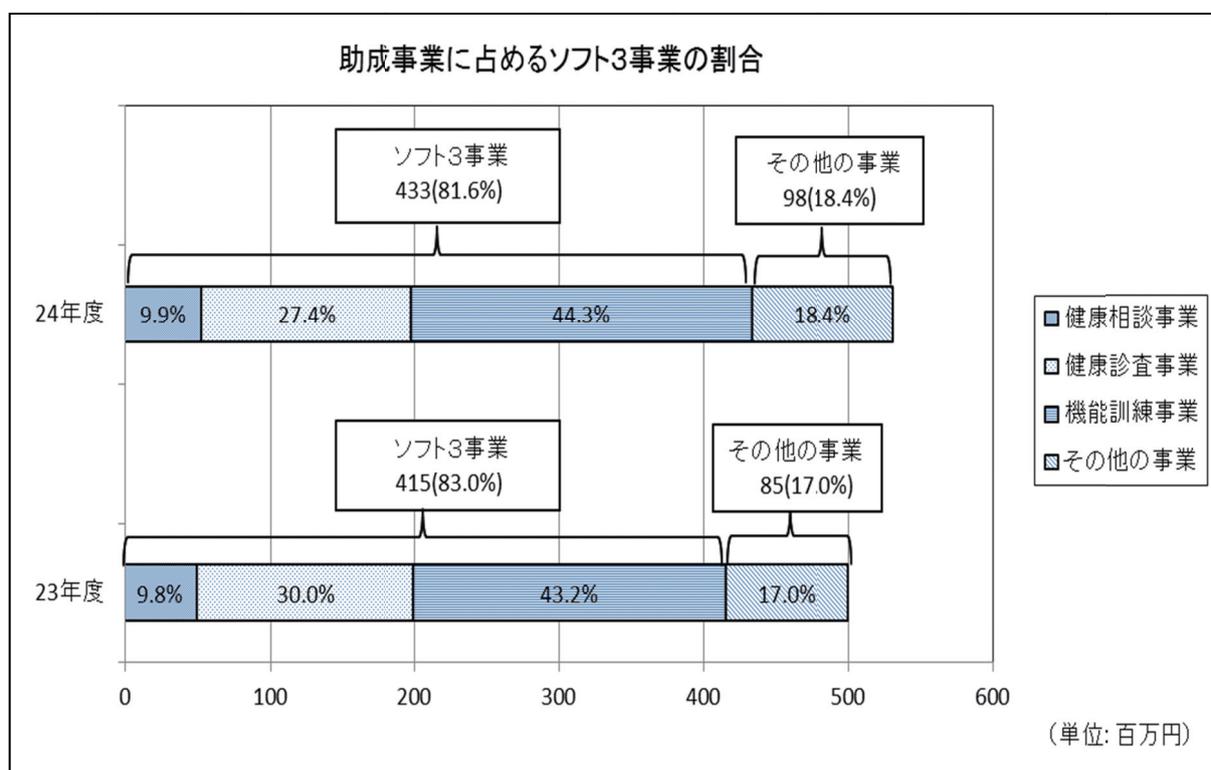
(2) 事業の重点化・効率化

① 地方公共団体の要望に全て対応できるようソフト3事業に係る申請について優先的に採択し、助成を行うことができた。

② 患者団体等との意見交換会において、現行行っている事業内容はニーズに即したものであることが確認された。

今後も、ぜん息・COPD 患者のニーズの的確な把握と事業への適切な反映を、継続的に進めていく。

(参考)



2. ニーズの把握と事業内容の改善

平成 24 年度計画の概要

- ぜん息患者等の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させ事業を改善。
- ソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続的に実施、専門家の評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討。
- 環境省が平成 23 年 5 月に公表した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」の取りまとめ結果を踏まえ、引き続き、より効果的な事業を実施。

平成 24 年度の重点事項

- ・ ニーズの把握と事業への反映
- ・ ソフト 3 事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

平成 24 年度の業務実績

(1) ニーズの把握と事業への反映

① 直轄事業参加者へのアンケート

知識普及事業、研修事業参加者(参加者 8,395 名)へのアンケート調査を実施し(回収率 74.5%)、各事業への満足度及び意見等を収集した。また、講演会、水泳記録会等の事業参加者に事業終了 2 ヶ月後に追跡アンケートを今年度から新たに実施し、事業効果の継続性等の把握に努め、得られた意見等は事業への改善に反映させた。

(資料編 P20 予防 5 平成 24 年度知識の普及事業実施状況)

(資料編 P26 予防 6 平成 24 年度研修事業実施状況)

(資料編 P27 予防 7 ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望)

② 患者等のニーズを事業に適切に反映する仕組みの検討等

「見直しの基本方針」における「各独立行政法人について講ずべき措置」を踏まえ、公害健康被害補償制度と関わり深い患者団体及び NPO 法人としてぜん息・COPD の予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組む患者団体等との合同連絡会を平成 24 年 12 月 12 日に開催し意見交換を行い、患者等のニーズの吸い上げを行うとともに事業に適切に反映した。

また、事業に反映する仕組みの検討を行った結果、今後は、小児・成人の分野別連絡会を設けて、より細かな分野ごとのニーズの把握に努め事業に的確に反映していくこととした。

(資料編 P29 予防 8 意見交換を実施した団体)

③ 患者等のニーズに基づき実施した事業

患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに基づき、以下の事業を実施した。

把握したニーズ	ニーズに応える事業として平成24年度に実施した事業	事業区分
1. 専門医への相談・交流機会の確保	<p>日本小児アレルギー学会と連携し、市民公開講座を開催。更に、今年度は新たに日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会と連携を図り、市民公開講座を開催。</p> <p>なお、日本小児アレルギー学会からの要望を受け、災害時におけるぜん息などのアレルギーを持つ児童に必要な対応を講演内容に加えて実施した。</p> <p>平成24年6月17日（日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会） 平成24年9月16日（日本小児アレルギー学会）</p>	知識の普及
2. 就学期のぜん息患者のサポート	<p>文部科学省、公益財団法人日本学校保健会と連携し、ぜん息等をもつ児童・生徒及び養護教諭等を対象としたぜん息・アレルギーフォーラムを開催。更に、児童・生徒を対象とした、自己管理支援のプログラムを新たに設けた。</p> <p>関西地区：平成25年2月23日 関東地区：平成25年3月17日</p>	知識の普及
3. (ぜん息) 患者教育スタッフの養成	<p>ぜん息の患者教育等に従事する地域のコメディカルスタッフを養成するための研修を実施</p> <p>関西地区：平成25年2月14～15日 関東地区：平成25年3月7～8日</p>	研修
	<p>ぜん息や食物アレルギーなどのアレルギーを持つ乳幼児が、生活の大半を過ごす保育所において、健康で安全な保育所生活を送るための取組みが求められていることから、新たに厚生労働省と連携を図り、保育所等に勤務する保育士・栄養士・看護師等を対象とした「保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」を開催</p> <p>東京都：平成24年9月21日 名古屋市：平成24年10月26日 神戸市：平成24年11月16日 北九州市：平成24年12月7日</p>	知識の普及
4. 呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成	<p>日本呼吸ケア・リハビリテーション学会の協力を得て、理学療法士等地域の呼吸リハビリテーション指導員を養成するための研修を実施</p> <p>平成25年2月9～10日</p>	研修
5. 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供	<p>地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象とした水泳記録会を開催。今年度は、「ぜん息ミニセミナー」を継続実施することに加え、記録会参加者の全員参加による「ピークフローの使用実技講習」を新たに実施した。</p> <p>関東地区：平成24年10月13日 関西地区：大型台風の接近に伴い中止</p>	知識の普及
	<p>自立する時期の思春期ぜん息について、最新のガイドラインに基づき治療やセルフケアの方法をまとめ、患者教育の場でも活用できる普及啓発冊子「思春期にぜん息の君に（改訂版）」を作成</p>	

把握したニーズ	ニーズに応える事業として平成 24 年度に実施した事業	事業区分
6. 高齢者に対する事業メニューの充実化	成人ぜん息・COPD 患者を対象にした講演会を開催。 今年度は、講演会を 14 回開催したうちの 5 回を高齢者向けの講演内容として実施。	知識の普及
7. COPD に対する認知度の向上、重症化の防止	呼吸リハビリテーションの有効性が地域にいきわたるように地域主体（行政機関、医療機関等）との連携を通じて、COPD 患者等が呼吸リハビリテーションに継続して参加できる地域ネットワークを構築するための「COPD 患者の QOL 向上のための呼吸リハビリテーションの普及及び地域ネットワークの構築事業」を大阪ブロック及び岡山ブロックで新たに実施	
	呼吸困難やそれに伴う日常生活の質の低下に対しては、呼吸リハビリテーションを行うことで更なる症状の改善が期待できるため、COPD 患者が自ら呼吸リハビリテーションに関する正しい知識を身に付け、健康を維持、増進するためのセルフマネジメントを支援するための「呼吸リハビリテーションマニュアル」の製作を新たに開始	

(2) ソフト 3 事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

ソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のための調査（以下、「調査」という。）を継続して実施するとともに、事業内容の改善のため新たにワーキンググループを設置し、各地方公共団体が実施するソフト 3 事業の事業効果の高い事例を取りまとめた事例集を作成し、各地方公共団体に提供した。

（資料編 P30 予防 9 ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査及び事業改善に向けた検討状況）

（資料編 P31 予防 10 ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告－抜粋－）

（資料編 P35 予防 11 ソフト 3 事業事例集－抜粋－）

(3) そらプロジェクトの調査結果に基づく事業の実施

「そらプロジェクト」の調査結果や、患者のニーズや事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象としたより効果的な事業を継続して実施した。

- ・ 児童や養護教諭などを対象としたぜん息等講演会・講習会の実施
- ・ ぜん息等をもつ児童・生徒などを対象としたぜん息・アレルギーフォーラムの開催
- ・ 幹線道路沿いの学校等に対する大気浄化植樹事業の一層の推進

（資料編 P19 予防 4 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ（各府省・各法人における措置状況））

自己点検結果

(1) ニーズの把握と事業への反映

- ① 知識普及、研修事業参加者に対するアンケートによって、各事業に対する参加者の満足度が確認され、また、意見・要望が得られた。これらを踏まえ、引き続き、該当する事業において、対象者のニーズを適切に反映するよう改善する。
- ② 患者団体等と意見交換する場を設け、現在の事業展開が、概ね患者等のニーズを踏まえたものであることを確認できた。なお、ぜん息患者など事業対象者のニーズの把握と事業への適切な反映を継続的に行う仕組みの検討を行うことができた。
- ③ 「見直しの基本方針」に基づき、引き続き、ぜん息患者等の新たなニーズに応える事業の改善に努める。

(2) ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

対象 46 地方公共団体すべての協力を得、医師、保健指導等の専門家で構成する検討委員会の指導のもと、ソフト3事業の事業の実施効果の適切な測定・把握のための調査を継続して実施することができた。

また、事業内容の改善のため、新たにワーキンググループを設置し、ソフト3事業の事業効果の高い事例を取りまとめた事例集の作成を行い、各地方公共団体に情報提供できた。

(3) そらプロジェクトの調査結果に基づく事業の実施

「そらプロジェクト」の調査結果や、患者のニーズや事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、引き続き、学童期を対象としたより効果的な事業の実施に取り組んでいく。

3. 調査研究

平成 24 年度計画の概要

- 環境保健分野に係る調査研究について、平成 23 年度より開始した 1 課題を継続するほか、平成 24 年度より開始する課題について、公募により実施。
- 大気環境の改善分野に係る調査研究について、継続 1 課題を実施するほか、平成 24 年度より開始する 1 課題を公募により実施。
- 公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用し、課題の採択は、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定。
- 外部有識者による年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施し、その評価結果を、次年度の研究内容や事業にフィードバック。
- 研究成果は、研究発表会等で公表し、機構のホームページ上で公開。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 環境保健分野について、公害健康被害予防事業の根拠となる知見の確立、事業実施効果の適切な把握及びソフト 3 事業の充実・強化に関する新たな課題を公募により実施
- ・ 大気環境の改善分野について、局地的な大気汚染の改善に係る施策の計画・評価に関する新たな課題を公募により実施
- ・ 調査研究に係る経理の適正化、透明性の確保

平成 24 年度の業務実績

(1) 調査研究の公募による実施

① 環境保健分野に係る調査研究

ア. 平成 24 年度からの 2 年計画で実施する課題について機構ホームページ及び関連学会のホームページに加え、一般社団法人日本アレルギー学会の協力を得て、学会員へ個別通知を行うなど広く公募をしたところ 44 件の応募があり、評価委員会による事前評価を経て、14 件を採択した。課題の決定に要した日数は 58 日であった。

イ. 公害健康被害予防事業助成対象地域における気管支ぜん息等の有症率とその動向把握を課題とする調査研究 3 件については、評価委員会による年度評価を受け、平成 23 年度に引き続き実施した。

(資料編 P39 予防 12 平成 24 年度新規環境保健調査研究課題の公募について)

(資料編 P40 予防 13-① 平成 24 年度環境保健分野に係る調査研究概要<新規研究課題>)

(資料編 P43 予防 13-② 平成 24 年度環境保健分野に係る調査研究概要<継続研究課題>)

(資料編 P44 予防 14-① 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について)

② 大気環境の改善分野に係る調査研究

ア. 平成 24 年度からの 2 年計画で開始する課題について公募を行い、評価委員会による事前評価を経て、2 件を採択した(応募: 6 件)。課題の決定に要した日数は 57 日であった。

イ. 局地的な大気汚染地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の削減効果若しくは対策効果の把握に係る調査研究 2 件については、評価委員会による年度評価を受け、平成 23 年度に引き続き実施した。

(資料編 P59 予防 14-④ 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について)

(資料編 P61 予防 15 平成 24 年度新規環境改善調査研究課題の公募について)

(資料編 P62 予防 16 平成 24 年度大気環境の改善分野に係る調査研究概要)

(2) 調査研究の評価、研究成果の公表

① 環境保健分野の評価については、第 8 期調査研究（平成 23 年度実施）の 3 課題 16 件について、平成 24 年 5 月に調査研究発表会を開催し評価委員会による事後評価を受けた。

また、平成 24 年度に採択した調査研究 3 課題 14 件について、平成 25 年 3 月に調査研究発表会を開催し、評価委員による年度評価を行い次年度の計画に反映する。

(資料編 P50 予防 14-②、③ 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について)

② 環境改善分野の評価については、平成 23 年度の調査研究について、平成 24 年 5 月に調査研究発表会を開催し、評価委員会による事後評価及び年度評価を行い、年度評価結果については、平成 24 年度の調査研究内容に反映した。

(資料編 P59 予防 14-④ 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について)



環境保健調査研究成果発表会



環境改善調査研究成果発表会

③ 研究成果については、内外での学会や論文発表などを通じ、学問分野の発展、社会貢献を果たしている。

分野区分	研究件数	学会発表数	論文発表数
環境保健分野	17 件	218 件	233 件
環境改善分野	4 件	1 件	0 件

- ④ 環境保健・環境改善分野とも平成 23 年度の調査研究成果をホームページに公表するとともに、調査研究成果集を関係地方公共団体のほか関係学会等に配布した。また、これまでの研究成果を、事業等への一層の活用を図るためにマニュアル・パンフレット等に取りまとめ配布した。さらに、第 8 期環境保健調査研究で開発した e ラーニングによる学習システムについては、平成 25 年 6 月からの運用開始に向けたコンテンツのとりまとめ等の準備を行った。なお、学習コンテンツについては、日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会と連携し、運用を図っていく予定である。

●調査研究の成果を受け発行するパンフレット等

分野区分	内容	発行時期
環境保健分野	小児気管支ぜん息における呼気NO測定ハンドブック	25年2月
	成人ぜん息テキスト（改訂版）	25年3月
	e ラーニングによる学習コンテンツ（学習ツール）	25年6月運用開始
	呼吸リハビリテーションマニュアル	26年3月予定
環境改善分野	燃料管理システム活用によるエコドライブの推進（パンフレット）	25年1月

(3) 経理の適正化、透明性の確保

調査研究における適正な会計処理の実施を図るため、以下の措置を講じた。

- ・調査研究班会議を活用した委託費の適正執行に係る周知徹底
- ・調査研究に従事する会計担当者等を対象とした会計説明会の開催
- ・支払証拠書類及び帳簿並びに納入物品の確認等の現地調査
- ・調査研究の公募における応募資格制限に関する規程の整備

自己点検結果

(1) 調査研究の公募による実施

ホームページ及び関連学会・関係機関等を活用して広く公募し、各々外部有識者による評価委員会による事前評価を経て、環境保健分野については 14 件、大気環境の改善分野については 2 件の調査研究を、公募の締切日から 60 日以内に採択することができた。

(2) 調査研究の評価、研究成果の公表等

評価委員会による年度評価及び事後評価を行い、評価結果を研究者等へフィードバックした。今後もより良い研究を行うための評価等を適切に実施する。

また、マニュアルやパンフレットを医療機関や地方公共団体等への配付や研究成果等のホームページでの公表等により、ぜん息などのアレルギー疾患の予防や治療に役立つ知見を広く周知するとともに、研究成果の活用の一層の促進が図れた。

(3) 経理の適正化、透明性の確保

委託費の適正な執行を図るための指導を行った。今後も引き続き、研究機関等への会計説明会等を実施し、経理の適正化、透明性の確保を図っていく。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

平成 24 年度計画の概要

- パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施。
- 参加者、利用者に対するアンケート調査を実施し、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。
- ホームページ等を活用し、各事業による最新の知見や情報を幅広く積極的に提供。

平成 24 年度の重点事項

- ・ニーズに沿った知識普及事業の実施
- ・ホームページを活用した情報提供の効果的な実施

平成 24 年度の業務実績

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

① 講演会・講習会の実施

地方公共団体からの開催要望を踏まえ、地方公共団体との共催により、地域の患者等を対象とした講演会を 14 回開催した。

また、各地域の保健師、栄養士、保育士、養護教諭及び医師会医師等を対象とした講習会を 18 回開催した。

なお、調布市の小学校で起こった死亡事故を受けて、横浜市教育委員会の要望により、急遽、横浜市と共催で「ぜん息・食物アレルギー対応研修会」を開催した。

② 市民公開講座の実施

ぜん息等の患者やその家族をはじめとした地域住民に対し、専門医への相談、交流機会を提供するため、日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会及び日本小児アレルギー学会との共催による市民公開講座を 6 月と 9 月に開催した。



日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会 市民公開講座

③ ぜん息・アレルギーフォーラムの実施

文部科学省及び公益財団法人日本学校保健会と連携し、就学期のぜん息患者のサポートとして、ぜん息等をもつ生徒とその家族、及び養護教諭等の教育関係者等が一堂に会し、ぜん息などのアレルギー疾患に関する正しい知識を共有し家庭や学校における留意点等について考える機会を提供するため「ぜん息・アレルギーフォーラム」を関西地区及び関東地区においてそれぞれ開催した。

④ 保育所におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会の実施【新規】

厚生労働省と連携し、保育所に勤務する保育士・栄養士・看護師等を対象にぜん息や食物アレルギーなどのアレルギーに関する正しい知識の普及を図るとともに「保育所におけるアレルギーガイドライン」の現場での更なる活用を促進し、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的とした講習会を東京都、名古屋市、神戸市、北九州市の 4 ヶ所で開催した。

⑤ ぜん息児水泳記録会の実施

ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握のための調査結果でも高い評価が得られている地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象に、健康の回復を図るうえで大切な自己管理の啓発・継続を支援することを目的とした水泳記録会を関東地区で開催（10月13日：東京辰巳国際水泳場）した。

なお、関西地区（9月30日）でも開催予定であったが、大型台風の接近に伴い参加者の安全を最優先に考え、開催を中止した。

また、昨年度より開始したぜん息児及びその保護者への保健指導と思春期のぜん息患者に対する教育の機会として、水泳記録会プログラム開始前の時間帯を利用した吸入手技指導を交えたミニセミナーも継続して行うとともに、今年度は、医療従事者の指導のもと、全員参加型のピークフローの使用方法等の実技指導を併せて実施した。



水泳記録会



全員参加型の実技指導

⑥ ぜん息・COPD 電話相談の実施

ぜん息・COPD 患者等の個々の事例に特化した相談に応えるぜん息・COPD 電話相談室を設置し、常勤相談員（看護師）及び非常勤相談員（医師：日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医）を配置して942件の相談に対応した。

⑦ NPO 法人等の知見を活用した情報発信事業

「COPD 患者等のQOL向上のための呼吸リハビリテーションの普及及び地域ネットワークの構築事業」を24年度からの2年計画で大阪ブロックと岡山ブロックで実施した。

また、講演会及び機構の研修事業において、NPO 法人の代表者及び公益財団法人の担当者を講師として、当該法人が行っている取り組み事例の紹介等の講演・講義を実施した。

事業分類	対象	開催数	参加者	アンケート回答率	上位2段階の評価
講演会	地域のぜん息・COPD 患者とその家族等	14回 (12回)	1,289人 (1,310人)	67.5% (73.5%)	93.2% (90.9%)
講習会	保健師、保育士、養護教諭等	18回 (17回)	1,656人 (1,795人)	89.9% (85.0%)	96.6% (95.7%)
市民公開講座	ぜん息患者やその家族、地域住民、保健師、看護師等	2回 (2回)	472人 (377人)	52.3% (57.8%)	90.7% (94.0%)
ぜん息・アレルギーフォーラム	ぜん息をもつ児童・生徒とその家族、学校教育関係者等	2回 (2回)	393人 (510人)	57.3% (55.3%)	97.8% (92.6%)
保育所等における普及啓発講習会	保育士、栄養士、看護師等	4回 (—)	1,024人 (—)	85.5% (—)	97.7% (—)

事業分類	対象	開催数	参加者	アンケート 回答率	上位2段階 の評価
水泳記録会	ぜん息を持つ児童・生徒	1回 (2回)	159人 (253人)	87.4% (64.8%)	89.9% (90.9%)
ぜん息・COPD 電話 相談	ぜん息・COPD 患者とその 家族等	通年	942件 (883件)	52.4% (63.3%)	98.2% (96.1%)

※ () 書きは前年度実績

(資料編 P20 予防5 平成24年度知識の普及事業実施状況)

(2) 大気環境改善に係る知識の普及

助成対象地方公共団体の要望に基づき、地域の大気環境の改善に係る知識の普及及び大気環境にやさしい行動の促進を図ることを目的に、地域住民や事業者等を対象とする講義・事例紹介等を行う講演会を16回開催した。

また、実車教習を中心としたセミナー型の講習会を9回開催した。

事業分類	対象	開催数	参加者	アンケート 回答率	上位2段階 の評価
講演会	地域住民、事業者、 市職員等	16回 (11回)	1,946人 (1,034人)	73.1% (79.2%)	84.1% (83.5%)
講習会	地域住民、事業者等	9回 (4回)	53人 (64人)	92.5% (96.9%)	95.9% (98.4%)

※ () 書きは前年度実績

※講習会は、実車等(トラック等)を利用した実技講習を伴うものであり、1回の参加定員は小規模なものである。

(資料編 P20 予防5 平成24年度知識の普及事業実施状況)

(3) 啓発資料、患者教育用ツールの提供等

① 啓発資料等の提供

教育用ツール、啓発資料として機構が作成したパンフレット等を医療機関、地方公共団体(保健所、学校を含む)、事業者、患者個人等からの要望に応じて約61.1(58.2)万部を提供した。※()書きは前年度実績

提供先	提供部数	活用の内容
国・地方公共団体 (保健所、学校含む)	264,135部	ソフト3事業の参加者に対する教育用ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓蒙資料
医療機関	190,981部	医療機関受診患者への患者教育・指導等
個人等	155,712部	自己管理等
計	610,828部	(環境保健分野583,986部、環境改善分野26,842部)

② 啓発資料の作成

ア. 日本小児アレルギー学会「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン 2012」の発行に伴い、新たに吸入手技に関するパンフレットを製作するとともに、既存パンフレット等をガイドライン 2012 に基づいた内容に見直しを行った。また、調査研究成果を活用し、パンフレット、マニュアル等の啓発資料、教育ツールを製作した。

イ. 日本小児アレルギー学会「食物アレルギー診療ガイドライン 2012」の発行に伴い、本ガイドラインに即し、「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギーの基礎知識」の改訂を行った。

ウ. ぜん息の最新情報を取りまとめた生活情報誌「すこやかライフ」(年 2 回発行) 及び新規作成冊子については、新たに Web 版コンテンツも合わせて製作し、Web の特性を活かし動画、音声の活用など閲覧者の利便性や興味・関心を高める工夫を行うことで読者層の拡大を図った。

エ. 大気環境改善に係る知識の普及に活用するための一般を対象とした啓発資料を発行した。

●Web 版コンテンツも合わせて製作する新規作成冊子

	内容	発行部数 (発行時期)
1	「大気を考える本 大気環境のためにできること」	7,000 部 (24 年 4 月)
2	J P A C 問診票キット乳幼児用・小児用	60,000 部 (24 年 5 月)
3	「すこやかライフ 40 号」	50,000 部 (24 年 10 月)
4	「セルフケアのためのぜん息治療薬吸入実践テキスト」	20,000 部 (24 年 12 月)
5	「すこやかライフ 41 号」	50,000 部 (25 年 3 月)
6	ぜん息児向け学習教材 (ドリル)	5,000 部 (25 年 8 月) 予定

冊子



Web 版トップページ



●改訂版冊子

	内容	発行部数（発行時期）
1	「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギーの基礎知識 2012年改訂版」	40,000部（24年5月）
2	「ここが知りたい小児ぜん息Q&A」	15,000部（24年10月）
3	「ぜん息・ピークフロー日誌」	18,000部（24年10月）
4	「思春期にぜん息の君に」	8,000部（25年7月）予定

（4）ホームページによる情報提供

ぜん息やCOPDの予防や治療等に関する情報提供を目的とした「ぜん息などの情報館」と大気汚染の現状や対策、健康影響等、大気環境に関する情報提供を目的とした「大気環境の情報館」を平成24年9月に全面改定を行い、パンフレットやイベントの申込みをしやすい、動画コンテンツを設けてより理解度を高めたり、子供向けコンテンツを充実させることで、より一層の利便性の向上と内容の充実を図った。

トップページ



キッズページ



（資料編 P63 予防 17 平成 24 年度 ホームページの主な改定内容）

自己点検結果

（1）地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

- ・ 今年度、新たに厚生労働省と連携した普及啓発講習会を実施するとともに、講演会・講習会の開催、パンフレットの作成・提供、ホームページによる情報提供及びぜん息・COPD電話相談室の開設等を通じ、ぜん息・COPDの予防・管理に関する適正な知識を普及することができた。なお、実施した全ての事業について、各事業参加者の80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた。
- ・ 今年度から講演会・水泳記録会等については、事業直後だけでなく、事業終了2ヵ月後に追跡アンケートを新たに実施した結果、事業に参加した者の行動変容が、継続されていることが確認できた。

- ・ 下記の事業の実施を通じ、患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに応えることができた。

把握したニーズ	ニーズに応える事業として平成 24 年度に実施した事業
<p>専門医への相談・交流 機会の確保</p>	<p>日本小児アレルギー学会と連携し、市民公開講座を開催。更に、今年度は新たに日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会と連携を図り、市民公開講座を開催。 なお、日本小児アレルギー学会からの要望を受け、災害時におけるぜん息などのアレルギーを持つ児童に必要な対応を講演内容に加えて実施した。 平成 24 年 6 月 17 日（日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会） 平成 24 年 9 月 16 日（日本小児アレルギー学会）</p>
<p>就学期のぜん息患者 のサポート</p>	<p>文部科学省、公益財団法人日本学校保健会と連携し、ぜん息等をもつ児童・生徒及び養護教諭等を対象としたぜん息・アレルギーフォーラムを開催。更に、児童・生徒を対象とした、自己管理支援のプログラムを新たに設けた。 関西地区：平成 25 年 2 月 23 日 関東地区：平成 25 年 3 月 17 日</p>
<p>(ぜん息)患者教育ス タッフの養成</p>	<p>ぜん息や食物アレルギーなどのアレルギーを持つ乳幼児が、生活の大半を過ごす保育所において、健康で安全な保育所生活を送るための取組みが求められていることから、新たに厚生労働省と連携を図り、保育所等に勤務する保育士・栄養士・看護師等を対象とした「保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会」を開催 東京都：平成 24 年 9 月 21 日 名古屋市：平成 24 年 10 月 26 日 神戸市：平成 24 年 11 月 16 日 北九州市：平成 24 年 12 月 7 日</p>
<p>思春期のぜん息患者 を対象とする患者教 育機会の提供</p>	<p>地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象とした水泳記録会を開催。今年度は、「ぜん息ミニセミナー」を継続実施することに加え、記録会参加者の全員参加による「ピークフローの使用実技講習」を新たに実施した。 関東地区：平成 24 年 10 月 13 日 関西地区：大型台風の接近に伴い中止 自立する時期の思春期ぜん息について、最新のガイドラインに基づき、治療やセルフケアの方法をまとめ、患者教育の場でも活用できる普及啓発冊子「思春期にぜん息の君に（改訂版）」を作成</p>
<p>高齢患者に対する事 業メニューの充実化 COPD に対する認知度 の向上、重症化の防止</p>	<p>成人ぜん息・COPD 患者を対象にした講演会を開催。 今年度は、講演会を 14 回開催したうちの 5 回を高齢者向けの講演内容として実施。 呼吸リハビリテーションの有効性が地域にいきわたるように地域主体（行政機関、医療機関等）との連携を通じて、COPD 患者等が呼吸リハビリテーションに継続して参加できる地域ネットワークを構築するための「COPD 患者の QOL 向上のための呼吸リハビリテーションの普及及び地域ネットワークの構築事業」を大阪ブロック及び岡山ブロックで新たに実施 呼吸困難やそれに伴う日常生活の質の低下に対しては、呼吸リハビリテーションを行うことで更なる症状の改善が期待できるため、COPD 患者が自ら呼吸リハビリテーションに関する正しい知識を身に付け、健康を維持、増進するためのセルフマネジメントを支援するための「呼吸リハビリテーションマニュアル」の製作を新たに開始</p>

(2) 大気環境改善に係る知識の普及

講演会・講習会については、地方公共団体のニーズを踏まえ、対象別（事業者向け、地域住民向け）の講演会や実車等の体験を伴う講習会等、各地域のニーズに応じたメニューを用意することにより、地方公共団体や地域の個別のニーズに即した取組を進めることで適正な知識を普及することができた。

(3) 啓発資料、患者教育用ツールの提供等

関連学会のガイドラインの改訂に伴い、その内容を反映した最新の情報提供を行うため、該当するパンフレット等の改訂を行い普及啓発の情報提供ができた。

(4) ホームページによる情報提供

ホームページを一斉リニューアルし、ホームページをより一層活用し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。

5. 研修の実施

平成 24 年度計画の概要

- 地方公共団体の各事業従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施。
- 研修ニーズを把握し、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。

平成 24 年度の重点事項

- ・受講者のニーズ、専門家の意見及び患者等のニーズを踏まえた研修の充実化

平成 24 年度の業務実績

(1) 地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者を対象とする研修

① 環境保健分野の研修

- ア. 地方公共団体が実施するソフト 3 事業(助成対象地方公共団体数:46)の従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に各研修を実施した。
- イ. 実施に当たり、受講者アンケートにおけるニーズ等を踏まえ、今年度から新たに予防事業の助成対象(ぜん息キャンプ事業における参加保護者を対象としたカリキュラムを実施できるよう措置)とした「親子ぜん息キャンプ」の実施事例を紹介するとともにソフト 3 事業の事例紹介や実技指導の講義を取り入れるなどカリキュラムの見直しを行った。
- ウ. 予防事業従事者の研修の受講機会の拡大を図るため、年度初めに研修計画や各研修のカリキュラム内容を地方公共団体へ案内し、年間を通じて計画的に受講できるよう周知を行うとともに、各研修 2 ヶ月前には再度案内を行い、追加要望に関する周知を行った。
- エ. 環境保健分野の研修においては、参加者の 9 割以上の方から有意義との評価を得た。
- オ. 研修に参加できない事業従事者に対してぜん息の知識等を修得する機会としての利用を提供するとともに、研修参加者の復習の機会を促進するため、第 8 期環境保健調査研究で開発した e ラーニング学習システムを新たに研修ツールとして活用するため、平成 25 年 6 月からの運用開始に向けた準備等に着手した。

(資料編 P27 予防 7 ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望)

② 環境改善分野の研修

- ア. 助成対象地方公共団体において環境改善事業に従事する者を対象とする環境改善研修を実施した。実施に当たっては、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ及び最新の大気環境改善分野に関する国等の動向や知見等を踏まえ、大気汚染の健康影響に関する疫学、PM2.5 に関する最新の知見等を取り入れたカリキュラム及び助成事業における大気浄化植樹事業に関するより一層の周知促進を目的としたカリキュラムを実施した。
- イ. 環境改善分野の研修においては、参加者全員から有意義との評価を得た。

(2) 地域のコメディカルスタッフ等を対象とする研修

- ア. 地域のコメディカルスタッフ（看護師、薬剤師、理学療法士、保健師等）を対象に、ぜん息・COPD 患者の療養指導に必要な知識、技術を修得する機会を提供し、地域における患者指導の充実化に資するぜん息患者教育スタッフ養成研修を実施した。
- イ. 患者教育スタッフ養成研修においては、参加者全員から有意義との評価を得た。

(3) 呼吸リハビリテーションを行う指導者を養成する研修

- ア. 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会と協力・連携し、学会が行う呼吸リハビリテーション研修会に派遣する方式で実施し、地域における呼吸リハビリテーションを行う指導員の育成に資する呼吸リハビリテーション指導者養成研修を実施した。
- イ. 呼吸リハビリテーション指導者養成研修においては、参加者の9割以上の方から有意義との評価を得た。

●研修一覧

研修コース		平成 24 年度			平成 23 年度	
		実施時期	受講者数	アンケート回答率	上位 2 段階の評価	受講者数
初任者研修		H24. 5. 31、6. 1	51 人	90. 2%	100%	52 人
機能訓練 研修	ぜん息キャンプ	H24. 6. 20-22	27 人	92. 6%	96. 0%	29 人
	水泳訓練教室	H24. 7. 11-13	30 人	80. 0%	100%	30 人
	ぜん息キャンプ体験型	H24. 8. 21-24	17 人	76. 5%	92. 3%	3 人
保健指導研修	小児	H24. 9. 5-7	35 人	100%	100%	62 人
	成人	H24. 10. 3-5	30 人	90. 0%	100%	39 人
フォローアップ研修		H24. 11. 8-9	45 人	97. 8%	93. 2%	27 人
環境改善研修		H25. 1. 17-18	68 人	88. 2%	100%	72 人
呼吸リハビリテーション指導者養成研修		H25. 2. 9-10	35 人	100%	97. 1%	30 人
ぜん息患者教育 スタッフ養成研修	関西	H25. 2. 14-15	71 人	94. 4%	100%	38 人
	関東	H25. 3. 7-8	52 人	100%	100%	51 人

※ 研修は、助成対象地方公共団体（46）が実施するソフト3事業従事者等を対象としている。

※ 初任者研修及び機能訓練研修においては、約8割が初めての受講者である。

※ ぜん息キャンプ体験型は、専門医療機関が主体となって実施するぜん息キャンプに、地方公共団体の職員等がスタッフとして参加するものであり、参加対象とする医療機関のぜん息キャンプの運営上、多くの研修生を参加させることは難しい。

（資料編 P26 予防 6 平成 24 年度研修事業実施状況）

自己点検結果

- ・ 実施したすべての研修において、アンケート有効回答者の 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価が得られた。受講者へのアンケート等を通じて得られた意見・要望等は、今後の事業に適切に反映していく。
- ・ 研修の実施により、予防事業を実施する上で必要とされる専門スタッフの養成を図り、予防事業の質の向上や各地方公共団体で実施する事業内容の均一化が図られている。更には、地方公共団体が実施する講演会等において実技指導が取り入れられるなど事業に活用されている。
- ・ 呼吸リハビリテーション指導者養成研修については、患者等のニーズと現状の参加希望者増加の状況を鑑み、全ての希望者が参加できるように、今後は日本呼吸ケア・リハビリテーション学会の研修会の内容をベースに講義と実習を取り入れた研修会を機構独自で開催する。
- ・ 年度初めに年間の研修スケジュールを示して、年度初めから一括して研修受講の受付を始め、各研修の実施の一定期間前に、再度、研修の募集案内を再周知する等、研修受講者の参加者増に努めることができた。
- ・ 次年度研修計画を早期に策定し、地方公共団体等の研修対象者が、各研修の目的・内容を把握し、計画的に参加できるよう、引き続き取り組む。
- ・ 研修に参加できなかった者や研修参加終了後のフォローアップとして活用するため、第 8 期環境保健調査研究で開発した e ラーニング学習システムを、平成 25 年 6 月に運用を開始する。

6. 助成事業

平成 24 年度計画の概要
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保健分野に係る助成事業については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化。 ● 事業内容については、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図る。 ● ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査を継続的に実施、専門家の評価・分析を踏まえた事業内容の改善を検討。 ● 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業への重点化

平成 24 年度の業務実績

(1) 環境保健分野

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択し、健康相談事業 52 (49) 百万円、健康診査事業 146 (150) 百万円、機能訓練事業 235 (216) 百万円、ソフト3事業計 433 (415) 百万円の助成を行った。

※ () は前年度実績

(単位：人)

事業名等		平成 23 年度	平成 24 年度
健康相談事業	相談参加人数	9,077	11,171
健康診査事業	指導対象リスク児数	172,393	173,115
機能訓練事業	事業参加延べ人数	34,369	35,566
合 計		215,839	219,852

(2) 環境改善分野

「そらプロジェクト」の調査結果を踏まえ、幹線道路沿いの学校等に対する大気浄化植樹事業の一層の推進を図るため、大気浄化植樹（助成）事業について 20 (8) 百万円の助成を行った。

※ () は前年度実績

(3) 助成対象地方公共団体に対する助成事業に関する情報提供等

実務者連絡会議（12月19・20日）、指導調査（10～12月）、ヒアリング（1～2月）等の場で、助成事業の重点的推進事項について働きかけるほか、情報提供や意見交換を行った。

① 助成事業の重点的促進事項の働きかけ

- ・ COPD に対する認知度の向上・重症化防止に関する事業、情報発信や実技と講話をセットにした指導及び成人・高齢者等を対象とする事業の促進（健康相談事業）
- ・ リスク児に対する指導の促進（健康診査事業）
- ・ 幹線道路沿道の特に子どもを対象とする施設（学校、幼稚園、保育所、児童館等）への大気浄化植樹事業の促進
- ・ 助成金執行状況の更なる精査

② 助成事業に関する情報提供

- ・ ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握における調査の平成23年度取りまとめ結果及び平成24年度の間取りまとめ結果の報告
- ・ 健康相談事業における医師の確保が困難である状況を受けて、ソフト3事業の実施状況に関する地方公共団体へのアンケート調査による医療スタッフの確保方法、確保状況等の取りまとめ結果を情報提供
- ・ ソフト3事業の事業効果の高い事例を取りまとめた事例集の概要説明

（資料編 P18 予防3 平成24年度ソフト3事業等実施状況）

（資料編 P35 予防11 ソフト3事業事例集－抜粋－）

自己点検結果

- ・ 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業に重点化した交付決定を行った。引き続き、関係地方公共団体と連携して、地域住民が参加しやすく、ぜん息等の発症予防及び健康回復に対応した、より効果的な事業の実施に努めた。
- ・ 助成対象地方公共団体に対する助成事業に関する情報提供等によって、健康診査事業のスクリーニング回数の見直しや大気浄化植樹事業の要望数の増加などに繋がった。引き続き、事業運営に参考となる情報提供に努める。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

平成 24 年度計画の概要

- 助成継続年数は、3 年間を限度とし、特段の事情がある場合でも 5 年を超えないこととする。
- 地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催。
- 助成対象は、国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、海外の助成対象地域については、アジア太平洋地域を中心とする地域に重点化。
- 助成金の支給に当たり、支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間は 4 週間以内。
- 第三者による委員会等により、助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査し、結果を公表。
- 地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後（終了年次）評価を実施。
- 平成 23 年度事後（終了年次）評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映。
- 募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通知について、平成 20 年度の水準（それぞれ 4 月 15 日、7 月 2 日）を維持。
- 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、助成金募集に係る説明会を開催。
- 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上
- ・ 助成事業に関する周知・広報の強化

平成 24 年度の業務実績

(1) 助成先の決定及び固定化回避

地球環境基金運営委員会（4 月 9 日）の審議を経て、助成案件を内定（4 月 13 日）し、特別助成（6 月 29 日）及び一般・発展助成（7 月 2 日）の 190 件について交付決定を行った。なお、3 年を超える継続採択案件は無かった。

- ① 助成対象の裾野を広げるため、これまでに地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象に発展助成として 38 件の交付決定を行った。
- ② 東日本大震災・原発事故及び「リオ+20」の開催に関連する環境保全活動について、特別助成として 23 件の交付決定を行った。

- ③ 平成 25 年度の助成金募集案内においても、一つの活動に対する助成継続年数は 原則として 3 年以内とする旨を明記するとともに、入門（発展）助成^{※1} 及び特別助成^{※2} を募集した。

※1 従来から募集の名称として使用していた「発展助成」が応募する側から誤解を招く標記であることから、名称を変更した。

※2 東日本大震災・原発事故からの復興に係る民間団体の活動の重要性に鑑み、更に 1 年間継続要望を受け付けることとした。

＜平成 23-25 年度地球環境基金助成金応募状況＞ (単位：件、百万円)

年度	一般助成		入門（発展）助成		特別助成		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 23 年度	254	1,119	159	499	71	140	484	1,758
平成 24 年度	263	1,128	140	442	17	95	420	1,665
平成 25 年度	288	1,223	166	487	11	53	465	1,763

＜平成 23-25 年度地球環境基金助成金実施状況＞ (単位：件、百万円)

年度	一般助成		入門（発展）助成		特別助成		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 23 年度	125	407	36	79	18	28	179	514
平成 24 年度	129	454	38	92	23	104	190	650
平成 25 年度	142	499	37	89	12	41	191	629

※平成 23 年度は確定値、平成 24 年度は交付決定値、平成 25 年度は内定値である。

(資料編 P64 地球 1 地球環境基金助成金の推移)

(2) 助成事業の周知広報

① 地球環境基金助成金に係る周知広報

平成 25 年度地球環境基金助成金募集に際して、地球環境基金の周知を図るため、全国約 4,200 件の環境 NGO・NPO にメール案内を送信したほか、次の広報を行った。

ア. 募集案内を作成し、直近 3 年間の助成団体、環境パートナーシップオフィス等中間支援組織・NPO サポートセンター、都道府県・政令指定都市環境部局、環境省等関係省庁及び地方環境事務所、新聞社（全国紙・地方紙）、全国の環境カウンセラー協会・国際交流協会・温暖化防止センター、地方放送局（501 箇所）、全国の社会福祉協議会（66 箇所）のほか、今年度はこれらに加え、大学（環境・国際部門）（222 箇所）にも送付した（延べ 2,101 箇所）。

イ. 今年度は新たに募集内容を簡潔にまとめたリーフレットを作成し、上記機関・組織等に送付した。さらに、大手検索サイト YahooJAPAN と Google で WEB 上での広報展開（リスティング広告）を 12 月 1 日～1 月 20 日（51 日間）の期間に実施した。

ウ. 広報誌、新聞、雑誌等での周知広報（3.（1）参照）



エ. 地球環境基金主催及び他の助成金運営団体と共同で、環境 NGO・NPO の数が多い地域、これまで一度も説明会を実施していない地域（5ヶ所：鹿児島市、前橋市、函館市、徳島市、北九州市）や助成実績が少ない地域（3ヶ所：仙台市、宇都宮市、広島市）を中心に各地で助成金説明会（計 16ヶ所）を開催し、地球環境基金事業及び助成手続き等について説明した。

その結果、説明会を実施した全ての県に所在のある団体から要望書を受け付けることができた。

<助成金説明会開催状況>

開催方法	開催場所
地球環境基金主催 7ヶ所 (環境パートナーシップオフィス等と連携)	函館市(12/10)、宇都宮市(12/9)、 渋谷区(12/18)、大阪市(12/7)、 広島市(12/8)、徳島市(11/29)、 北九州市(12/4)
地球環境基金主催 4ヶ所 (特別助成リオ+20 成果報告会)	松山市(11/30)、前橋市(12/2)、 仙台市(12/12)、大阪市(1/20)
他の助成金運営団体と共同実施 5ヶ所	宮崎市(9/1)、鹿児島市(9/2)、 新宿区(9/9)、札幌市(9/15)、名 古屋市(9/11)



渋谷区での助成金説明会
(参加者数 88 名)

② リオ+20 成果報告会等での周知広報

平成 24 年度地球環境基金の特別助成を受けて、平成 24 年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」に参加した 11 団体が、活動成果を発表する機会を設けた（上記開催状況参照）。

また、平成 24 年度に実施した地球環境基金主催の研修・講座においても、募集案内の告知を行った。

(3) 助成事業の重点化等

① 平成 24 年度助成について、助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して策定された地球温暖化防止、生物多様性保全等の重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行った結果、交付決定した 190 件（国内案件：146 件、海外案件：44 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は 164 件（86.3%）となった。

(資料編 P65 地球 2 平成 24 年度助成金分野別件数内訳)

② また、海外案件については、アセアン等のアジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は 42 件（95.4%）となった。

- ③ 平成 25 年度助成について、助成専門委員会（平成 24 年 11 月 7 日）において、国の政策目標や社会情勢等を勘案し、地球温暖化防止、生物多様性保全の分野等に加え、東日本大震災・原発事故に関連した環境保全活動についても引き続き支援する重点配慮事項を決定した。

（資料編 P67 地球 3 平成 25 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項）

（4）助成事業に関する評価の実施

① 助成団体による自己評価

助成団体に対して毎年度活動終了時に、活動の成果と課題に係る「自己評価シート」の提出を求め、その内容について評価専門委員等から助言等を通じ、次年度以降の活動計画の参考にしている。

② 活動報告会での助言

助成活動 2 年目の 42 団体が助成活動の進捗状況を発表し、評価専門委員等からより効果的な活動となるようアドバイスを受け、次年度以降の活動をより効果的に実施することを目的とした報告会を開催した。アドバイス内容を取りまとめて当該団体へ後日、フィードバックした。

○開催：10 月 13 日（土）・14 日（日）、東京都豊島区サンシャインシティ

○参加者数：延べ 175 名



特別講演・活動事例発表



循環型社会形成分野分科会

③ 第三者による事後評価

評価専門委員によって、平成 23 年度に一般助成 3 年目となる活動で生物多様性分野を中心（16 件）に 5 件の活動を選定し、事後（終了年次）評価を実施した。評価結果を平成 24 年 8 月 1 日に開催した評価専門委員会で取りまとめ、評価対象団体にフィードバックするとともに、その結果の概要を機構ホームページで公表（8 月 20 日）した。

<平成 23 年度事後（終了年次）評価結果>

	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	E 評価
件数	2	3	0	0	0

- ・ 評点 A ⇒極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点 B ⇒ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点 C ⇒普通の水準・状況・結果である。
- ・ 評点 D ⇒やや不満足な水準・状況・結果である。
- ・ 評点 E ⇒極めて不十分な水準・状況・結果である。

（資料編 P69 地球 4 平成 23 年度事後評価結果、平成 24 年度事後評価実施状況）

- ④ 平成 24 年度の事後（終了年次）評価について、評価専門委員会（8 月 1 日）において、評価対象活動が実践活動で活動分野が主に循環型社会形成分野（8 件）の中から 5 件の活動を選定し、平成 24 年 11 月～平成 25 年 2 月までの間に現地評価を実施した。

■現地評価の一例

- 団体名：おおいた環境保全フォーラム
- 活動名：ベッコウトンボの保護のための生息地ネットワーク構築を目指す自然体験型ビオトープ創出事業



- 団体名：地球市民の会（ミャンマーでの活動）
- 活動名：インレー湖流域の自然資源利活用による環境改善プロジェクト～持続可能な循環型社会形成を目指して～



- ⑤ 平成 23 年度事後（終了年次）評価の結果を踏まえ、助成専門委員会に対し、平成 25 年度助成金交付要望に当たっての提言を取りまとめ、機構ホームページで公表するとともに、平成 25 年度募集案内等に反映した。

<助成専門委員会への提言の概要>

提言内容	募集案内等への反映
<p>活動による達成目標の明確化</p> <p>活動によって達成すべき具体的な目標（成果目標）と活動の実施により期待できる効果（行為目標）が明確に設定され、活動実施の各段階で客観的な指標により検証できるよう設計されている場合、より大きな効果が得られる。</p>	<p>要望書審査に当たっては、アウトプット（行為目標）とアウトカム（成果目標）がより具体的かつ明確に設定するよう要望書の書式の変更。また、要望書審査の観点に明記した。</p>

※アウトプット：成果を獲得するために実施・実行すべき行為

アウトカム：目的達成のために、獲得・実現したい成果

- ⑥ 平成 20 年度から 22 年度に 3 年間継続して一般助成を受けた団体について、助成事業実施後の活動状況についてフォローアップ調査を実施した。

32 団体中、回答のあった 31 団体の調査結果は、以下のとおりであり、助成活動の実施による波及効果や組織運営面での効果があったことが伺える。

回答項目		件数	割合
1)	活動の継続状況 うち、助成を受けた当時と同等以上の規模で実施	29 (20)	93.5% (64.5%)
2)	団体内の人材育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した	18	58.1%
3)	団体に対する行政や企業、住民等の信頼感・信用度が増した	17	54.8%
4)	他の団体から問合せ又は説明依頼があった	17	54.8%

※設問によって回答なしを除いた「有効回答数」で割合を表示。

(資料編 P71 地球5 助成事業に関するフォローアップ調査について)

- ⑦ 平成 24 年度に助成した団体について、助成活動がメディアで特集が取り上げられるなど、次のような顕著な活動の成果が上げられた。

ア. (特非) エトピリカ基金

活動名：北の海鳥を知り守る：北方型「里海」モデルの展開

絶滅危惧 IA 類 (CR) とされているエトピリカの繁殖地復活を目指し、北海道東部の厚岸町沿岸において活動を実施。等身大鳥模型を小学生等が設置し海鳥保護を目的とした環境教育、実践活動なども行っている。

メディア：釧路新聞、北海道新聞等

イ. 一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

活動名：エネルギー・環境戦略の選択肢に対する自立的国民的議論推進事業

川崎市民を対象に無作為抽出した 100 人の参加を得て「エネルギー・環境戦略市民等議会」開催。日本の復興と発展に向け、未来のエネルギー・環境戦略の選択につながる国民の意見を集約する独自の討論型世論調査を実施した。

メディア：NHK、毎日新聞、東京新聞、朝日新聞、読売新聞等

(5) 利用者の利便性の向上

- ① 助成金支払申請の利便性向上のため構築した Excel マクロファイルについて、内定団体説明会において利用方法の説明を行うとともに、機構ホームページに平成 24 年度版を公表した。利用した団体から、「支払申請処理の効率化ができた」、「計算誤りがなくなった」と好評を得ている (利用率：87.0%)。
- ② 平成 25 年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請 Excel マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。
- ③ 平成 25 年度助成金交付要望書について、活動内容を分かりやすく記載し達成目標を明確にできるよう様式を見直すとともに、その記載例も掲載した平成 25 年度募集案内を 11 月 7 日開催の助成専門委員会で審議の上、決定した。募集案内については、11 月 27 日に広く配布するとともに、機構ホームページに掲載した。

- ④ 各種様式、助成団体の活動状況などを機構ホームページに掲載したほか、環境 NGO・NPO 向け融資情報を更新するとともに、地球環境基金以外の環境分野の助成金制度についても整理・更新し、助成金説明会等において提供した。
- ⑤ 助成金の支払申請に係る事務については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、処理日数は中期計画の目標である 4 週間以内を達成している。

＜平成 23-24 年度支払申請に係る事務処理日数＞

	平成 23 年度	平成 24 年度
平均日数	25.30 日	25.25 日

自己点検結果

(1) 情報提供の強化等による助成事業対象者の利便性の向上

- ① 地球環境基金助成事業の広報のため、他の助成金運営団体と共同で、全国各地で説明会を実施することができた。
- ② 助成団体等への利便性を考慮し、支払い申請の利便性のための Excel マクロファイルの提供や要望書の様式変更、記載例を創意工夫して取り組むことができた。また、助成金支払申請に係る処理期間については中期計画の目標である 4 週間以内を達成することができた。

(2) 助成事業に関する周知・広報の強化

- ① 助成要望件数の増加を目指し、環境 NGO・NPO の潜在的なニーズの把握に努め、助成実績が少ない地域などでの説明会を実施した。
- ② 研修・講座における助成金説明を行う他、助成金募集案内のリーフレット作成や WEB 広報など新たな取組による広報強化に努めた。

以上の結果、平成 25 年度の要望件数の増加（前年度に比し 45 件、10.7%増）へ繋がった。今後も、更なる効果的な広報に努めていきたい。

(3) 事後（終了年次）評価結果の反映及び事業評価等

- ① 平成 23 年度事後（終了年次）評価結果を取りまとめ、評価対象団体へのフィードバックを行うとともに、助成専門委員会への提言を取りまとめ、平成 25 年度募集案内に反映させることができた。
- ② 助成事業の実施を通じて、行政や企業等からの信頼感があがり、組織が活性化したとする団体も少なくなく、また活動の内容がマスコミに取り上げられるなど顕著な成果も上げられている。今後も地球環境基金事業を通じて、環境 NGO・NPO による環境保全活動を一層支援していく。

2. 振興事業に係る事項

平成 24 年度計画の概要

- 調査事業は、国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業の講座等を活用し、民間団体等のニーズ調査を行う。
- 研修事業は、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化。
- 受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けて改善。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 環境 NGO・NPO の活動状況の詳細な把握と情報提供
- ・ 環境 NGO・NPO のニーズや参加のしやすさに配慮した研修・講座の見直し

平成 24 年度の業務実績

(1) 調査事業の実施

① 環境 NGO・NPO 活動状況の把握

国内各地で取り組まれている民間・非営利の環境保全活動団体について、その最新の所在、活動概要等の情報を収集し、それを広く一般に提供することにより、市民の環境保全活動への参加を促進するとともに、環境 NGO・NPO 相互の情報交流に役立てる等のため、新たに 3 年計画で全国を 8 つのブロックに分類し、各地のネットワーク団体と連携して調査を実施した。

平成 24 年度は東北地方の調査を最優先して実施し、722 件から回答を得ることができた。平成 23 年度調査分（近畿・中部ブロック）については、機構ホームページの環境 NGO・NPO 総覧データベースとして公開した。

② 東日本大震災に伴う洋上漂流物に係る現状把握及び国内への情報発信とともに日米 NGO 連携を推進する目的として、外部に委託して調査研究を実施した。

ア. 現地調査：全 2 回

震災起因漂着物の状況の確認及び回収活動を実施するとともに、現実的・円滑な海岸清掃実施のために必要な情報等を収集した。

- ・ ハワイ州内の 3 島・3 海岸
- ・ オレゴン州 3 地域



ハワイビーチでの回収活動



日米ミーティングの様子

イ. 国内における情報提供として「震災漂流物の漂着への対応と海洋ごみ問題～日米 NGO 連携調査の報告～」と題し、国内フォーラムを東京（3月15日(金)）と仙台（3月17日(日)）で実施した。

（2）研修・講座の実施

① 人材育成

環境保全活動の立ち上げや組織づくりの指導を行いうる人材、各活動主体間の調整を行い得るような人材、地球温暖化防止や環境教育等の専門性を持った人材、幅広い横断的な環境保全活動に携わる能力を持った人材を育成するため、前年度に行われた研修・講座運営団体実務者によるミーティング及び研修・講座アドバイザーの意見・要望等を踏まえ、「平成24年度研修・講座計画：19講座」を立案し、企画競争により効果的な研修・講座の提案のあった16講座を実施した。

<研修・講座の実施概要>

- 地域の環境 NGO・NPO 活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（8講座）
 - ・ 環境 NGO・NPO 活動推進・組織運営講座（4講座）
 - ・ 環境 NGO・NPO のために講師派遣による組織運営講座（1講座）
 - ・ 環境 NGO・NPO レベルアップ研修（3講座）
- 環境保全戦略策定能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・（7講座）
 - ・ 地球温暖化防止分野等6分野（7講座）
- 国際協力の推進・・・・・・・・・・・・・・・・（1講座）
 - ・ 海外派遣研修（1講座）

<平成24年度計画における主な改善点>

- ア. 「戦略講座」の中に、最新トピックを扱う「重点事項分野」を設け、平成24年度は、「環境と自然エネルギー」に関する講座を実施した。
- イ. 昨年度実施要望がなかった「講師派遣講座」について、実務者ミーティングの中で必要性が検証され、東海地域の7団体で実施した。
- ウ. 講座アドバイザーの意見を踏まえ、研修・講座受講者へのアンケート項目内容について、講座受講後に受講者の意識変化や行動変容等に関する設問を新たに設け、成果把握に努める仕組みづくりに着手した。

（資料編 P78 地球6 平成24年度研修・講座実施状況）

（資料編 P79 地球7 平成24年度研修・講座のアンケート結果・意見・要望等）

- ② 研修・講座については、その実施概要を機構ホームページで公開し、研修・講座に参加できなかった者に対する情報提供を行った。
- ③ 研修・講座参加者アンケート調査において、4段階評価のうち上位2段階である有意義回答を、全ての参加者から得た。参加者からは、「環境 NGO・NPO の運営・経営を改善できる。新しい事業を立案できる。」など、事業の改善等に直接活かすことができたとするコメントが寄せられるなど、一定の成果を得ることができた。

- ④ 前年度に引き続き、研修・講座に係る改善点等を把握するために研修・講座アドバイザーによる4講座（組織運営講座、講師派遣講座、レベルアップ研修、地球温暖化研修）を対象に運営団体や参加者にヒアリング等を実施し、取りまとめた意見は機構への助言として報告された。
- ⑤ 各研修・講座の参加者に対し研修ニーズの把握を行うとともに、昨年度に引き続き研修・講座運営団体実務者によるミーティングを行い、課題の抽出、意見、要望を聴取した。以上を踏まえて、平成25年度研修・講座の計画を策定した。

自己点検結果

（1）調査事業の実施

① 環境NGO・NPO活動状況の把握

活動状況調査については、国の政策目標である民間団体の自発的環境保全活動の促進に資するもので、昨年度に東日本大震災の影響で調査を見合わせた東北地域を最優先で実施し、委託先の選定を速やかに行い調査に着手することができた。

② 洋上漂流物に係る調査研究

東日本大震災により生じた洋上漂流物が米国等に漂着している問題については、政府間の協力ではなく、民間も含めた様々なレベルでの対応を検討していくことが重要であるとともに、環境政策上からも喫緊の課題であり、また速やかな対応が求められるなか、現地調査やシンポジウムの開催などを実施することにより、NGO・NPOに対する情報提供などが迅速に実施できた。

（2）研修・講座の実施

① 平成24年度研修・講座計画を4月に公表し、早期に企画募集等を行うことができた。

募集した19講座に対し、16講座を実施し、参加者より高い評価を得ることができた。なお、3講座は効果的な企画の提出がなく見送った。

② 環境保全を行う人材育成に係る研修・講座を実施することで、環境保全に関する動向の把握と専門的知見の向上とともに、環境NGO・NPOの組織管理・調整、企画、会計、情報収集・発信、政策提言を行うためのコミュニケーションといった様々な能力養成を図ることができた。

③ 研修・講座の参加者からの研修ニーズを十分に確認するとともに、研修・講座運営団体による実務者ミーティングにおける意見・要望及び研修・講座アドバイザーの提言等を参考に、平成25年度の研修・講座計画を策定した。今後も、より効果的な研修業務とするため、受講者、運営者の意見・要望を把握するとともに、第三者の助言を得ながら事業を実施していく予定である。

3. 地球環境基金の運用等について

平成 24 年度計画の概要

- 地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る。
- 地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 地球環境基金についての広報募金活動の強化
- ・ 既存寄付者に対する報告・感謝の充実

平成 24 年度の業務実績

(1) 広報募金活動等

従来の広報手段に加え、広報の拡充及び新たな広報の開拓を目的とした広報募金活動実施計画を策定し、計画に沿って下記の取組を実施した。

① 新聞・雑誌による広報

地球環境基金事業の周知、及び助成要望件数の増加を図るため、平成 25 年度募集案内広報に併せ、新聞、雑誌に掲載した。

新聞・雑誌名	掲載日	主な内容
東京新聞	5 月 22 日	地球環境基金の概要等
	11 月 27 日	H25 年度募集案内等
ソトコト	2 月号	地球環境基金の概要、助成団体紹介、寄付者紹介、H25 年度募集案内等
朝日新聞 Do Good Gazette(新聞、WEB)	1 月 13 日	H25 年度の募集案内等
日経エコロジー	1 月号	H25 年度募集案内等



「ソトコト」2月号掲載



「日経エコロジー」1月号

② イベントへの出展

環境等に関連するイベントに出展し、周知を図るとともに募金活動を行った。その際、環境にやさしいエコアイデアを募集し、ユニークなアイデアは機構ホームページで紹介した。

イベント名称	エコライフ フェア	子ども霞が関 見学デー	グローバル フェスタ 2012	エコプロダクツ 2012
開催日	6月2日(土) ～3日(日)	8月8日(水) ～9日(木)	10月6日(土)～ 7日(日)	12月13日(木) ～15日(土)
場所	代々木公園	合同庁舎5号館22 階	日比谷公園	東京ビックサイト
来客数	約66,000名	470名	約100,000名	178,501名
エコアイデア 数	305件	229件	—	843件

＜エコプロダクツ 2012 受賞アイデアの一例＞

アイデア賞:牛乳パックでペン入れをつくった

エコなくらして賞:お米の研ぎ汁を使ってとうもろこしなどの野菜のアクを取る

③ その他広報

- ・「本 de 寄付」及び「スマイル・エコ・プログラム」の広報

従来 of 取組に加え、新たな取組みとして、大掃除の時期である 12 月に川崎市と横浜市の地域に新聞の折込チラシを 40,000 部配布した。

また、引越しが多い時期である 3 月に賃貸情報サイトである「CHINTAI ネット」に「スマイル・エコ・プログラム」のバナー広告を行った。

④ 広報誌の発行

ア.「地球環境基金便り」の発行(各 35,000 部)

- ・第 33 号 特集「リオ+20 における日本の NGO・NPO 活動」(9 月)
- ・第 34 号 特集「東日本大震災から 2 年 環境保全活動の最前線」(3 月)

普及拡大を図るため送付先や送付部数を見直し、NGO の協力を得て、環境活動に積極的な大学 190 箇所、高校 461 箇所に送付し、また、全国の商工会議所(514 箇所)に設置を依頼した。

イ. 助成活動レポートの作成・発行(3,000 部)

今年度は新しい取り組みとして、助成活動についての理解を深めるため、活動内容を取りまとめた広報誌「環境問題に挑戦する NGO・NPO! ききんレポート 2012」を作成し、各種イベント等で配布した(9 月)。

(資料編 P80 地球 8 広報募金活動の取組状況)

⑤ 寄付者への対応

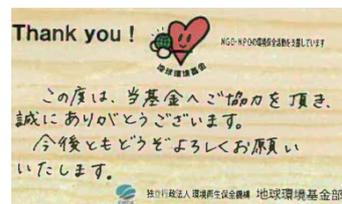
ア. 継続寄付者、大口寄付者への事業説明等

継続寄付者、大口寄付者に平成 24 年度の事業について説明を行うと共に、寄付の可能性のある企業に対しても地球環境基金の概要を説明し、支援を依頼した。

イ. 感謝状等の交付

既存寄付者に対する感謝の意を示すため、寄付者 12 名（個人 2、企業・団体 10）に対し感謝状を発行した。

また、新規でご寄付いただいた方に対し、間伐材で作られたサンクスカードを添えて領収書を発送した。



⑥ 寄付状況

広報活動や情報提供などにより寄付件数は増加したものの、大口寄付者が得られなかったため寄付額は減少した。

<寄付額の推移>

(単位:千円)

	中期目標額	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
件数 (件)	—	632	893	677	785	2,987
寄付額	226,192	85,179	81,794	42,779	10,552	220,304

中期目標は、前中期計画期間（平成 16 年度から平成 20 年度）の寄付金総額を上回る額である。

(資料編 P81 地球 9-① 寄付金・件数の推移について)

(2) 地球環境基金事業 20 年間の総括と事業の周知

平成 25 年 5 月で地球環境基金事業が創設 20 年を迎えることから、これまでの事業を整理のうえ総括し、今後の地球環境基金事業の在り方及び 20 年事業について外部専門家の助言を踏まえた検討の準備を行った。

(3) 基金の運用

安全かつ収入の安定的確保に努めており、総額約 141 億円（政府出資金 94 億円、民間等出えん金 47 億円）について、昨年度から引き続き財政投融资金預託金等により運用を行っている。

(単位:百万円)

	平成 23 年度			平成 24 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
運用収入	172	220	1.57	172	221	1.57

(資料編 P82 地球 9-② 地球環境基金造成状況について)

(資料編 P138 共通 8 運用方針について)

自己点検結果

- ・ 広報募金活動計画を定め、これまで行ってきた広報募金活動に加え、広告媒体や広報物の送付先を見直すなど新規の募金者を獲得するための広報に努めた。
- ・ 地球環境基金への理解を深めるための広報活動に努めたことにより、寄付件数については昨年比べて増加した。また、寄付金については、第二期中期計画の目標額を達成する見込みである。
- ・ 平成 25 年 5 月で創設 20 周年を迎えることから、これまでの事業の整理・総括と今後の事業の在り方等を検討するためのプロジェクト・チームの設置（平成 25 年度に設置予定）に向けて、専門家等の意見を踏まえた準備を進めている。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

平成 24 年度計画の概要

- 審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表。

平成 24 年度の重点事項

- ・ PCB 廃棄物処理のための助成の適正な実施と情報公開

平成 24 年度の業務実績

(1) PCB 廃棄物処理基金軽減事業への助成に係る実施状況の公表

中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減事業について、助成金交付申請を審査した上で交付し、下記の通り実施状況（交付対象件数、処理台数）を機構ホームページで公表した。

- ・ 第 1 ・ 四半期処理分 平成 24 年 8 月に公表
- ・ 第 2 ・ 四半期処理分 平成 24 年 11 月に公表
- ・ 第 3 ・ 四半期処理分 平成 24 年 2 月に公表
- ・ 第 4 ・ 四半期処理分 平成 25 年 5 月に公表

(2) PCB 廃棄物処理基金振興事業への助成金の交付

平成 24 年度の PCB 廃棄物の処理に関する研究促進のための助成金交付（振興事業）を実施し、実施状況を機構ホームページで公表した。

- ・ 研究テーマ：「超大型機器・漏洩機器等技術検討調査業務」

<参考：平成 23 年度実績及び平成 24 年度軽減事業、振興事業の実績>

(単位：件、台、千円)

区分	平成 23 年度			平成 24 年度		
	件数	台数	金額	件数	台数	金額
軽減事業	3,840	9,212	1,716,218	4,855	12,528	2,446,511
振興事業			41,895			43,995

(3) PCB 廃棄物処理基金への拠出状況（平成 25 年 3 月末現在）

PCB 廃棄物処理基金への拠出状況は以下の通りである。

(単位：千円)

年度区分	国	都道府県	民間出えん金
累計額	23,000,000	22,652,500	480,800

(資料編 P83 PCB 1 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について)

(資料編 P85 PCB 2 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金拠出状況について)

(4) 基金の運用

PCB 廃棄物処理基金の運用については、安全性を重視した運用を行った。

(単位：百万円)

	平成 23 年度			平成 24 年度		
	計画額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
利息収入	169	199	0.37	127	137	0.34

(資料編 P138 共通 8 運用方針について)

自己点検結果

PCB 廃棄物処理基金助成金に係る軽減事業への助成について、環境大臣が指定する事業者からの申請に基づき、適正に審査して実施するとともに、交付状況について機構ホームページで公表することができた。

また、PCB 廃棄物処理基金の運用については、安全性の確保を最優先した運用を行うことができた。

今後も適正な助成金の交付を実施するとともに、交付状況を機構ホームページで公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

平成 24 年度計画の概要

- 安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用。
- 本積立金の積立者に対し、運用利息額等を定期的に通知。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 維持管理積立金の適正な管理及び取戻し状況に応じた適切な運用

平成 24 年度の業務実績

(1) 維持管理積立金の適切な運用

維持管理積立金について、平成 24 年度において最終処分場の埋立て終了等に伴う取戻し状況に応じ安全性の確保を最優先して国債等による運用を行った。

<維持管理積立金運用状況>

(単位：百万円)

	平成 23 年度			平成 24 年度		
	決算額	決算額	平均利回り (%)	計画額	決算額	平均利回り (%)
運用収益	126	126	0.25	151	160	0.24

(資料編 P138 共通 8 運用方針について)

また、維持管理積立金積立者に対し、運用利息の通知を行い(3月)、利息払渡請求書に基づき、利息の払渡しを行った。

(2) 維持管理積立金の適正な管理

① 積立取戻し状況の報告

維持管理積立金積立者に対して預り証の発行を行うとともに、最終処分場設置の許可権者(93団体)に対し、平成23年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を通知した(6月)。

② 利息の通知と支払い

維持管理積立金積立者に対し運用利息の通知を行い(平成25年3月)、払渡請求書に基づく利息の払渡しを行った(446件)。

③ 平成 24 年度維持管理積立金の連絡

平成 24 年度の維持管理積立金について、許可権者からの算定額の通知が送付され次第、最終処分場設置者に払込通知を送付し、積立期限である 2 月 28 日までに積み立てるよう連絡した。

④ 維持管理積立金に係る事務処理の手順書の改訂

維持管理積立金の事務処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴いシステムの改修を行うと共に手順書を改訂し、適正な処理に努めた。

<維持管理積立金の積立て及び取戻し状況>

(単位:件、千円)

年 度 区 分	積 立		取 戻 (△)		残 高
	件数	金額	件数	金額	金額
平成 16 年度	74	1,457,116	2	3,420	4,902,901
平成 17 年度	81	1,850,226	2	41,072	6,712,055
平成 18 年度	1,017	14,154,352	5	152,275	20,714,132
平成 19 年度	1,131	14,322,505	26	717,530	34,319,107
平成 20 年度	873	9,599,712	35	779,001	43,139,818
平成 21 年度	837	6,879,808	56	1,031,740	48,987,886
平成 22 年度	793	8,318,017	52	635,473	56,670,430
平成 23 年度	886	9,085,773	54	846,934	64,909,269
平成 24 年度	869	8,386,717	53	485,379	72,810,607

(資料編 P86 維持管理 1 維持管理積立金管理業務について)

自己点検結果

維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに利息額の算定通知及びその払渡しについて、事務処理手順書を作成し、適正な管理を行うことができた。また、維持管理積立金の運用については、安全性の確保を最優先とした運用を行い、積立者に対し、利息の払渡しを行うことができた。

今後とも引き続き事務処理手順の更なる合理化を図るとともに、安全性の確保を最優先とした資金運用に努める。

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

平成 24 年度計画の概要

- 医師・医療機関向けの広報を実施。特に実績のある医療機関等に対する重点的な広報に注力。
- 地域性や対象者を考慮した多様な広報媒体を用いたきめ細かな制度周知を実施。今後の広報のあり方について検討。
- 住民相談会の効果的な実施。
- 保健所説明会を開催し、受付相談担当者の理解を深め、申請手続きを迅速化。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 患者等のアンケートをもとに、効果的な制度周知に係る広報の実施
- ・ 医師及び医療機関向けの広報の実施
- ・ 今後の広報のあり方についての検討
- ・ 相談者及び説明者にとって、分かりやすい手引き等の作成
- ・ 制度理解の一環として、保健所相談窓口等へ、認定に係る最新情報の提供

平成 24 年度の業務実績

平成 24 年度は前年度までの広報活動とその効果を踏まえ広報実施計画を定め、以下の広報・相談を行った。

(1) 広報の実施

① 一般の方向け

ア. 新聞を利用した広報

24 年度は、47 都道府県の地方紙（48 紙）へ広告（12 月～1 月）を実施した。このうち、関西地区（2 府 4 県）の新聞には大阪支部廃止についての告知を実施した。新聞広告をきっかけにした問い合わせは 261 件（23 年度 192 件）、35%増となった。（広告期間中の問い合わせは 176 件）



山形新聞の例



京都新聞の例

■申請等の受付について

環境再生保全機構、環境省地方環境事務所又はお近くの保健所等にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。なお、大阪支部につきましては、平成25年6月をもって廃止することになりました。

(資料編 P87 石綿 1 平成 24 年度広報実施計画 (概要))

(資料編 P89 石綿 2 平成 24 年度広報実績一覧)

(資料編 P93 石綿 3 広報の効果測定について)

イ. 住民相談会について広報

24年度は8箇所で開催（23年度は4箇所）

会場（地区）	周知方法
北海道立道民活動センター かでの2.7（札幌市）	新聞広告（北海道新聞）、自治体、地方事務所周知
旭川市民文化会館 （旭川市）	※新聞折込（北海道新聞）、市役所にパンフ設置
市立函館保健所 （函館市）	※新聞折込（北海道新聞）、市報掲載
ヒューモスファイヴ （仙台市）	新聞広告（河北新報）、保健所にパンフ設置
静岡県男女共同参画センター （静岡市）	新聞広告（静岡新聞）
岡山国際交流センター （岡山市）	新聞広告（山陽新聞）、地方事務所周知
アクロス福岡 （福岡市）	新聞広告（西日本新聞）、地方事務所周知
沖縄レインボーホテル （那覇市）	新聞広告（沖縄タイムス）、県ホームページ掲載

※ 新たな周知方法として折り込みチラシ配布に取り組んだ。

ウ. インターネットを活用した広報

（ア）ホームページでの情報提供

制度の周知、申請の方法、認定状況に関する情報の提供を行った。

また、機構ホームページ「アスベスト（石綿）健康被害（救済給付）」のサイトアクセス件数は86,197件となり、過去アクセス件数の最も多かった制度発足時の平成18年度の74,939件を超えた。

●石綿ホームページアクセス件数

24年度	23年度	対前年比
86,197件	73,258件	17%

(イ) E I Cネットを活用したバナー広告の実施

環境関連情報サイト（E I Cネット）に石綿健康被害救済制度のバナーを張ることにより、機構石綿トップページへの誘導を行うことによる制度周知を6月1日から3か月間及び12月1日から3か月間実施した。

● E I Cネットから機構ホームページへのアクセス件数

24年度（6, 7, 8, 12, 1, 2月）	23年度（12, 1, 2月）	対前年比
2, 692件	1, 414件	90%

(ウ) リスティング広告の実施

機構ホームページへのアクセスを促すため、検索エンジン（Yahoo!及びGoogle）を使ってのリスティング広告を、Yahoo!は8月1日から3か月間、Googleは11月1日から3か月間実施した。

検索エンジン	検索エンジン 経由アクセス数	石綿HPアクセス数		
		24年度	23年度	対前年度比
Yahoo! (8/1~10/31)	5, 698件	23, 934件	20, 720件	15%
Google (11/1~1/31)	4, 276件	25, 710件	17, 407件	47%

(資料編 P93 石綿3 広報の効果測定について)

(資料編 P95 石綿4 機構ホームページ中「アスベスト(石綿)健康被害」のページアクセス数の推移)

エ. 交通広告による広報

首都圏JR(10月)及び関西私鉄3社(京阪、近鉄、阪神、11月)に車内ポスターを掲載、九州新幹線でLED広告(25年1月)を実施した(問い合わせJR6件、関西私鉄12件)。



② 医師等医療関係者向け

ア. 学会セミナーの開催（環境省より後援名義を承認）

10か所で開催（23年度7か所）。

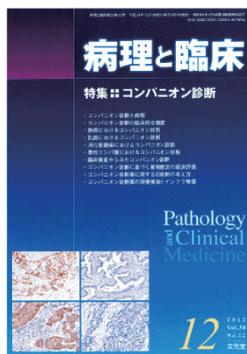
参加者アンケートの結果、85%の方が制度について理解が深まったと回答。

（資料編 P89 石綿2 平成24年度広報実績一覧）

イ. 医師等医療機関向け専門誌へ広告掲載（11月～3月）

今年度は8誌に掲載。

「医学の歩み(11月号)」、「病理と臨床(12月号)」「画像診断(12月号)」、「胸部外科(1月号)」、「臨床画像(12月号)」、「日本胸部臨床(12月号)」、「日本呼吸器学会誌(2月号)」、「日本肺癌学会誌(3月号)」



ウ. 医療機関向け手引きの配布

学会セミナー、保健所説明会及び自治体と共催で開催する研修会で配布した。

また、今年度は、医学的判定基準を分かりやすく、判定様式記載例を見やすくするなどした改訂版を作成し、これまで医学的資料の提出のあった医療機関(1,463か所)へ配布した。

③ 患者・家族向け

通院又は入院している患者及び家族の方に向け、効果的な広報を実施した。

ア. 医療機関の待合室に設置されているディスプレイに映像広告（30秒間の動画）を放映

・ホスピタルチャンネル(24年10月1日から3か月)

首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）の総合病院

（160施設・199台／前年度126施設・158台）

新たな試みとして、ラックにチラシを設置（配布部数5,517部）。

・メディカスター（24年10月1日から3か月）

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州地区の病院及び診療所

（348施設・502台／前年度200施設・200台）



イ. 患者向け雑誌（2誌）へ広告掲載（12月）
「がんサポート」、「月刊ケアマネジメント」



④ 受付相談業務を委託している自治体等への広報（2月～3月）

ア. 石綿救済制度のポスター

47都道府県、東京都特別区(23か所)、保健所設置市(70か所)及び保健所(528か所)へ配布した。

イ. 機構・環境省・厚生労働省の三者で作成したポスター及びリーフレット

保健所(528か所)及び医療機関(2,394か所)へ配布した。

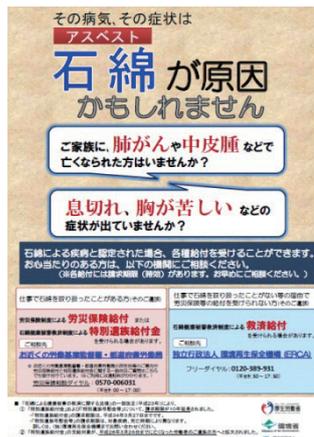
ウ. 支部廃止のリーフレット

地域住民への周知を図るため、リーフレットを作成し、関西圏(滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、奈良県、兵庫県)の自治体(19か所)及び保健所(101か所)へ配布。自治体等への協力依頼を行った。

ア. 石綿救済制度のポスター



イ. 三者で作成したポスター



ウ. 支部廃止リーフレット



- ⑤ 特定業種向け（9月～25年2月）
 石綿製品を使用することの多い業種の
 業界誌へ広告を掲載。
 「E-Contecture(9月号)」（解体業）
 「建通新聞(10月号)」（建設業）
 「新電気(2月号)」（電気設備業）

建通新聞



- ⑥ より効果的な広報の検討
 より効果的な広報を検討する参考のため、医療関係者、自治体の窓口担当者、業務請負業者等から意見を聴取し、住民相談会に変わる手法や健康に関する講演会の活用などより効果的な広報の手法の検討を行った。

(2) 申請者等への相談の実施

① 窓口相談、フリーダイヤル

本部、大阪支部において窓口相談、フリーダイヤルの受付を行った。

- ・ 窓口相談件数 53 件（平成 23 年度 93 件）
- ・ フリーダイヤル受付件数 9,624 件（平成 23 年度 8,239 件）

（資料編 P96 石綿 5 平成 24 年度窓口相談・フリーダイヤル件数集計結果）

② 保健所説明会の実施

保健所等窓口担当者向け説明会を 9 ブロックで、自治体単独を 4 か所で開催。説明会では、新しい手引き・パンフレット等の配布と説明を行うとともに、顧問医師等による医学的情報の説明、各労働局による労災保険制度の説明を行った。

●ブロック別開催

実施地区	開催日	平成 24 年度	平成 23 年度
北海道	6/22(金)	46 名	49 名
東北	6/18(月)	16 名	23 名
関東	6/11(月)	71 名	71 名
中部	6/19(火)	27 名	31 名
北陸	6/12(火)	8 名	
近畿	6/21(木)	56 名	55 名
中国	6/15(金)	15 名	15 名
四国	6/14(木)	11 名	14 名
九州	6/15(金)	31 名	37 名
合計人数		281 名	295 名

●自治体単独開催

実施地区	開催日	平成 24 年度	平成 23 年度
宮城県	1/28(月)	13 名	23 名
静岡県	12/14(月)	11 名	—
富山県	—	—	12 名
沖縄県	7/2(月)	20 名	—
合計人数		44 名	35 名

* 保健所説明会についてのアンケート調査結果は、以下のとおり。

- a. 石綿健康被害救済制度について…十分理解した／ほぼ理解した 98%
- b. 申請・給付の手続きについて …十分理解した／ほぼ理解した 95%
- c. 委託業務の取り扱いに関する留意点について
…十分理解した／ほぼ理解した 98%

③ 住民相談会の実施

札幌市、旭川市、函館市、仙台市、静岡市、岡山市、福岡市及び那覇市の 8 か所で実施し、28 件の相談があった。

(平成 23 年度：51 件、札幌市、名古屋市、広島市、富山市)

④ 石綿健康被害救済制度担当者研修会

自治体との共催による石綿健康被害救済制度担当者研修会（24 年 7 月～25 年 2 月）を 6 箇所で開催し、保健所の窓口の担当者によりきめ細かく制度を理解していただくことができた。（23 年度は 4 箇所で開催）

(資料編 P89 石綿 2 平成 24 年度広報実績一覧)

⑤ 申請(請求)の手引き (9 種類)の配布

「文字が多くわかりにくい」、「様式の記入が難しい」といった被認定者や保健所担当者からの意見を踏まえた改訂版を作成し、関係自治体及び保健所へ計 18,064 部を配布。

(3) ワークショップ等の開催

① タイ国マヒドン大学等 (4 月 11 日)

タイのマヒドン大学及びシーナカリンウイロート大学の教官及び学生(医学生及び看護学生)合わせて 22 名の訪問を受けた。機構ではワークショップを開催し、石綿関連疾患や石綿健康被害救済制度について紹介した。

② 日韓交流実務者会議 (2 月 27 日)

環境保全技術に関する交流を行っている韓国環境公団との間で、実務者会議を開催し、両国における石綿健康被害救済制度に関する意見交換等を実施した。

自己点検結果

- ・ 24年度の窓口相談及びフリーダイヤルの件数は1,808件であり、23年度の1,339件と比べると約35%増加した。
- ・ 媒体としては、新聞広告やインターネットを通じた問合せが大きく伸びており、特に新聞広告については24年度に実施した47都道府県の地方紙への広告掲載の取組が効果として現れたものと考えている。
- ・ 石綿健康被害救済法において制度の周知を徹底することとされていること、また、中央環境審議会における『石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）（平成23年6月）』においても制度の周知が求められているところであり、今後も広報に関する分析を行い効果的な広報の実施に努めていきたい。
- ・ 保健所説明会は、中部ブロックから北陸ブロックを分割、九州ブロックでは沖縄県を単独開催としたことにより、遠方で参加できなかった自治体の参加につながった。また、これまで開催していなかった県のうち、秋田県、石川県、愛媛県で実施するなど開催場所を工夫した。
- ・ 保健所説明会において、自治体が独自で行う研修会に、機構職員及び専門医師の派遣を行っていることを周知したところ、派遣の依頼があり、群馬県に機構職員と専門医師を派遣して救済制度及び医学的情報の説明を行った。
- ・ 保健所説明会の開催にあたり、関係機関と調整を行った結果、滞りなく実施することができた。
- ・ 旭川市・函館市の住民相談会では、折り込みチラシで周知を行うなど新しい試みを行った。
- ・ 住民相談会については、相談件数が23年度に比べて減少（51件→28件）したことから、今後の開催方法、場所、日時等について検討することとした。

2. 制度運営の円滑化等

平成 24 年度計画の概要

- 各種アンケートを実施し、その結果を申請手続き、広報及び相談業務の改善等に反映。
- 石綿関連疾患の確定診断において重要な診断に関連する学会等でセミナーを開催。
- 石綿小体計測精度管理事業等を実施し、認定業務の迅速化、正確性を確保。
- 関係者のニーズを把握するとともに、救済給付に係る集積資料の随時及び年次での情報公開を実施。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 各種アンケート内容で改善要望の多いものへの対応や検討を行う
- ・ 石綿関連疾患の確定診断で重要な「細胞診」や「病理組織学的診断」の医療関係者に対する研修を実施し、診断精度の向上及び正確性を図る
- ・ 石綿小体計測精度管理事業を行い、認定業務の迅速化及び正確性の確保を図る
- ・ 受付認定状況、ばく露状況調査及び救済給付に係る取り組みなどは随時、公表し、制度への理解に役立てる

平成 24 年度の業務実績

(1) 救済制度の関係者を対象としたアンケート調査と制度運営への反映

① アンケートの実施

(平成 25 年 3 月末 単位：件)

アンケート対象者	実施時期	送付（配布）数	回収数	回収率
ア. 制度利用者（石綿健康被害救済手帳所持者）アンケート	5 月	761	691	91%
イ. 被認定者（療養者）アンケート（*）	随時	703	559	80%
ウ. 施行前死亡者遺族アンケート（*）	随時	317	271	85%
エ. 未申請死亡者遺族アンケート（*）	随時	118	96	81%
オ. 学会セミナーアンケート	随時	1,590	606	38%
カ. 保健所説明会アンケート	随時	330	246	76%

(資料編 P98 石綿 6 被認定者及びその遺族に対するアンケート調査結果概要)

(資料編 P99 石綿 7 医療関係者に対するアンケート調査結果概要)

② アンケート結果の利活用方法の検討・反映

平成 23 年度、平成 24 年度上半期のアンケート結果の内容及び集計データの活用を検討し、その結果を踏まえ、以下の改善等を行った。

ア. 被認定者や保健所担当者等から、頁数・文字量が多く分かりにくい、申請から認定までの流れの分かりやすい説明が欲しい等の意見が多いことから平成 23 年度から見直しを行っていた「申請（請求）の手引き」（9 種類）を一斉に改訂し、関係自治体（140 か所）及び全国保健所（528 か所）へ計 18,064 部配布した。

また、「医療手帳の使い方」及び「医師・医療機関向け手引き」（2 種類）も図や様式記載例を充実させ、見やすい内容に改訂した。「医師・医療機関向け手引き（中皮腫・肺がん編）」は、これまで医学的資料の提出のあった医療機関（1,463 箇所）に配布した。

- イ. 病院の医師やスタッフへの救済制度に関する情報提供不足により認定の手続がスムーズに行えなかったとの意見があることから、後述の学会セミナーの開催や学会誌への広告掲載、医師・医療機関向け手引きの配布など医療関係者に対して情報提供を行った。
- ウ. 保健所等窓口担当者への救済制度に関する情報提供不足についての意見もあったことを踏まえ、保健所説明会の回数を増やしより多くの関係者への周知を行った。
- エ. 制度利用アンケートについて、アンケート回答者からの意見や中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会での議論などを踏まえ、設問の内容を見直し、就労状況や収入状況等、療養者の生活状況をより把握できる設問を設けた。

(2) 医療関係者への医学的判定基準、指定疾病の診断についての情報提供

救済制度の周知及び石綿関連疾患の診断精度向上を目的としたセミナーを「細胞診」や「病理組織学的診断」に関連する学会を中心に 10 か所で開催し、制度の周知及び石綿関連疾患の診断精度向上を図った。また、学会誌への広告掲載、医師・医療機関向け手引きの配布、中皮腫の判定に必要な免疫組織化学検査に係る文書の送付など、医師等医療関係者に対して適切な情報提供を行った。

(3) 制度の円滑な実施に必要な事業・調査の実施

認定業務の迅速化、正確性確保のための事業の実施

① 中皮腫細胞診実習研修会の開催

中皮腫の確定診断の一つである細胞診の周知及び診断精度の向上を目的として実施(24年5月26日東京 細胞検査士等40名参加、24年9月1日神戸 細胞検査士等41名参加)し、参加者のアンケート結果から中皮腫の理解が深まったとの回答が多く寄せられた。

② 石綿繊維計測機関育成事業

認定等審査の迅速化・正確性を図るため、民間の石綿繊維計測機関を育成することを目的として実施。

平成24年度は、参画する民間計測機関の募集を10月に行い、2計測機関と平成25年度末までの契約を締結した。

繊維計測の専門家である検討委員2名が民間計測機関の計測施設を訪問し指導する「現場ティーチング」、民間計測機関が石綿小体計測終了後の検体から電子顕微鏡用試料を作製する工程を学ぶための「見学会と実習」を行うことで、民間計測機関は石綿繊維の測定に係る知見・ノウハウを習得した。また、検討委員会を3月21日に開催した。

③ 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として実施。

参加医療機関（11 医療機関）において、同一の計測標本の計測を行い、全機関の計測終了後に検討委員会を開催し誤差要因等の検討を行った。平成 24 年度は実際に顕微鏡を用いて石綿小体の計測のポイントについて議論し、計測精度の向上を図った。今後は、これらの議論の結果を「石綿小体計測マニュアル」の改訂に反映させる予定である。また、検討委員会を 3 月 16 日に開催した。

④ 被認定者ばく露状況調査の実施

救済制度発足から平成 22 年度末のデータをまとめた「被認定者ばく露状況調査報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、ホームページ等で公表するとともに、全国の保健所（526 か所）、関係自治体（140 か所）及び地方環境事務所（11 か所）に配布した。

また、報告書の作成は集計等を一部手作業で行っているため、自動集計できるようにばく露調査支援システムの改修を行い、大幅に作業時間の短縮を図った。

⑤ 医学的統合データベース構築等業務

環境省からの請負業務として実施。機構が有する被認定者等に関する情報を活用し、中皮腫の専門家等による作業部会の助言を受けて情報整理、集計等を行った。

また、認定患者や医療機関への情報提供方法等についての検討等を行い報告書にとりまとめた。（3.（5）-①参照）

（資料編 P101 石綿 8 制度運営の円滑化に係る事業・調査（平成 24 年度））

（4）情報の公開

① 認定状況等以下を始めとする最新情報をホームページ上で公表、下記ウ及びエについては報道発表を行った。

ア. 毎月の申請等受付・認定状況

イ. 住民相談会開催の案内

ウ. 被認定者ばく露状況調査報告書

エ. 石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料

② 上記情報のうち、毎月の申請等受付・認定状況については定期的に関係自治体へメールを配信、住民相談会の開催等については随時メールで配信を行った。

③ 「被認定者ばく露調状況査報告書」及び「石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」を全国の保健所（526 か所）、関係自治体（140 か所）及び地方環境事務所（11 か所）に配布した。

（資料編 P103 石綿 9 ホームページ公表・報道発表概要）

自己点検結果

- ・ アンケート結果を基に、手引きを分かりやすい内容に改訂、保健所説明会の開催を増やすなど、制度運営の円滑化に役立てることができた。
- ・ 石綿疾患関連の学会でセミナーを開催、広く周知を行った結果、申請等に必要な医学的資料の精度向上が図られ、申請や認定等の迅速化につなげることができた。
- ・ 平成 23 年度に 1 回開催した「中皮腫細胞診実習研修会」について、平成 24 年度は 2 回、東京と関西で開催した。指定疾病の対象患者が多い関西地区（神戸大学）については初めて実施した。なお、参加者に対して行ったアンケートでは、非常に勉強になったとの声が多かった。
- ・ 石綿繊維計測機関育成事業では、「現場ティーチング」や試料作製の工程を学ぶ「見学会及び実習」を行い、専門家の知見、技術等を事業者に習得させることができた。
- ・ 石綿小体計測精度管理事業は、検査技師の精度の向上を図るため、継続的に実施していく。
- ・ 各種情報をホームページ上で情報公開するとともに、自治体窓口に定期的にメールを配信するなど、最新の情報を提供することができた。

3. 認定・支給の適正な実施

平成 24 年度計画の概要

- 申請・請求から認定・給付までの期間短縮を図る。
- 医療機関が的確な資料を迅速に提出できるよう、環境省とともに依頼文書の内容の改善について検討。
- 労災保険等からの給付に伴う併給調整について救済給付の返還が円滑に行える仕組みを検討・実施。
- 療養中の方々からの認定申請について、判定が1回で済むケースを増加させるとともに、当該総件数の60%以上を3ヶ月以内に処理。
- 認定・給付システムの活用や業務マニュアルの見直し等の実施により、支給に係る事務処理を迅速かつ確実に実施。
- 認定更新業務について、申請漏れにより認定更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう適切に実施。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 認定等までの期間短縮への取組（特に療養者の方々に対する取組を強化）
- ・ 労災等との併給調整によって生じる救済給付の受給者からの返還を円滑に行うための仕組みを検討・実施
- ・ 認定・給付システムの活用等により、支給に係る事務処理を迅速かつ適正に実施
- ・ 認定更新業務は、引き続き申請漏れにより認定更新を受けるべき者がその資格を失うことのないよう適切に実施

平成 24 年度の業務実績

(1) 受付・認定の状況

① 受付状況

●平成 24 年度受付状況

(単位：件)

申請者 \ 申請疾病	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	その他	計
療養中の方	603 (551)	141 (159)	30 (36)	29 (29)	8 (8)	811 (783)
施行前死亡者の遺族	203 (181) [186]	16 (23) [3]	7 (10)	0 (1)	5 (5) [3]	231 (220) [192]
未申請死亡者の遺族	134 (97)	38 (34)	9 (7)	7 (7)	4 (5)	192 (150)
計	940 (829)	195 (216)	46 (53)	36 (37)	17 (18)	1,234 (1,153)

(注) () 書きは、23 年度の件数。下段 [] 書きは、厚生労働省の周知事業による請求と見られる件数で、内数。

平成 24 年度の受付状況は療養中の方 811 件、施行前死亡者の遺族 231 件及び未申請死亡者の遺族 192 件の計 1,234 件であり、平成 23 年度の実績（1,153 件）と比べ 7.0%の増となっている。このうち中皮腫は全体で 13.4%増となっており、療養中の方、施行前死亡者の遺族、及び未申請死亡者の遺族のいずれにおいても増加している。

② 認定状況

●平成 24 年度認定状況

(単位：件)

申請者	申請疾病				計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚	
療養中の方	584 (498)	98 (92)	7 (4)	14 (16)	703 (610)
施行前死亡者の遺族	308 (64) [289]	2 (2)	6 (5)	1 (2)	317 (73) [289]
未申請死亡者の遺族	100 (75)	16 (20)	1 (0)	1 (0)	118 (95)
計	992 (637)	116 (114)	14 (9)	16 (18)	1,138 (778)

(注) () 書きは、23 年度の件数。下段 [] 書きは、厚生労働省の周知事業による請求と見られる件数で、内数。

平成 24 年度の認定状況は療養中の方 703 件、施行前死亡者の遺族 317 件及び未申請死亡者の遺族 118 件の計 1,138 件であり、平成 23 年度と比べ 46.3%増となっている。中皮腫は全体で 55.7%増となっており、療養中の方、施行前死亡者の遺族、及び未申請死亡者の遺族のいずれにおいても増加している。

(資料編 P105 石綿 10 受付・認定等の年度別推移)

(資料編 P106 石綿 11 申請書等の受付状況と認定等状況)

(資料編 P109 石綿 12 審査中の案件に係る状況 (平成 24 年度))

(資料編 P112 石綿 14 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (平成 24 年度))

(資料編 P113 石綿 15 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (法施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの累計))

(資料編 P114 石綿 16 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (平成 24 年度))

(資料編 P115 石綿 17 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (法施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの累計))

③ 療養中の方に係る処理日数の状況

申請から認定等決定までの平均処理日数は 130 日 (平成 23 年度 164 日) である。このうち、1 回の医学的判定で認定されたものは平均 79 日 (同 102 日)、追加資料が必要とされた案件は平均 202 日 (同 232 日) である。

認定等決定までの平均処理日数は、全体として減少となったが、これは以下のことが主な要因と考える。(具体的な取組については、(2) を参照。)

- ・申請から医学的判定の申出までの日数が37日（平成23年度49日）と減少したこと。
- ・追加・補足資料の件数低減に努めたこと。
- ・審査分科会において中皮腫及び肺がんについて蓋然性が高いと判断された案件（いわゆる二重丸「◎」案件）の創設により、中皮腫と肺がんに係る判定の申出から認定までの日数が減少（24年度42日、23年度50日）したこと。

●平成24年度療養中の方に係る平均処理日数等（単位：日、件）

区 分	認定等決定までの平均処理日数		申請から医学的判定申出までの平均日数		件 数
1回の医学的判定	130 (164)	79 (102)	37 (49)	36 (47)	507 (404)
追加資料が必要とされたもの		202 (232)		38 (52)	356 (368)

（注）（ ）書きは、前年度の実績

④ 判定が1回で済んだケースにおける処理日数の分布状況

判定が1回で済んだケースの総件数507件のうち90日以内に事務処理が行われたのは357件（70.4%）となっている。

●平成24年度判定1回で済むケースでの処理日数分布状況

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	平成23年度
25-60日	144件	144件	28.4%	5.3%
61-90日	213件	357件	70.4%	59.4%
91-120日	99件	456件	89.9%	91.5%
121-150日	35件	491件	96.8%	98.6%
151-280日	16件	507件	100.0%	(151-558) 11件, 1.4%
総 計	507件			

（資料編 P110 石綿13 認定等に係る処理日数）

（2）認定等までの期間短縮に向けた具体的な取組

① 追加・補足資料の件数低減に向けた取組

申請者等から提出された医学的資料に不足がある場合に、医療機関に連絡を行い資料提出の協力を求めた結果、20件が1回の判定で認定となった。

また、中皮腫の医学的判定に必要な資料を特に理解してもらうために、これまで医学的資料の提出のあった医療機関（1,463箇所）に対して、中皮腫の判定に必要な免疫組織化学検査が行われていることが必要であることを改めて文書にて通知した。

② 医学的判定における審議の迅速化

「◎」案件については、平成 24 年 3 月より環境省での手続を簡略化して判定結果を機構に通知できるようになったことから、申請者等に迅速に通知が行えるよう判定結果通知後の機構内での手続きもあわせて見直し、迅速に申請者等に通知が行えるようにした。

この結果、「◎」案件 223 件について、審査分科会終了後、平均 9.1 日で申請者等に通知を行うことができた。

③ 医療機関に対する追加依頼

環境省の医学的判定において追加資料が必要とされた案件では、医療機関からの的確な資料が提出されるよう以下の取組を行った。

- ・ 審議会終了後、環境省と依頼内容について十分確認を行った。
- ・ 申請者の同意を得て医療機関に直接資料を請求し、時間の短縮に努めた。
- ・ 審議内容について医療機関より照会があった場合には、必要に応じて環境省の担当官より丁寧な説明を行った。

(3) 認定基準の改正に向けた取組

平成 24 年 3 月に労災保険制度の認定基準が改正されたことを受けて、救済制度においても肺がん等の認定基準の改正作業が環境省において進められているところであり、これまでの肺がんの不認定事案の分析など改正作業に参考となる情報を環境省に提供した。

(4) 厚生労働省・労災保険制度との連携強化

① 法施行前死亡者の遺族への周知事業

平成 23 年度に厚生労働省が法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った労災保険制度の周知事業において、労災保険制度の対象とならない方々からの請求について着実に対応を図り、平成 24 年 1 月の周知開始から平成 25 年 3 月末までに 329 件の請求を受付け、うち 313 件 (95.1%) について認定を行った。

② まぎれ込み防止

救済制度に労災保険制度の対象案件がまぎれ込むことがないように、機構から直接労災保険窓口へ申請者の情報を提供し、同窓口から労災保険の請求を勧奨してもらえよう、個人情報取扱いのほか労災保険の勧奨に必要な情報等について環境省及び厚生労働省に対して調整を行った。その結果、肺がん等の認定基準の改正とあわせて、関係通達の改正を行うことを確認した。

また、労災保険制度と救済制度の両制度に認定された場合の併給調整をより円滑に行うため、労災保険制度から提供される情報内容の充実を図れないか検討を行った。

(5) 中皮腫登録制度の創設に向けた取組

中央環境審議会の答申（二次答申）において、機構に集まる中皮腫の治療内容や生存期間の情報を活用し、その結果を広く認定患者や医療機関に対し情報提供することが掲げられたことから、24年度に環境省からの依頼を受けて、中皮腫登録制度の創設に向けた事前準備として次の業務を行った。

① 中皮腫認定症例のデータベース化業務

救済制度における過去の中皮腫の認定症例について、「中皮腫認定症例チェックシート」に整理後、データベース化し、入力された情報について集計等を行った。

また、中皮腫の専門家による作業部会を機構に設置し、認定患者や医療機関への情報提供に関し、その内容、方法等について検討を行い報告書に取りまとめた。

② 医学的資料の電子データ化業務

環境省より提供されたバーチャルスライドシステムを用いて、救済制度の申請に当たり提出された病理標本のうち、環境省が指定する染色標本について画像処理を行った。

(6) 申請（請求）手引き等の見直し

平成24年度のアンケート結果において、「書類の書き方が難しい」、「手続がたいへん」との意見が寄せられたことから、申請（請求）者向けの申請の手引き等について、改訂を行い申請者、関係機関等に配布した。

また、環境省への医学的判定の申し出、認定等の決定と併せて申請（請求）者に送付する文書についてもより分かりやすい内容に見直しを図った。

(7) 救済給付の迅速かつ適正な支給

① 救済給付の支給状況

平成24年度は、被認定者等に対し総額37億3,043万円の支給を行った（前年度比29.08%増）。主な増加要因は、特別遺族弔慰金・特別葬祭料の支給実績が151件から454件に増加していることで、これは、平成24年1月より厚生労働省が開始した法施行前の中皮腫死亡者の遺族への周知事業の効果と考えられる。

（資料編 P116 石綿 18 救済給付の支給件数・金額（経年変化））

●平成24年度 救済給付の支給状況

（単位：件、千円）

給付種類	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族弔慰金等	救済給付調整金	計
件数	13,342 (12,106)	5,839 (5,247)	400 (431)	454 (151)	255 (281)	20,290 (18,216)
金額	385,735 (432,865)	1,548,128 (1,526,478)	79,600 (85,769)	1,361,546 (450,049)	355,421 (394,745)	3,730,430 (2,889,906)

（注）（ ）書きは前年度の実績。

② 救済給付の支給に係る処理期間の状況

- ・ 療養者関係の給付に係る処理期間は、医療費（償還）、療養手当（初回）いずれも短縮が図られた。
- ・ 一方、被認定者遺族等への給付に係る処理期間は微増した。主な要因としては、高額療養費の照会及び死亡原因の確認等のため期間を要した案件の影響と考えられる。また、特別遺族弔慰金・特別葬祭料に係る処理期間は前年並みとなった。

●平成 24 年度 支給までの処理期間 (単位:日)

区分		処理期間	対前年度増▲減日数
療養者関係	・ 医療費（償還）	47 (51)	▲4
	・ 療養手当（初回）	17 (26)	▲9
被認定者遺族等関係	・ 葬祭料	31 (28)	3
	・ 未支給の医療費等	47 (45)	2
	・ 救済給付調整金	65 (58)	7
特別遺族弔慰金・特別葬祭料	・ 未申請死亡	14 (16)	▲2
	・ 施行前死亡	19 (19)	0

※（ ）書きは前年度の実績。

※療養手当（初回）及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。

※処理期間は、いずれも中央値。

③ 救済給付の迅速かつ適正な支給に係る取組

- ・ 認定の時期に応じ支給の時期を早められるよう 6 月より月の支払日を新たに設けた。
- ・ 補正後の書類、不足書類の収集を迅速に行うため、請求受付時の請求者に対する連絡文書を見直し、書類不備の状況を早期に伝えるよう取り組んだ。
- ・ 労災保険制度（平成 24 年 12 月 25 日）、中皮腫の最新の医療（平成 25 年 3 月 15 日）をテーマとする内部研修をそれぞれ実施し、被認定者からの照会対応、医療費等の支給及び併給調整など救済給付の支給に係る事務処理の迅速化・適正化に資する知見の向上に努めた。
- ・ 併給調整等に伴う給付金の返還事務を、救済給付の支給を所掌する部門に一元化する組織改正を平成 24 年 5 月に行い、受給者からの返還の円滑な実施に努めた。また、併給調整に係る課題について、環境省等との共有を進めた。

(8) 認定更新業務の実施

① 申請漏れの防止

申請漏れないよう次のとおり取り組んだ。

- ・ 認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理
- ・ 満了月の 7 か月前 認定更新申請書及び診断書様式等を送付
- ・ 満了月の 4 か月前 認定更新申請の催告を開始
- ・ 満了月の 2 か月前 認定更新申請に係る認定等の決定
更新者に対し新しい医療手帳を交付

② 認定更新の状況

- ・ 平成 24 年度は、平成 24 年 6 月から平成 25 年 5 月までに認定の有効期間が満了する者を対象に認定更新等の決定を行った。
- ・ 平成 24 年度は、平成 25 年 5 月までに認定の有効期間が満了する 76 件のうち 75 件の申請を受け付け、75 件について更新等の決定（更新 73 件、更新しない 2 件）を行った。1 件については、更新申請の意思がないことが確認された。
- ・ なお、平成 23 年 3 月からの認定更新者の累計は 197 名となっている。

（資料編 P117 石綿 19 認定更新の状況）

（9）石綿肺の診断等に関する支援業務の実施

- ・ 平成 22 年 7 月より指定疾病に著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚が追加されたことに伴い開始した本業務について、平成 24 年 9 月 3 日に環境省と請負契約を締結し、本年度の業務を開始した。
- ・ 業務の主たる内容は、引き続き、著しい呼吸機能障害が認められるには至らないと判定された石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の方を対象とする健康管理支援と、放射線画像の不足などにより不認定と判定された方を対象とする画像撮影補助である。
- ・ 専門委員会を 3 回開催し、各対象者に係る実施内容等を検討した。
（第一回：平成 24 年 10 月 25 日、第二回：平成 24 年 12 月 20 日、第三回：平成 25 年 2 月 12 日）
- ・ 委員会で決定した実施内容に基づき、対象者への事業案内、実施医療機関との委託契約、健康診断受診者への保健指導等を行った。
- ・ 平成 25 年 3 月末時点の対象者は 8 名（健康管理支援 6 名、画像撮影補助 2 名）となっている。

自己点検結果

- ・ 申請・請求の受付から認定等までの期間の短縮に努めた結果、療養中の方では、医学的判定1回で認定等に至る案件の期間が、前年度102日から今年度79日に、同じく追加資料を求められたものでは、232日から202日に短縮されるなど大幅な短縮ができた。
療養中の方からの認定申請について、判定が1回で済んだ件数のうち、70.4%を3か月以内に処理し今年度の目標を達成することができた。
引き続き、申請から医学的判定の申出までの期間の短縮、「◎」案件の確実な処理等により、認定等までの期間の短縮を図ることとしたい。
- ・ 労災保険制度との連携強化について、厚生労働省の周知事業における法施行前の特別遺族弔慰金の請求において、労災保険制度の対象とならない方々からの329件の請求に対して313件(95.1%)を的確に処理することができた。
- ・ 救済給付全20,290件(37億3,043万円)の支給を適正に行うことができた。
- ・ 認定の時期に応じて支給の時期を早められるよう支払日を追加して支給に係る処理期間の短縮に取り組んだところ、医療費(償還)の支給において4日、療養手当(初回)の支給において9日、未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等において2日の短縮が図られた。
一方、被認定者遺族等への給付に係る処理期間は、未支給の医療費等において2日、葬祭料において3日、救済給付調整金において7日の増となった。高額療養費の照会、書類不備に係る審査など処理期間の変動要因となる事務をより効率的に行うよう努める。
- ・ 併給調整等に伴う給付金の返還事務を救済給付の支給を所掌する部門に移管する組織改正により併給調整とこれに伴う返還事務を一元化して取り組み、併給調整に係る事務の円滑化が図られた。また、併給調整に関わる課題を環境省等と共有することに努めており、より円滑な制度運営に向け環境省とともに取り組む。
- ・ 認定更新業務については、申請手続きの慥憑を漏れなく行い、更新等対象者76名のうち申請する意思のない1名を除く75名からの申請を受け付け、更新手続きを完了できた。
- ・ 石綿肺の診断等に関する支援業務については、平成24年9月3日付け環境省との請負契約に基づき、対象者の健康管理及び専門委員会の設置運営等を円滑に進めるとともに、より有効な事業となるよう画像撮影補助における手順の見直しを行うことができた。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

平成 24 年度計画の概要

- 認定・給付システムの確実な運営・保守を行い、情報セキュリティ、業務の安定的実施を確保。
- システム運営での改善点などを検討、整理し、業務を効率化。
- 研修等により個人情報保護、情報セキュリティルールの遵守を確保。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 認定・給付システムの安定的運用
- ・ 情報セキュリティ等の確保
- ・ 認定・給付システムの効率的運営による業務の改善
- ・ 認定・給付システムの機器更改に向けた仕様策定のための準備
- ・ 住基ネット関連機器の更改

平成 24 年度の業務実績

(1) 認定・給付システムの改修と運用保守管理

① 運用保守管理

石綿健康被害救済認定・給付システムの運用保守業者の保守契約が 4 月末で終了となることから、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施し、新たな業者を決定した。なお、運用保守管理業務を円滑に実施するため、既存の作業手順等の改正を行った。

② システム改修

認定・給付業務の効率化、適正化を図るため、入力項目を追加するとともに画面のレイアウト変更を行うなどシステムの改修を行った。

③ 認定・給付システムの機器更改に向けた仕様策定のための準備

認定・給付システムの機器は、平成 26 年 12 月に更新を予定していることから、平成 25 年度中に新機器を導入し、同機器上で認定給付システムの動作確認等を行い、問題点を改修後、現行機器から移行する予定である。スムーズな移行のため、機器更新にあたり、24 年度に実施計画の概要を作成した。

(資料編 P118 石綿 20 認定・給付システム、ばく露調査支援システム及び情報セキュリティ対策)

(2) ばく露調査支援システム

ばく露状況調査報告書の作成時間の短縮とデータの正確性を高めるため、データ集計の自動化を行うとともに必要なデータの抽出を可能とするなど、ばく露調査支援システムの改修を実施した。

(資料編 P118 石綿 20 認定・給付システム、ばく露調査支援システム及び情報セキュリティ対策)

(3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の高度化

① 個人情報保護及び情報セキュリティの徹底

個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、以下の規則等に基づき、外部専門家を講師として、全員を対象とした情報セキュリティ研修を実施した。

- ・ 石綿健康被害救済部における個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則
- ・ 石綿健康被害救済部個人情報取扱手順書
- ・ 石綿健康被害救済部情報セキュリティ対策実施手順書

② 業務マニュアルの改善

1月に申請課のマニュアル整備が完了したため、情報業務課で3月にセキュリティの観点から内容の確認を実施した。

③ 住基ネット関連機器の更改

住基ネット関連機器を、地方自治情報センターが実施した情報セキュリティ対策に伴い、12月に機器の更新及び保守業者の調達を実施した。

(資料編 P118 石綿 20 認定・給付システム、ばく露調査支援システム及び情報セキュリティ対策)

(4) 新任者等を対象とした研修

① 人事異動等に伴う新任者を対象に、顧問医師による石綿関連疾患に係る講義を4月に行った。

② 他部の職員も参加できる研修会を4回開催した。

- ・ 労災保険制度に関する研修会 (12月25日)
- ・ 石綿の法規制に関する勉強会 (1月31日)
- ・ 石綿飛散防止対策等視察報告会 (2月14日)
- ・ 中皮腫の最新の医療に関する研修会 (3月15日)

自己点検結果

- ・ 認定・給付システムの改修により、データの正確性の確保、入力や確認ミスの削減ができるようになり、また、作業時間も短縮され、業務の効率化を図ることができた。
- ・ ばく露調査支援システムの改修により、ばく露状況調査報告書の作成時間が大幅に短縮された。
- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、部内職員全員に対し研修を実施することにより、徹底を図ることができた。
- ・ 住基ネットの保守作業は、今まで職員が実施していたが業者に委託することで、職員の負担の削減及びハードウェアトラブル時の対応が可能となり、システムの安定的な運用につながった。

5. 救済給付費用の徴収

平成 24 年度計画の概要

- 特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 特別拠出金の確実な徴収

平成 24 年度の業務実績

対象となる特別事業主 4 者に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、各事業者から延納申請（4 期に分納）が出され、徴収すべき額（計 328,802,089 円）を徴収した。

また、船舶所有者に係る一般拠出金について、未申告・未納者の船舶所有者に対し催促文書を送付（1,766 件）した結果、平成 25 年 3 月末で 88 件（4.98%）、282,588 円（8.14%）の収納があった。

自己点検結果

- ・ 特別拠出金の徴収は、確実に実施した。
- ・ 船舶所有者に係る一般拠出金について、今後、申告・納付がない場合、一般拠出金の額の決定・通知等を行い、船舶所有者に係る一般拠出金の公平な徴収に努める。

6. 救済制度の見直しへの対応

平成 24 年度計画の概要

- 中央環境審議会の石綿健康被害救済制度に対する指摘事項について環境省及び厚生労働省と連絡、調整を行い、対応。
- 救済制度のより円滑な運営に向けた制度改正等、必要な提言・要望を行う。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 救済制度に係る各種患者等アンケートを収集、整理し制度改善に役立てる
- ・ 石綿の健康被害者の円滑な救済のために、労災保険制度との連携を図る
- ・ より円滑な制度運営に向けて、関係機関と意見交換を行い、必要な提言・要望を行う

平成 24 年度の業務実績

(1) 各種患者等アンケートの収集、整理

石綿健康被害救済制度に係る制度利用者アンケート項目について、中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会での議論などを踏まえ、今後の制度の改善に役立つ情報を得るためにアンケート項目の見直しを行った。

(2) 労災保険制度との連携

中央環境審議会の答申「今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」（二次答申）を踏まえ、救済制度に労災保険制度の対象案件がまぎれ込むことがないように、機構から直接労災保険窓口へ申請者の情報を提供し、同窓口から労災保険の請求を勧奨してもらえよう、個人情報の取扱いのほか労災保険の勧奨に必要な情報等について環境省及び厚生労働省に対して調整を行った。その結果、肺がん等の認定基準の改正とあわせて、関係通達の改正を行うことを確認した。

(3) より円滑な制度運営に向けての提言等

これまでの石綿健康被害救済基金の利用等に関する課題、労災保険制度との連携における課題など、実務的観点からの課題なども含めて石綿健康被害救済制度の運営における課題について環境省との定例会において議論を行った。

現行の石綿健康被害救済制度をより円滑に運営することができるよう改善するために、現在の課題、その課題について機構として考えた対応案などをとりまとめ、環境省へ提出した。

自己点検結果

- ・ 制度利用者アンケートについては、今後の制度の改善に役立つ情報が得られるよう見直しを行い、集計結果を環境省に提供することができた。
- ・ 労災保険制度との連携については、個人情報の取扱いのほか労災保険の勧奨に必要な情報等について環境省及び厚生労働省に対して調整を行い、肺がん等の認定基準の改正とあわせて、関係通達の改正を行うことを確認することができた。
- ・ 現行の石綿健康被害救済制度をより円滑に運営することができるよう改善するために、現在の課題、その課題について機構として考えた対応案などをとりまとめ、環境省へ提出した。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

平成 24 年度計画の概要
<ul style="list-style-type: none">● 管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を行い、事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築。（具体的な合理化目標の計画については、「Ⅶ 2. 職員の人事に関する計画」において明示。）● コンプライアンス・マニュアルを活用し、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、内部統制を強化。● コンプライアンス推進委員会において、内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 内部統制強化への取組と組織運営の信頼性の向上

平成 24 年度の業務実績

（1）業務体制の効率化

- ・ 石綿健康被害救済部における救済給付の返還請求手続きの一元化
給付課に専門職員を配置し、企画調整課と給付課に分かれていた労災認定された被認定者からの救済給付の返還請求手続きを給付課に一元化することにより、企画調整課の業務を削減するなど効率化を図った。

（2）内部統制の強化

① 統制環境の強化

- ・ 理事長は、理事会（役員と部長出席）のみならず、各委員会、内部監査等を通じて組織の重要な情報を把握するとともに、その機会等を活用し指示を伝達した。
- ・ 組織のコミュニケーション強化、ガバナンス強化のためには、トップダウンに加えボトムアップをさらに図る必要があること、また部署横断的な連携も必要であるとの考えから、新たに下記の取組等を行った。

ア. 理事・監事等意見交換会の開催

毎月第 1・3 火曜日に理事・監事・上席審議役にてそれぞれの所管を問わず、機構の課題、対策を提言し合い、意見交換を行う場を設定し、部署横断的な課題について解決を図った。

イ. 業務課題検討プロジェクトチーム（PT）の設置

課長代理以下の若手職員による PT を設置し、業務実施上の課題等を洗い出し、提言を取りまとめ、役員と意見交換する場を設定した。

ウ. 理事・上席審議役の所管業務の変更

全理事の担当する部を変更し、新たな視点で課題を洗い出し、その対策を検討するための体制を整備した。

また、上席審議役を監査室長に任命し、内部監査体制の一層の強化を図った。

- ・ 理事長は、4月、10月、1月に全職員を対象に機構のミッションや環境行政を取り巻く状況等について、訓示を行った。また、訓示の内容を全職員が見られるようイントラネット上に掲示し周知を行った。
- ・ 理事長が課長以下の全職員を対象に、平成24年10月～平成24年12月にかけて意見交換を実施し、一般職員（非常勤職員、派遣職員を除く）については、各職員の業務への取組状況、各自の抱える課題及び組織への提言等を把握した。
- ・ 理事長は一般職員との意見交換の結果を踏まえた上で、平成24年12月に管理職（課長等）との意見交換を実施し、課内の情報伝達、打ち合わせの徹底を図るよう指示した。

② リスク管理の強化

- ・ リスク管理委員会を計4回（10月、1月、2月、3月）開催した。
- ・ 平成23年度に洗い出されたリスク項目とその対応状況について自己点検を行い、リスク管理状況の更新を行った（更新後650項目）。また、リスク項目の分析指標（影響度、発生頻度）を設定してリスク評価を実施し、リスク項目の軽重付けとリスクマップの作成を行うことで、組織として優先的に対応すべきリスク項目（69項目）を確認した。
- ・ 優先的に対応すべきリスク項目については、対応状況の確認と合わせて新たな対応策の必要性についても検討を行うなど、リスク管理の一層の強化に努めた。

（資料編 P119 共通1 優先的に対応すべきリスク項目の事例について）

●リスク分類ごとの件数

（単位：件）

リスク分類	平成22年度	平成23年度	平成24年度
コンプライアンスに関するリスク	37	34	37
資金の管理運用に関するリスク	30	28	23
情報・システムに関するリスク	98	106	101
事務に関するリスク	402	418	389
事故災害等、業務継続に関するリスク	33	34	37
経営に関するリスク	25	34	30
その他外部リスク等	106	114	107
合計	731	768	724

※1つのリスク項目に対して複数の分類を付しているものもあるため、合計値（724件）とリスク項目数（650項目）は一致しない。

③ コンプライアンスに関する研修

平成 25 年 3 月に全職員に対しコンプライアンス研修を実施し、民間企業におけるコンプライアンス推進状況や違反事例を用いた研修を行った。

また、平成 24 年 12 月に全職員に対し情報セキュリティ研修を実施し、整備した情報セキュリティ実施手順書の内容について研修を行った。

④ 情報セキュリティ対策の強化

- ・ 最高情報セキュリティアドバイザーとの定例会議を毎月行い、各部及び機構全体の情報セキュリティに係る助言を受け、以下のとおり情報セキュリティレベルの向上を図った。

項目	主な取組内容
○情報漏えい防止	・ 情報取扱手順書を作成
○規程の整備	・ 情報セキュリティ対策基準の改訂を 6 月に実施 ・ 情報セキュリティポリシー規程に基づく情報セキュリティ実施手順書を 11 種類の分野別に作成するとともに、横断的に整理した役職別の手順書を作成 ・ 情報セキュリティ実施手順書について、情報セキュリティ研修を 12 月に実施
○情報共有	・ 6 月に情報セキュリティ委員会を開催し、平成 23 年度情報セキュリティ監査の指摘事項への対応状況を報告するなど、機構内部の情報共有化を推進
○情報セキュリティ監査	・ 平成 24 年度情報セキュリティ監査を実施
○可用性の向上	・ ネットワーク機器の二重化を順次進め、3 月に完了
○データの保全	・ バックアップが必要なデータについて、外部保管体制の整備を順次進め、3 月に完了

- ・ 外部からの不正アクセスへの対策として、これまでと同様に機構ネットワークについてはファイアウォール及び侵入防御装置 (IPS)、ホームページについてはファイアウォール及び通信異常値の監視等を実施し、常に最新のセキュリティ状態を維持することで十分な安全性を確保している。
- ・ 各部の情報システムの改修及び保守業務の契約において十分なセキュリティが確保されるよう、仕様書の作成段階や入札説明会において情報管理係職員が参加して専門的な助言を行うとともに、最高情報セキュリティアドバイザーによる仕様書の確認を行い、情報セキュリティ体制の効果的な運用を図った。

(3) 監事による内部統制の評価

監事による定期監査における重点項目の1つが「内部統制の状況」であり、次の所感を受けた。

(監事所感)

「内部統制については、統制環境の強化に注力した点が平成 24 年度の特徴として挙げられる。組織の横軸の強化施策（理事の所掌業務の大幅変更、監査室の体制充実化、他部職員も対象にした各部業務等の説明会・報告会等の積極的開催、全契約を対象とした契約手続審査委員会の立上げ準備、テーマを設定しての理事・監事の定期的懇談会の開催など）とともに、各部若手職員を中心とした業務課題検討のための PT の組成、理事長と課長以下全職員との複数回に分けての意見交換の場の設置など、前年にも増して積極的に取組んだことを評価したい。また、リスク管理についてはリスク管理委員会を通し、引続き検討を深めた。

平成 22 年度に制定した「内部統制基本方針」に基づき、今後も引続き、当機構に即した内部統制の整備、運用の深化を期待する。」

自己点検結果

(1) 業務体制の効率化

石綿健康被害救済部における救済給付の返還請求手続きを給付課に一元化することで、企画調整課業務の削減など効率化することができた。

(2) 内部統制の強化

- ・ 理事・監事等意見交換会を開催し、機構の課題、対策について意見交換を行い、物品管理システムの再構築など部署横断的な課題について解決を図ることができた。
- ・ 若手職員による PT を設置することでボトムアップにより提言を行った。また、部門を超えて各部の課題を共有するなど連携強化を図ることができた。
- ・ 理事、上席審議役の所管業務の変更を行うことで、業務改善に向けた提言がより活発になるなど部署横断的な連携強化を図ることができた。
- ・ 内部統制基本方針に基づき、職員の業務に取組む姿勢を理事長が職務階層別に聞くことにより、各階層からの意見を把握・集約することができた。
- ・ リスク管理について、リスクの軽重付けを行うことで、全組織として優先して対応すべきリスクの把握をすることができた。また、リスク管理が継続的に行われるよう自己点検を行い、リスク管理体制の強化を進めることができた。
- ・ 研修等を通じ役職員のコンプライアンスに対する意識を高めることができた。
- ・ 平成 23 年度情報セキュリティ監査の指摘事項への対応として、ベンダとのデータ共有の見直しやセキュリティホール対策等を実施することで、情報セキュリティ対策を強化することができた。
- ・ 情報セキュリティ実施手順書を整備することで、機構における情報セキュリティ対策のルールを明確化し、研修を行うことで役職員の情報セキュリティに対する意識を高めることができた。

2. 業務運営の効率化

平成 24 年度計画の概要

- 外部有識者からなる各種委員会を活用し、その意見を業務運営に反映。
- サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務について、外部機関を活用。
- 人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づく取組を実施。
- 給与水準について検証し、給与水準の適正化に取り組み、それらを公表。
- 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。
- 一般管理費、業務経費について、効率的執行に努める。
- 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。また、一者応札・応募の改善に取り組み、競争性の確保に努める。
- 企画競争や公募を行う場合、その理由等について経理部で審査を実施。
- 業者の選定に当たって、契約担当部以外の者を審査に加える。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 人件費・給与水準の適正化
- ・ 予算の適切な執行管理
- ・ 契約に係る競争の推進

平成 24 年度の業務実績

（1）外部有識者からなる各種委員会の活用

① コンプライアンス推進委員会の活用

- ・ 委員会を平成 25 年 2 月に開催した。
- ・ 外部委員からは、PDCA サイクルを維持し、リスクの低減を図っていくことが重要であるとの助言があった。

② 契約監視委員会

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）」及び「独立行政法人の契約の見直しについて（総務省 平成 22 年 5 月 26 日）」により、委員会を平成 25 年 4 月に開催し、平成 24 年度に締結した随意契約等の点検・確認を行った結果、特に指摘はなかった。

（資料編 P120 共通 2 機構内に設置した委員会一覧）

（2）外部委託の推進

効率的な業務運営に資するため、これまで内部で管理していた例規システムサーバの切り替え（クラウド方式）と運営・管理等業務の外部委託を実施した。

(3) 人件費・給与水準の適正化

平成 23 年度の検証結果や取組状況及び国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を平成 24 年 6 月にホームページ上で公表した。

・平成 23 年度の実績 対国家公務員指数 108.5 (地域学歴勘案 107.7)

●ラスパイレス指数推移 (平成 20 年度～24 年度)

項目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ラスパイレス指数 (対国家公務員指数)	113.9	112.1	112.8	108.5	108.3 (見込み)

(資料編 P125 共通 3 年平均給与額の推移)

(4) 経費の効率化・削減

①一般管理費の効率化・削減

一般管理費 (24 計画予算額－24 実績額) : ▲38 百万円 (480 百万円－442 百万円)

一般管理費 (人件費を除く。) について、中期計画の削減目標 (前中期目標期間の最終年度 (平成 20 年度) 比で 15%) を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 24 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、情報システム関係経費 (▲14 百万円) や本部事務所借料 (▲7 百万円) の縮減や管理費の全体的な経費節減等 (▲17 百万円) を図るなど、業務の効率化に努めた。

(単位: 千円、%)

区分	平成 20 年度 A	平成 23 年度		平成 24 年度		前年度 増減 (C－B)	
		B	20 年度比 (B/A)	C	20 年度比 (C/A)		
共通	506,132	計画予算	458,502	▲9.4	480,391	▲5.1	21,889
		実績	(90.3) 413,988	▲18.2	(92.1) 442,200	▲12.6	(6.8) 28,212

(注 1) 実績欄 B、C の上段 () 書きは計画予算に対する執行率である。

(注 2) 平成 24 年度計画予算、実績には、平成 24 年度限りの経費 (事務所縮小経費 (計画予算 36,000 千円、実績 41,492 千円)) を含んでおり、これを除くと 20 年度比で計画予算は▲12.2%、実績は▲20.8%となる。

②業務経費の効率化・削減

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（前中期目標期間の最終年度（平成 20 年度）比で 5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 24 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

（単位：千円、%）

区分	平成 20 年度 A	区分	平成 23 年度		平成 24 年度		前年度 増減 (C-B)
			B	20 年度比 (B/A)	C	20 年度比 (C/A)	
公健	336,164	計画予算	325,260	▲ 3.2	370,008	10.1	44,748
		実績	(77.3) 251,587	▲25.2	(79.8) 295,352	▲12.1	(17.4) 43,765
石綿	354,648	計画予算	333,868	▲5.9	266,112	▲25.0	▲67,756
		実績	(62.1) 207,310	▲41.5	(80.4) 213,954	▲39.7	(3.2) 6,644
基金	775,701	計画予算	738,528	▲4.8	824,213	6.3	85,685
		実績	(88.2) 651,522	▲16.0	(91.3) 752,109	▲3.0	(15.4) 100,587
承継	323,609	計画予算	313,997	▲ 3.0	238,744	▲26.2	▲75,253
		実績	(52.7) 165,613	▲48.8	(43.1) 102,861	▲68.2	(▲37.9) ▲62,752
合計	1,790,122	計画予算	1,711,653	▲4.4	1,699,077	▲5.1	▲12,576
		実績	(74.5) 1,276,032	▲28.7	(80.3) 1,364,276	▲23.8	(6.9) 88,244

（注 1）実績欄 B、C の上段（ ）書きは計画予算に対する執行率である。

（注 2）平成 24 年度計画予算、実績には、平成 24 年度限りの経費（公健：サーバー更新経費（計画予算 48,000 千円・実績 58,498 千円）、基金：特別助成金（東日本大震災・原発事故及び「リオ+20」関係）（計画予算 100,000 千円・実績 98,395 千円））を含んでいる。これを除くと 20 年度比で公健では計画予算で▲4.2%、実績で▲29.4%、基金では計画予算で▲6.6%、実績で▲15.7%、全体では計画予算で▲13.4%、実績で▲32.5%となる。

（資料編 P126 共通 4 予算・決算の概況、経費削減及び効率化目標との関係）

なお、各勘定の予算に対する主な減少要因は以下のとおりである。

・公健勘定（24 計画予算—24 実績）：▲74 百万円（370 百万円—296 百万円）

汚染負荷量賦課金の徴収に必要な業務費（▲23 百万円）及び徴収委託費等（▲31 百万円）の縮減等のほか、管理費の全体的な節減等（▲20 百万円）。

- ・石綿勘定（24 計画予算—24 実績）：▲52 百万円（266 百万円—214 百万円）
救済業務における救済給付申請者数が予定より少なかったこと等による全体的な経費の縮減等▲39 百万円）のほか、管理費の全体的な節減等（▲13 百万円）。
- ・基金勘定（24 計画予算—24 実績）：▲72 百万円（824 百万円—752 百万円）
助成事業等における助成金の精算等による減等（▲50 百万円）のほか、管理費等の全体的な節減等（▲22 百万円）。
- ・承継勘定（24 計画予算—24 実績）：▲136 百万円（239 百万円—103 百万円）
債権回収委託費等の縮減等（▲74 百万円）のほか、管理費の全体的な節減等（▲62 百万円）。

（5）随意契約の見直し

①契約に係る競争の推進

契約監視委員会の点検を踏まえて策定した、「随意契約等見直し計画（平成 22 年 4 月策定）」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付することとした。

平成 24 年度契約件数は 113 件、契約金額 921 百万円の契約を行い、うち競争性のない随意契約は 5 件、35 百万円であった。

【契約の状況】（単位：件、百万円）

区分	平成 20 年度実績		平成 23 年度実績		平成 24 年度実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	128	1,732	87	586	108	886
うち （企画競争・公募）	(47)	(402)	(20)	(214)	(34)	(312)
競争性のない随意契約	25	176	5	21	5	35
合計	153	1,908	92	607	113	921

【競争性のある契約に付した割合】

平成 20 年度実績	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績
83.7%（128 件/153 件）	94.6%（87 件/92 件）	95.6%（108 件/113 件）

【競争性のない随意契約に付した割合】

平成 20 年度実績	平成 23 年度実績	平成 24 年度実績
16.3%（25 件/153 件）	5.4%（5 件/92 件）	4.4%（5 件/113 件）

また、総務省行政管理局長から要請のあった「独立行政法人の契約の見直しについて」（平成 22 年 5 月）の周知を図るとともに、一者応札・応募となった案件については、仕様書等配布を行った者で応札を行わなかった業者に対し理由の聴取を行い、理事会において点検し、以後の契約の一層の競争性の確保に努めた。

【一者応札・応募の件数】

(単位：件)

	平成 20 年度実績		平成 23 年度実績		平成 24 年度実績	
		うち一者応札等		うち一者応札等		うち一者応札等
一般競争契約	81	(16.0%) 13	67	(7.5%) 5	74	(8.1%) 6
企画競争・公募	47	(31.9%) 15	20	(30.0%) 6	34	(2.9%) 1
計	128	(21.9%) 28	87	(12.6%) 11	108	(6.5%) 7

② 契約に係る審査体制

ア. 契約監視委員会による審査

契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況について、事後評価を受けた。

また、総務省から指示のあった『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」におけるフォローアップについて』（契約状況フォローアップ）（平成 24 年 9 月）に基づき、

- ・新規の競争性のない随意契約については、原則として事前に委員会の意見を聴取すること
- ・前年度に引き続き 2 か年連続して一者応札・応募となった案件についてはその要因を分析し、原則、四半期ごとに報告し、点検を受けること

についても実施した。

(資料編 P127 共通 5-① 平成 24 年度環境再生保全機構の契約の現状)

(資料編 P129 共通 5-② 平成 24 年度契約に関する取組状況)

(資料編 P132 共通 6 契約監視委員会等の概要について)

イ. 機構内における審査体制

- ・随意契約（企画競争・公募を含む）を行う場合は、競争性の確保・相互牽制の観点から、その理由等について経理部で審査を実施した（39 件（前年度 25 件））。
- ・当機構では、事業部制により各部で契約することになっており、企画競争・公募の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から、事業担当部署以外の部署（経理部等）の者を加えて選定を実施した。
- ・予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、1,000 万円以上について経理担当理事の審査を実施した。
- ・一定額（100 万円等）以上の契約について、毎月理事会に報告し点検をするとともに、ホームページで公表した（113 件）。
- ・内部監査により、四半期毎に契約に係る事務処理について点検を実施した。

ウ. 契約手続審査委員会の設置

調達等に係る公正を確保し、契約手続きの厳格な運営を図るため、契約手続審査委員会を平成25年4月1日に設置することとし、平成24年度においては、委員会の事前審査内容等を検討するとともに、規程等所要の整備を行った。

(資料編 P135 共通 7 契約手続審査委員会の設置について)

- ③ 当機構と関連公益法人等との取引の額が事業収入に占める額が1/3以上で、かつ、当機構の役職員経験者で当該法人の役員等に再就職している取引先は該当がなかった。

(6) 資金運用の一元化の推進

- ・ 平成23年度から実施した運用一元化の効果をより発揮するため、次のような方策を講じ、きめ細かな運用を行った。
 - ア. 統一的な運用方針の策定
 - ・ 機動的な運用を可能とするため、資金ごとに作成していた運用方針の統一

(資料編 P138 共通 8 運用方針について)

イ. 効率的な運用（平成24年度からの更なる効率化）

- ・ 大口定期預金中心から譲渡性預金を積極的に活用した幅広い運用（平均的に大口定期預金より譲渡性預金の方が0.03%程度有利）
- ・ 普通預金に必要以上の資金を残さないよう、大口定期預金、譲渡性預金への積極的かつ効率的な運用

【実績】

<表1> 資金別・種類別の平均残額対比

(単位:百万円)

【平成23年度】					運用額計	資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	B+C+D=E		
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E	
16,864	71,641	3,150	141,755	216,546	233,410	
7.23%	30.69%	1.35%	60.73%	92.77%	100%	

<表2> 運用件数の対比

(単位:件)

	H23年度	H24年度	増減
総件数	59	78	19
大口定期預金	43	18	▲25
譲渡性預金	16	60	44
運用期間3ヶ月以内の件数	33	51	18

【平成24年度】					運用額計	資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	B+C+D=E		
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E	
12,546	65,708	20,496	148,333	234,537	247,083	
5.08%	26.59%	8.30%	60.03%	94.92%	100%	

【増減】					運用額計	資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	B+C+D=E		
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E	
▲4,318	▲5,933	17,346	6,578	17,991	13,673	
▲2.15%	▲4.10%	6.95%	▲0.70%	2.15%		

(7) ホームページによる情報提供の状況

- ・ 広報委員会を平成 24 年 9 月に開催し、ウェブアクセシビリティ方針を策定した。同方針に基づき、ホームページ全体のウェブアクセシビリティの向上を図るため、平成 25 年 11 月の完成を目指し、全体的な改修を平成 24 年 10 月に開始した。
- ・ ホームページでの情報提供の取組は各部で実施しており、今年度の機構トップページ及び主要コンテンツトップページのアクセス数の合計については、前年度と比較して増加した。

●ホームページアクセス数の推移

(単位：件)

	平成 23 年度	平成 24 年度
機構トップページ アクセス数	667, 144	669, 953
主要コンテンツ及び機構の トップページアクセス数合計	1, 001, 344	1, 075, 680

(資料編 P139 共通 9 ホームページのコンテンツ別・月別利用状況)

自己点検結果

- (1) ラスパイレス指数については、毎年、給与水準の低減のための方策を継続的に講じてきたことにより、平成 23 年度までに対国家公務員指数を概ね 112 程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね 109 程度とする目標を達成した。

○平成 24 年度に講じた方策

- ・ 「国家公務員の給与等の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて、平成 24 年 4 月から以下の措置を講じた。
 - ①俸給月額を引き下げ
 - ②本俸に係る経過措置の実施を平成 26 年 3 月 31 日とするとともに額を引き下げ
 - ③平成 24 年 6 月賞与における平成 23 年度給与の年額調整
 - ④平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月までの臨時特例
 - ・ 俸給月額の支給額の減額（在職級毎に▲4.77%、▲7.77%、▲9.77%の3区分）
 - ・ 管理職手当の支給額の減額（▲10%）
 - ・ 俸給月額及び管理職手当の支給額減額に対応した特別都市手当の支給額の減額
 - ・ 賞与（期末手当、業績手当）の支給額の減額（▲9.77%）
 - ・ 昨年に引続き 55 歳を超える管理職員の本俸を 1.5%減額して支給

(2) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、所要の削減を見込んだ予算を作成したうえで、効率的な執行に努め、中期計画を上回る削減ができた。

(3) 契約に係る競争の推進

- ・ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取り組みを実施、公表し、企画競争等を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施した。
- ・ 一者応札・応募の改善については、平成24年3月に制定した「一者応札(応募)改善方策」に基づき、適正な準備期間等の確保など、改善方策に取り組んだ。
- ・ また、監事及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について厳正な事後チェック(随意契約については、「契約状況フォローアップ」により事前チェック)を受けた。
- ・ なお、契約手続審査委員会の設置について、検討のうえ必要な規程等の整備を行なうとともに、契約審査手続きについて内部説明会等を実施した。

(資料編 P135 共通 7 契約手続審査委員会の設置について)

(資料編 P140 共通 10 随意契約等見直し計画)

(資料編 P143 共通 11 一者応札(応募)改善方策)

(4) 資金運用の一元化の推進

資金の安全性及び効率性を確認しながら、きめ細かな運用ができた。

3. 業務における環境配慮

平成 24 年度計画の概要

- 平成 23 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成・公表。
- 温室効果ガスについて、平成 22～24 年度において平成 18 年度比 3%削減の達成に向け取り組む。

(参考)

平成 18 年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO₂

平成 18 年度比 3%削減量 80,403 kg-CO₂

平成 24 年度の重点事項

- ・電気使用量の削減

平成 24 年度の業務実績

(1) 環境報告書の作成・公表

平成 23 年度に東日本大震災への ERCA の対応及び環境配慮の取組等を紹介した「環境報告書 2012」を、平成 24 年 9 月にホームページで公表した。

また、平成 23 年度に引き続き職員の通勤や ERCA の業務活動に伴う二酸化炭素排出量を算出し、同報告書に掲載した。

(2) 電気使用量の削減

入居ビル専有部分の OA 機器、照明等の電気使用量を対象とし、昨年度に引続き以下のように電気使用量の削減に日常的に取り組んだ。

- ・執務室内の照明一部取り外し
- ・昼休みや退出時の自主的な部分消灯
- ・執務室エリアの照明のゾーン管理
- ・離席時の PC モニターの電源オフ

その結果、電気使用量については、平成 18 年度に比べ 48.8%の減少、温室効果ガス量は 35.6%の減少となった。

(参考) ※24 年度温室効果ガス量は暫定値

年度	電気使用量	対 18 年度増減比	温室効果ガス量	対 18 年度増減比
24	115,796kwh	▲48.8%	53,536kg-CO ₂	▲35.6%
23	117,089kwh	▲48.2%	54,036kg-CO ₂	▲34.8%
22	182,562kwh	▲19.2%	66,743kg-CO ₂	▲19.5%
21	185,982kwh	▲17.7%	69,246kg-CO ₂	▲16.5%
20	190,956kwh	▲15.5%	78,358kg-CO ₂	▲5.5%
19	206,578kwh	▲8.6%	86,559kg-CO ₂	4.4%
18	225,975kwh	—	82,890kg-CO ₂	—

(3) 環境配慮のための実行計画の策定

平成 24 年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、下記の項目について実行計画を定めた。

項 目	主な取り組み内容
○エネルギー（電気使用量の削減） ○省資源（用紙類の使用量削減） ○節水 ○廃棄物の排出抑制、リサイクル、 適正処理 ○イベント等の実施における環境 配慮 ○グリーン購入の推進 ○温室効果ガス排出量の把握 ○役職員に対する啓発	・執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、昼休みには原則、消灯する。 ・機構の内部向け資料等は、機構内 LAN に掲載して、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。 ・使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。 ・主催イベント等において包括的に環境配慮を行う。 ・コピー用紙、印刷物・パンフレット等、名刺、その他の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図る。 ・機構が自ら行なう事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年 1 回公表する。

（資料編 P145 共通 12 平成 24 年度環境配慮のための実行計画）

自己点検結果

- ・ 環境報告書については、東日本大震災直後の ERCA の対応を特集した。
- ・ 環境報告書のアンケート回収を図るため、封筒の裏面を活用し、「環境報告書 2012」を作成した旨のお知らせとアンケートの協力依頼を明記したシールを貼って周知を図った。
- ・ 本年度も可能な限り節電に取り組み、引続き温室効果ガス削減目標を達成した。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積り含む。）

2. 収支計画

3. 資金計画

平成 24 年度計画の概要

（1）予算

① 総計	別表－1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－3
④ 基金勘定	別表－4
⑤ 承継勘定	別表－5

（2）収支計画

⑥ 総計	別表－6
⑦ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－7
⑧ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－8
⑨ 基金勘定	別表－9
⑩ 承継勘定	別表－10

（3）資金計画

⑪ 総計	別表－11
⑫ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－12
⑬ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－13
⑭ 基金勘定	別表－14
⑮ 承継勘定	別表－15

24年度計画予算（変更後）と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約 807 億円に比し実績額約 794 億円と▲13 億円(▲1.6%)の減少となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 844 億円に比し実績額約 751 億円と▲約 94 億円(▲11.1%)の減少となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

【法人総計】

(単位：百万円)

事項	計画予算（変更後）	実績	差額
収入	80,681	79,426	▲1,255
支出	84,429	75,059	▲9,370

【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算（変更後）	実績	差額
収入	49,119	46,847	▲2,272
支出	49,370	46,977	▲2,393

収入のうち、賦課金収入が計画に比し 30 百万円増加したものの、納付財源引当金戻入が計画に比し▲2,315 百万円の減少となったこと等による。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったこと等による。

【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	10,247	10,335	88
支出	10,177	4,284	▲5,893

収入は、石綿健康被害救済基金の運用による利息収入が 54 百万円増加したこと等による。

支出については、患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったこと等から、▲5,893 百万円の減少となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	4,239	4,125	▲115
支出	4,293	3,607	▲685

収入は、計画に比し▲115百万円減少しているが、都道府県補助金が▲104百万円計画を下回ったこと等による。

支出については、計画に比し▲685百万円減少しているが、PCB廃棄物の処理が計画に比し、予定を下回ったことから、日本環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等による。

【承継勘定】

(単位：百万円)

事項	計画予算	実績	差額
収入	17,076	18,120	1,044
支出	20,590	20,191	▲399

収入は、計画に比し1,044百万円増加しているが、業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸付回収金)が計画を865百万円増加したこと等による。

支出については、計画に比し借入金が減少したこと等による借入金利息等が▲74百万円減少したこと及び債権保全費のうち、サービサー委託に伴う債権回収委託費が予定を下回ったこと等により▲114百万円減少したこと等による。

平成24年度計画予算（変更後、総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	1,781	1,781	0
国庫補助金	1,818	1,811	△7
その他の政府交付金	17,738	17,735	△3
都道府県補助金	1,500	1,396	△104
長期借入金	2,800	2,800	0
業務収入	53,572	52,147	△1,425
受託収入	15	14	△1
運用収入	1,232	1,238	7
その他収入	227	505	278
計	80,681	79,426	△1,255
[支出]			
業務経費	63,765	54,575	△9,190
公害健康被害補償予防業務経費	49,047	46,715	△2,332
うち人件費	415	317	△98
石綿健康被害救済業務経費	9,941	4,062	△5,879
うち人件費	346	279	△67
基金業務経費	4,172	3,480	△692
うち人件費	136	125	△12
承継業務経費	605	319	△286
うち人件費	313	210	△102
受託経費	15	14	△1
借入金等償還	19,246	19,246	0
支払利息	571	497	△74
一般管理費	831	727	△104
うち人件費	351	285	△66
計	84,429	75,059	△9,370

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	349	349	0
国庫補助金	251	244	△7
その他の政府交付金	8,805	8,802	△3
業務収入	38,796	36,512	△2,285
運用収入	908	912	4
その他収入	9	28	18
計	49,119	46,847	△2,272
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	49,047	46,714	△2,332
うち人件費	415	317	△98
一般管理費	323	263	△60
うち人件費	118	89	△28
計	49,370	46,977	△2,393

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	8,933	8,933	0
業務収入	1,258	1,253	△5
受託収入	6	6	0
その他収入	50	143	93
計	10,247	10,335	88
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	9,941	4,062	△5,879
うち人件費	346	279	△67
受託業務費	6	6	0
一般管理費	230	215	△15
うち人件費	130	104	△26
計	10,177	4,284	△5,893

別表-4

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	769	769	0	
国庫補助金	1,500	1,500	0	
都道府県補助金	1,500	1,396	△104	
運用収入	324	326	2	
受託収入	9	8	△1	
その他収入	138	126	△12	
計	4,239	4,125	△115	
[支出]				
業務経費				
基金業務経費	4,172	3,480	△692	
うち人件費	136	125	△12	
一般管理費	111	120	8	
うち人件費	35	43	7	
受託経費	9	8	△1	
計	4,293	3,607	△685	

別表-5

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
[収入]				
運営費交付金	662	662	0	
国庫補助金	67	67	0	
長期借入金	2,800	2,800	0	
業務収入	13,517	14,383	865	
その他収入	30	208	179	
計	17,076	18,120	1,044	
[支出]				
業務経費				
承継業務経費	605	319	△286	
うち人件費	313	210	△102	
借入金等償還	19,246	19,246	0	
支払利息	571	497	△74	
一般管理費	167	129	△38	
うち人件費	68	49	△19	
計	20,590	20,191	△399	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成24年度収支計画（変更後、総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	75,447	66,623	△8,824
經常費用	75,447	66,616	△8,831
公害健康被害補償予防業務経費	49,046	46,832	△2,214
石綿健康被害救済業務経費	9,941	4,111	△5,830
基金業務経費	4,172	3,549	△623
承継業務経費	10,282	10,672	390
一般管理費	1,367	875	△492
減価償却費	65	66	1
受託経費	15	14	△1
財務費用	559	499	△60
臨時損失	-	7	7
収益の部	76,265	69,941	△6,324
經常収益	76,265	69,936	△6,329
運営費交付金収益	2,123	1,529	△594
国庫補助金収益	251	233	△18
その他の政府交付金収益	9,647	9,497	△150
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	9,329	3,569	△5,760
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,060	2,491	△569
政府受託収入	15	14	△1
業務収入	48,999	49,341	342
運用収入	1,232	1,332	100
その他の収益	78	53	△25
財務収益	1,532	1,675	143
雑益	-	202	202
臨時利益	-	6	6
純利益	818	3,319	2,501
前中期目標期間繰越積立金取崩額	181	81	△100
総利益	998	3,400	2,402

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	49,395	47,027	△2,369
經常費用	49,395	47,025	△2,370
公害健康被害補償予防業務経費	49,046	46,832	△2,214
補償業務経費	47,880	45,671	△2,208
予防業務経費	1,167	1,161	△6
一般管理費	323	167	△156
減価償却費	26	26	0
臨時損失	-	2	2
収益の部	49,165	46,878	△2,287
經常収益	49,165	46,877	△2,288
運営費交付金収益	465	348	△117
国庫補助金収益	251	233	△18
その他の政府交付金収益	8,805	8,798	△7
業務収入	38,713	36,512	△2,201
資産見返負債戻入	14	14	0
運用収入	908	951	43
財務収益	9	11	2
雑益	-	11	11
臨時利益	-	1	1
純利益（△純損失）	△230	△149	81
前中期目標期間繰越積立金取崩額	181	81	△100
総利益（△総損失）	△49	△68	△19

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	10,202	4,301	△5,901
經常費用	10,202	4,300	△5,902
石綿健康被害救済業務経費	9,941	4,111	△5,830
一般管理費	230	158	△72
受託経費	6	6	0
減価償却費	25	25	0
臨時損失	-	2	2
収益の部	10,202	4,301	△5,901
經常収益	10,202	4,300	△5,902
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	9,329	3,569	△5,760
その他の政府交付金収益	842	699	△143
受託収入	6	6	0
資産見返負債戻入	25	25	0
臨時利益	-	2	2
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

(基金勘定) (単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	4,300	3,639	△661
經常費用	4,300	3,637	△663
基金業務経費	4,172	3,549	△623
地球環境基金業務費	905	857	△48
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	3,099	2,516	△583
維持管理積立金業務費	168	175	7
一般管理費	111	73	△38
受託経費	9	7	△2
減価償却費	8	8	0
臨時損失	-	1	1
収益の部	4,300	3,639	△661
經常収益	4,300	3,637	△663
運営費交付金収益	900	751	△149
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,060	2,491	△569
地球環境基金運用収益	172	221	48
維持管理積立金運用収益	151	160	9
政府受託収入	9	7	△2
資産見返負債戻入	8	8	0
臨時利益	-	1	0
純利益	0	0	0
総利益	0	0	0

別表-10

(承継勘定) (単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	11,550	11,656	106
經常費用	11,550	11,654	104
承継業務費	10,282	10,672	390
一般管理費	703	477	△226
減価償却費	6	7	1
財務費用	559	499	△60
臨時損失	-	2	2
収益の部	12,598	15,124	2,526
經常収益	12,598	15,122	2,524
運営費交付金収益	758	431	△327
事業資産譲渡元金収入	10,286	10,675	389
資産見返負債戻入	6	7	1
貸倒引当金戻入	-	2,154	2,154
財務収益	1,522	1,665	143
雑益	25	191	166
臨時利益	-	2	2
純利益	1,048	3,468	2,418
総利益	1,048	3,468	2,418

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成24年度資金計画（変更後、総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	308,482	353,063	44,581
業務活動による支出	67,405	56,400	△11,005
投資活動による支出	161,081	273,483	112,402
財務活動による支出	19,265	19,249	△16
翌年度への繰越金	60,731	3,931	△56,800
資金収入	308,482	353,063	44,581
業務活動による収入	83,459	84,190	731
運営費交付金収入	1,781	1,781	0
国庫補助金収入	1,818	1,798	△20
その他の政府交付金収入	17,738	17,725	△13
都道府県補助金収入	1,500	1,107	△393
業務収入	50,680	51,581	901
受託収入	15	9	△7
運用収入	1,282	1,362	80
その他の収入	8,645	8,827	182
投資活動による収入	177,604	244,677	67,073
財務活動による収入	2,810	2,811	1
前年度よりの繰越金	44,609	21,385	△23,224

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	104,843	91,730	△13,113
業務活動による支出	49,391	47,020	△2,371
投資活動による支出	46,660	43,429	△3,231
翌年度への繰越金	8,792	1,282	△7,510
資金収入	104,843	91,730	△13,113
業務活動による収入	46,216	46,329	113
運営費交付金収入	349	349	0
国庫補助金収入	251	232	△20
その他の政府交付金収入	8,805	8,793	△12
業務収入	35,905	36,015	110
運用収入	906	929	23
その他の収入	-	11	11
投資活動による収入	47,060	44,420	△2,640
前年度よりの繰越金	11,567	981	△10,586

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	105,040	87,962	△17,078
業務活動による支出	10,184	4,449	△5,735
投資活動による支出	49,000	82,901	33,901
財務活動による支出	-	2	2
翌年度への繰越金	45,856	609	△45,247
資金収入	105,040	87,962	△17,078
業務活動による収入	10,197	10,348	151
その他の政府交付金収入	8,933	8,933	0
地方公共団体等拠出金収入	1,258	1,269	11
受託収入	6	4	△3
その他の収入	-	143	143
投資活動による収入	78,700	75,700	△3,000
前年度よりの繰越金	16,143	1,913	△14,230

別表-14

(基金勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
資金支出	77,455	146,277	68,822	
業務活動による支出	6,556	3,855	△2,701	
投資活動による支出	65,370	140,649	75,279	
翌年度への繰越金	5,529	1,772	△3,757	
資金収入	77,455	146,277	68,822	
業務活動による収入	12,774	12,203	△571	
運営費交付金収入	769	769	0	
国庫補助金収入	1,500	1,500	0	
都道府県補助金収入	1,500	1,107	△393	
運用収入	376	433	57	
政府受託収入	9	5	△4	
その他の収入	8,620	8,389	△231	
投資活動による収入	51,840	116,040	64,200	
財務活動による収入	10	11	1	
前年度よりの繰越金	12,831	18,023	5,192	

別表-15

(承継勘定)		(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額	
資金支出	21,144	27,094	5,950	
業務活動による支出	1,274	1,076	△198	
投資活動による支出	51	6,503	6,452	
財務活動による支出	19,265	19,247	△18	
翌年度への繰越金	554	268	△286	
資金収入	21,144	27,094	5,950	
業務活動による収入	14,272	15,309	1,037	
運営費交付金収入	662	662	0	
国庫補助金収入	67	67	0	
業務収入	13,517	14,297	780	
その他の収入	25	284	259	
投資活動による収入	4	8,517	8,513	
財務活動による収入	2,800	2,800	0	
前年度よりの繰越金	4,068	468	△3,600	

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

財務の状況について

1. 当期総利益

平成 24 年度の総利益は、3,400 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入及び利息の収支差等によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	当期総利益	主な発生要因
公健勘定	▲68	第二種経理において特定賦課金の収益が少なかったこと等による損失(▲56)及び予防経理における収支差による損失(▲9)等
石綿勘定	—	—
基金勘定	—	—
承継勘定	3,468	利息収支差(1,166)及び建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分(2,154)等
計	3,400	

注) 各勘定における損益構造要因について

- ・公健勘定では、予防経理において基金による運用収入を財源に事業を行うこと等により損益が発生することとなる。
- ・承継勘定では、貸付金等に係る回収利息と借入金に係る支払利息との差額が生じること等により損益が発生している。
- ・なお、石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を財源に充てること、また、基金勘定は、運営費交付金による業務運営並びに PCB 廃棄物処理基金等を財源に充てることから、両勘定において損益は発生しない構造となっている。

2. 利益剰余金

利益剰余金は、前年度末の 125 億 75 百万円に対して、平成 24 年度は、繰越積立金取崩額 81 百万円、当期積立額 34 億円を計上し、当期末残高は 158 億 93 百万円となった。

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①23 年度末	②国庫納付 金	③繰越積立 金取崩額	④当期積立 額	24 年度末 (①-②-③+④)
公健勘定	869	—	81	▲68	720
石綿勘定	—	—	—	—	—
基金勘定	—	—	—	—	—
承継勘定	11,706	—	—	3,468	15,173
計	12,575	—	(81)	(3,400)	15,894

3. 運営費交付金債務

各勘定の当期の運営費交付金債務残高は、下記のとおり。

(単位：百万円)

	①23年度末	②当期発生額	③当期取崩額	24年度末 (①+②-③)	主な要因
公健勘定	262	—	1	261	業務の効率化による経費の縮減等(125)及び人件費の縮減等(136)
基金勘定	483	15	—	498	業務の効率化による経費の縮減等(341)及び人件費の縮減等(158)
承継勘定	897	229	—	1,126	業務の効率化による経費の縮減等(602)及び人件費の縮減等(523)
計	1,641	245	1	1,885	

4. 基金資産の運用実績

各資金の運用方針等に従い、安全かつ効率的な運用を行った。

●基金運用利息

(単位：百万円)

区分	24年度
公害健康被害予防基金	946
地球環境基金	221
計	1,167

(資料編 P126 共通 4 予算・決算の概況、経費削減及び効率化目標との関係)

(資料編 P150 共通 13-① 簡潔に要約された財務諸表(法人全体))

(資料編 P152 共通 13-② 財務情報 財務諸表の概況)

(資料編 P154 共通 13-③ 事業の説明 財源構成)

自己点検結果

- ・ 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。
- ・ 運用業務を経理部に一元化したことで、運用に係る事務の効率化に努めた。また、各資金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用ができた。

4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

平成 24 年度計画の概要

- 破産更生債権及びこれに準じる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 300 億円以下に圧縮するために、
 - ① 約定弁済先の管理強化
 - ② 返済催告
 - ③ 厳正な法的処理
 - ④ 迅速な償却処理
 に積極的に取組む。
- 機構の正常債権以外の債権への取組状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。
- 中期計画期間中に平成 20 年度末の委託債権残高の 2 割に相当する債権を新たにサービサー委託することを目指す。
- 今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。
- サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。
- 承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、14 億 7 百万円交付されることを予定。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 個別債権ごとの管理の強化

平成 24 年度の業務実績

(1) 正常債権以外の債権の圧縮のための取組

平成 24 年度期首からの債権残高の変動及び要因は下記表のとおりである。

平成 24 年度期末の正常債権以外の債権残高は 268 億円であり、平成 24 年度期首残高 302 億円から 34 億円圧縮した。

● 債権残高変動状況表

(単位：百万円)

債権区分	H24 年度 期首残高	回 収	償 却	移 入	移 出	H24 年度 期末残高
破産更生債権等	3,747	144	26	649	198	4,028
貸倒懸念債権	26,407	4,431	53	1,550	691	22,782
小 計	30,153	4,575	79	2,199	889	26,810
一般債権	45,440	7,972	0	42	1,352	36,158
合 計	75,594	12,547	79	2,441	2,441	62,967

- ① 正常債権以外の債権を圧縮した主な要因は、回収が4,575百万円（平成23年度3,456百万円）、貸倒償却適状となった債権79百万円を償却したことによるものである。さらに債務超過状態が解消したため、貸倒懸念債権から一般債権に移出したものが42百万円あった。

平成24年度期首では一般債権であったが債務超過に陥ったため正常債権以外の債権に移入した債権（1件1,352百万円）については、平成25年1月に全額回収した。

- ② 東日本大震災の際、液状化現象等により工場施設が被災し、平成23年度に条件変更等を承認した4社については、3社は償還猶予中であるが、1社は約定どおりの償還がなされた。また、施設が原発事故の警戒区域内にあるため、施設が稼働できる状態ではない債権者については、延滞が懸念されたが、平成24年7月に避難先でヒアリングを行った結果、約定どおりの返済がなされた。
- ③ 法的処理は、平成23年度から係属していた競売等6件のうち5件が終結し、新たに1件の仮差押を行った結果、平成24年度末で2件が係属中である。
- ④ 貸倒償却に関しては、償却適状となった3件について79百万円の貸倒償却を実施した。

(2) サービス委託債権からの回収

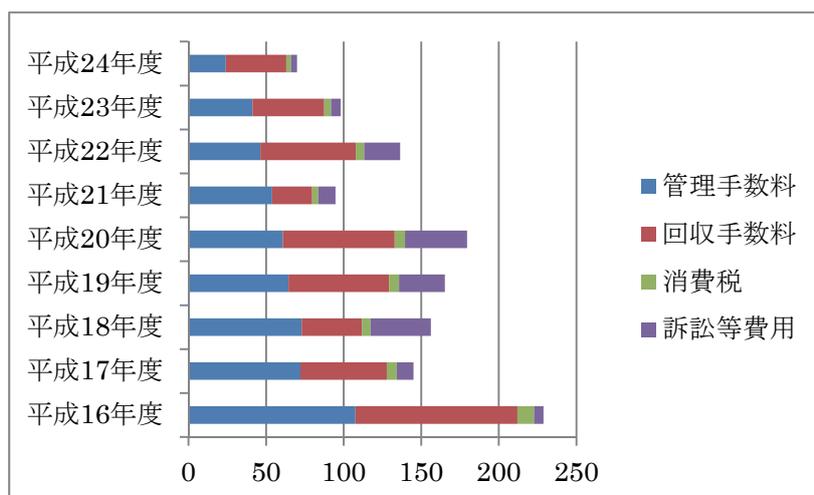
サービス委託債権からの回収額は、元利合計額で、972百万円で、委託費は70百万円であった。

●サービスへの委託費と委託債権からの回収額

年 度	委託費 A	委託債権からの 回収額B（元利合計）	B / A
平成24年度	0.70億円	9.7億円	13.9倍
平成23年度	0.98億円	19.3億円	19.7倍
平成22年度	1.4億円	14.1億円	10.1倍
平成21年度	0.9億円	12.0億円	13.3倍
平成20年度	1.8億円	20.1億円	11.2倍
平成19年度	1.7億円	27.6億円	16.2倍
平成18年度	1.6億円	16.3億円	10.2倍
平成17年度	1.4億円	18.8億円	13.4倍
平成16年度	2.3億円	35.9億円	15.6倍

●サービス委託費内訳

(単位：百万円)



サービスによる回収額は前年度を下回ったが、上記グラフのとおり回収手数料はわずかな減少となっている。これは無担保債権からの回収（回収手数料50%）があったためである。担保処分等が終了した委託債権2社は効率性の観点から委託を解除し、機構の直轄管理とした。この結果、年間管理手数料1,530千円の節減となる。

(3) サービスへの新規委託等

中期計画期間中にサービスに新規委託する数値目標は、平成20年度末の委託債権残高の2割に相当する28億円で、平成23年度末残高は23億円であった。平成24年度に3社（債権残高5億円）を新規委託したことにより、数値目標の28億円を達成した。

(4) 資金調達状況

資金収支が改善されたことにより、従来実施していた50億円の債券発行は不要となり、28億円の政府保証民間借入により資金調達を行った。この結果、調達コストを削減するとともに、財投借入金等の償還を円滑かつ確実に行うことができた。

(5) 補助金交付状況

回収が好調だったことから、当初予算額（1,407百万円）に比し、1,340百万円少ない67百万円が交付された。

自己点検結果

- ・ 正常債権以外の債権は本中期計画期間中に300億円以下に圧縮することを目標としているが、平成24年度末において268億円となり数値目標を達成することができた。しかし、経済情勢の変化等により新たな正常債権以外の債権の発生も予断を許さない状況が続いていることから、引き続き個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生の防止及び回収額の増額に努めていくこととする。

またサービスの新規委託に関しては、第2期中期計画期間中に、平成20年度期末の委託債権残高の2割（28億円）を数値目標としているが、新たに5億円の新規委託を行い、目標を達成した。

IV 短期借入金の限度額

平成 24 年度計画の概要

- 短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円。

平成 24 年度の重点事項

- ・資金の計画的、機動的な管理

平成 24 年度の業務実績

- ・短期借入金の借入状況

平成 24 年度の借入金残高の最高額は、3,800 百万円であり、限度額の 18,600 百万円の範囲内であった。

借入期間 平成 24 年 9 月 18 日～平成 24 年 9 月 21 日（借入金額 2,800 百万円）

借入期間 平成 24 年 9 月 19 日～平成 24 年 9 月 21 日（借入金額 1,000 百万円）

借入期間 平成 24 年 11 月 22 日～平成 24 年 12 月 21 日（借入金額 1,400 百万円）

借入期間 平成 24 年 12 月 21 日～平成 25 年 1 月 21 日（借入金額 1,200 百万円）

借入期間 平成 25 年 1 月 21 日～平成 25 年 2 月 21 日（借入金額 1,000 百万円）

自己点検結果

- ・資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、短期間でかつ必要最小限の借入で年 4 回（5 月、9 月、11 月、3 月）の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。

V 重要な財産の処分等に関する計画

平成 24 年度計画の概要

- 戸塚宿舎の処分に向けた準備を進める。

平成 24 年度の重点事項

- ・ 戸塚宿舎の国庫納付に向けた準備を進める。

平成 24 年度の業務実績

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」に基づき、戸塚宿舎については、国庫納付することとされたところである。

平成 24 年度は現物による国庫納付に向けて横浜財務事務所による二度の現地調査が行われ、今後の段取りを検討するとともに、隣地境界や工作物等の確認作業が終了した。また、平成 25 年 3 月には横浜財務事務所との間で、具体的な国庫納付の期日を含めたスケジュールの事前調整を行い、納付期日を平成 25 年 9 月とした。

今後、所要の手続きを経た上で、平成 25 年度中に国庫納付を完了する予定である。

自己点検結果

- ・ 平成 24 年度は国庫納付に向けた準備を進めることができた。

VI 剰余金の使途

平成 24 年度計画の概要	
---------------	--

なし	
----	--

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

平成 24 年度計画の概要	
なし	

2. 人事に関する計画

平成 24 年度計画の概要
<ul style="list-style-type: none">● 事業管理部の常勤職員数 1 名を削減。● 職員研修計画に基づく各種研修を実施。● 人事評価制度の評価結果を人事及び給与等に反映。 <p>人員に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 期初の常勤職員数 143 名・ 平成 24 年度中に 1 名削減

平成 24 年度の重点事項

- ・ 人材育成を目的とした人事評価制度及び研修の推進

平成 24 年度の業務実績

(1) 人員の削減

事業管理部において、常勤職員 1 名を削減した。

(2) 各種研修の実施

- ① 必要な知識・技術の取得、能力開発を目的として、研修を実施するとともに、外部研修に職員を派遣した。

	講座数	受講者数
外部研修	22 講座	51 名
内部研修	7 講座	521 名
合計	29 講座	572 名

主な研修は下記のとおり。

・ 人事評価者研修

人事評価制度の目的の共有及び適正な実施を推進するため、評価者を対象とした人事評価者研修を実施した（平成 24 年 9 月）。

・ 簿記通信研修

業務運営の効率化に資するため、簿記 2 級 WEB 通信講座、簿記 3 級 WEB 通信講座を実施した（平成 24 年 7 月）。

・ IT に関する研修

情報システム等の強化を図るため、IT に関する研修（総務省情報システム統一研修）に情報管理担当職員を派遣した（平成 24 年 10 月～12 月、平成 25 年 2 月）。

② 環境行政の専門研修の参加者による報告会の開催

- ・ 役職員の前で研修成果を報告することにより、研修参加者の研修効果の向上と研修成果の共有化を図った。

（資料編 P155 共通 14 平成 24 年度職員研修実績）

(3) 人事評価制度の運用

人事評価結果のフィードバックを行うため、被評価者と面談時間を十分に設け意見交換を実施した。

(4) 人事交流

職員の環境行政に関する専門的知識の習得を図るため、環境省に職員を2名（環境省環境保健部及び地球環境局）出向させた（平成24年4月）。

自己点検結果

- ・ 人事評価制度については、運用を強化するために人事評価者研修を実施し、職員の業績の適切な反映及び人事評価者育成の推進を図った。
- ・ 職員の知識の向上を図るため、各種研修を企画・実施するとともに外部研修にも積極的に職員（51名）を派遣した。

3. 積立金の処分に関する事項

平成 24 年度計画の概要

- 前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業の財源及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却等に充てることとする。

平成 24 年度の重点事項

(該当なし)

平成 24 年度の業務実績

公害健康被害予防事業の財源 71,432 千円及び減価償却等見合い 9,687 千円を取り崩した。

自己点検結果

なし

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

平成 24 年度計画の概要

なし

<参考>

年度計画数値目標達成状況一覧

年度計画に定められた数値目標一覧		平成 23 年度 実績	平成 24 年度 実績	備 考
●国民サービスの向上				
<公害健康被害補償業務>				
汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上の維持		99.98%	99.99%	申告額 36,012,229 千円 収納額 36,007,030 千円
一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対し、平成 20 年度比 50%増の実地調査の実施		65.79%増	65.79%増	20 年度実績 38 工場 24 年度実績 63 工場
徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）において、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減		8.45%	8.98%	20 年度実績 195,561 千円 24 年度実績 177,992 千円
<公害健康被害予防事業>				
調査研究課題の採択は、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定	環境保健分野	30 日	58 日	
	環境改善分野	57 日	57 日	
アンケート調査を実施し、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。	知識普及	91.83%	92.77%	
	研修	95.42%	98.59%	
<地球環境基金部>				
助成金の支給についての支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間は 4 週間以内		25.30 日	25.25 日	
研修受講者に対するアンケート調査の有効回答者のうち 80%以上から「有意義であった」との評価を得る。		99.20%	100.00%	
●その他				
常勤職員数 1 名の削減		(事業管理部) 1 名削減	(事業管理部) 1 名削減	

見直し基本方針等への対応状況

●事務・事業

<公害健康被害補償業務>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付義務者への実地調査の結果として、計上誤りによる過少申告等の修正等を求めるものが、全体の約 1/4 の事業所で確認されており、今後とも実地調査のさらなる充実が求められる。 	<p>【該当項目】</p> <p>評価書</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地調査にあたっては、「汚染負荷量賦課金に係る実地調査等事務取扱達」に基づき、地域、業種に偏らないようにバランス等を考慮のうえ、一定規模以上の主要業種の事業所を選定した。また、効率的な調査を実施するため、製造工程やばい煙発生施設の設置状況等の資料を事前に入手し内容を確認した。 ・実地調査では、施設の稼働状況等を確認するとともに、申告書作成の根拠となる原始帳票類の精査確認を行った。 ・用紙申告事業所は単純な計算誤りが多いことから、実地調査時に、自動計算機能を有した Excel 雛型ファイルを使えば計算誤りを未然に防止できることを説明し、オンライン申告の導入を積極的に働きかけた。また、翌年度の申告書を作成するにあたり、転記誤りや記入漏れ等に十分注意し、適正な申告を行うよう指導した。 <p>(公害健康被害補償業務「1. 汚染負荷量賦課金の徴収 (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 ③」P2)</p>	

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。(22 年度から実施) 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 153 商工会議所において、4 月に申告・納付説明会を実施し、納付義務者からの相談及び質問事項等に対し、きめ細かな対応を行った。 ・納付義務者へのサービス向上を目的として、申告・納付説明会の出席事業者に対し、アンケートを実施した。 ・民間競争入札により徴収業務の一部を委託した。委託業務担当者に対し、申告書等の点検及び申告督促業務について研修を行った結果、申告督促対象の 547 事業所のうち 394 事業所が申告・納付に応じた。 ・徴収業務に係る委託費は、平成 20 年度実績と比較し 8.98%削減した。 <p>(公害健康被害補償業務「1. 汚染負荷量賦課金の徴収 (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施等 ① ② P3、(3) 納付義務者に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上 ①③」P4)</p>	

※該当項目

評価書：平成 23 年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の評価書（平成 24 年 8 月 20 日）

基本方針：独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定）

具体的取組：平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について（平成 25 年 5 月 20 日）

<公害健康被害予防事業>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息の発症等の原因解明、健康保持方策などの取組がマンネリ化しないよう、改善効果の客観的な把握と事業内容の継続的な見直しに努めることが求められる。 ・調査研究のこれまでの成果を体系的に整理し論文による公表を行うなど、調査結果の事業等へのより一層の活用を図ることが期待される。 ・研修受講者数が前年度比で減少している事例も数件あり、今後は、それらの理由を検討した上で、受講者数の増加対策を行っていく必要がある。 	<p>【該当項目】</p> <p>評価書</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続して実施するとともに、事業内容の改善のため新たにワーキンググループを設置し、各地方公共団体が実施するソフト3事業の事業効果の高い事例を取りまとめた事例集を作成し、各地方公共団体に提供した。 <p>また、第9期（平成24年度～平成25年度）環境保健調査研究における公募テーマの設定にあたっては、新たに日本アレルギー学会の協力を得て、アレルギー専門医約2,200名に対してアンケート調査を実施し、幅広く情報収集したテーマの中から、環境保健調査研究評価委員会において新規性、独自性を考慮して決定するなどマンネリ化防止に努めている。なお、研究テーマの設定にあたっては引き続き事前に関連学会の協力を得て幅広く情報収集に努めるなど、マンネリ化防止を図る。</p> <p>（公害健康被害予防事業「2. ニーズの把握と事業内容の改善（2）ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討」 P13）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果については、内外での学会や論文発表などを通じ、学問分野の発展、社会貢献を果たしている。調査研究成果をホームページに公表するとともに、調査研究成果集を関係地方公共団体のほか関係学会等に配布した。また、これまでの研究成果を、事業等への一層の活用を図るためにマニュアル・パンフレット等に取りまとめ配布した。 <p>（公害健康被害予防事業「3. 調査研究（2）調査研究の評価、研究成果の公表」 P16）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構が実施する公害健康被害予防事業研修は、46地方公共団体（旧第一種地域40地域とこれに準ずる地域として定められた6地域）が対象であり、対象が限定されているとともに、近年、ソフト3事業の実施自治体数の減少、事業の外部委託の増加などが影響し、研修対象者が以前に比べ減少している。 <p>このような状況下において、研修参加者を増やすため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等のニーズを踏まえた研修コースの見直し ・研修カリキュラムの見直しを行い、研修内容の充実化 ・年度初めに研修の年間スケジュールを示すとともに、研修2ヶ月前に地方公共団体へ再度の案内を発出 ・予防事業担当窓口だけでなく、予防事業と関係の深い母子保健関係、学校教育関係部署にも事業案内を配布 <p>などの対策を行っている。</p> <p>また、平成25年度からは、機構の調査研究で開発したeラーニング学習支援システムを活用し、業務多忙等の理由で従来の集合型研修に参加できない者の学習の機会や、研修参加者の復習の機会を提供していく。</p> <p>（公害健康被害予防事業「5. 研修の実施（1）地方公共団体が行う郊外健康被害予防事業従事者を対象とする研修」 P25）</p>	

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行なうとともに、以下の取組を実施する。(22年度から実施) ・ エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・ 地方公共団体への助成事業については、各メニューの必要性を精査し、予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・ 地方公共団体への助成は、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・ 患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。 ■事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。(22年度中に実施) 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <p>・「そらプロジェクト」の調査結果については、平成23年5月27日に公表された「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書」において、『幼児調査及び成人調査において、幹線道路における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症やCOPDとの関連について、EC(※)及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排出ガスへの曝露との関連性があるという一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を確定づけることの困難性についても指摘された。』とされているところ。</p> <p>公害健康被害予防事業は、昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において、「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状に変わりはなく、引き続き事業を継続していく必要がある。</p> <p>「そらプロジェクト」の調査結果や、地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象とした事業(児童や養護教諭などを対象としたぜん息等講演会・講習会の実施や幹線道路沿いの学校等に対する大気汚染浄化植樹の推進等)を重点化する見直しを実施した。さらに、過去の大気汚染によりぜん息を発症した高齢者に対する事業についても、患者からニーズの高い事業(成人ぜん息・COPDに関する講演会の増設や高齢者へ呼吸リハビリテーションを行う理学療法士などへの研修事業等)を重点化する見直しを実施した。</p> <p>また、事業関係者の意見を事業に反映し事業の見直しを継続するための仕組みとして、患者団体との連絡会を平成24年3月12日に実施し、地方公共団体については平成23年12月13・16日に連絡会議を実施し事業に対する意見交換を行った。</p> <p>なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、22年度から実施を取りやめるなどの事業の見直しを行っている。</p> <p>※EC: Elemental carbon</p> <ul style="list-style-type: none"> ●機構が直接実施する事業について ・エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業を廃止した。(22年度) 	

●地方公共団体が実施する事業への助成について

- ・最新規制適合車代替促進事業を廃止した。(23年度)
- ・「ぜん息等に係る施設の整備※」に対する助成を廃止した。(23年度)

※ぜん息等に係る施設の整備:ぜん息等に関する専門外来診療部門に係る施設(診療室、検査室、X線室、待合室等)の新設、増設又は改築

- ・「小学校低学年及び高学年を対象としたぜん息キャンプ事業」における参加保護者を対象としたカリキュラムを実施できるよう平成23年度に措置し、平成24年度より実施した。

廃止した事業以外については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。

●地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定し23年度より実施している。

●ぜん息患者のニーズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、平成22年度にぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握するため、患者団体(公害地域再生センターなど5団体)、関連学会(日本アレルギー学会など3団体)の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局(名古屋市など8ヶ所)へのヒアリングを実施した。平成23年度も、患者団体へのヒアリングや連絡会を実施し、平成24年度は、患者団体等を一同に集めた合同連絡会(9団体)を開催し意見交換を行い、患者等のニーズの吸い上げを行うとともに事業に適切に反映した。

■医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。(平成23・24年度も実施。)

調査の集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの改善、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。

なお、今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。

<地球環境基金業務>

【指摘事項等】	【該当項目】 評価書
<p>・広報強化に努めたにもかかわらず応募件数は減少しており、また、助成事業に関する評価についてもかなりのばらつきがあることから、今後、それらの理由を検討するなどの取組が求められる。</p> <p>・東日本大震災の影響もあり寄付金額は前年度より半減しており、今後、東日本大震災前の水準回復に向けて、募金活動をより一層強化することが期待される。</p> <p>【対応状況】</p> <p>・助成要望件数の増加を目指し、新たな取組として、研修・講座に併せて助成金説明を行うとともに、助成金募集案内のリーフレット作成やWEB広報などの広報強化に努めた。また、助成実績が少ない地域などで助成金説明会(計16ヶ所)を実施した。これらにより、平成25年度の要望件数の増加(前年度に比し45件、10.7%増)へ繋がった。</p> <p>(地球環境基金業務「1. 助成事業に係る事項(2) 助成事業の周知広報」 P31)</p> <p>・助成事業に関する評価については、個別の助成活動の成果をあげるためには、助成専門委員会において、活動による達成目標の明確化及び活動実施の各段階で客観的な指標により検証できるよう設計されていると、より大きな効果が得られるとの提言を受けた。その提言を踏まえ、アウトプット(行為目標)とアウトカム(成果目標)がより具体的かつ明確に設定されるよう助成金申請書類等の書式を変更するなどの対応を行った。</p> <p>(地球環境基金業務「1. 助成事業に係る事項(4) 助成事業に関する評価の実施」 P33)</p>	

<p>・募金活動を一層強化するため、従来取組に加え、新たに次のような取組を行った。</p> <p>① 寄付者に対して事業への理解を深めてもらうため助成先の活動を纏めた広報誌「環境問題に挑戦するNGO・NPO！ 基金レポート2012」の作成</p> <p>② 大口寄付者に対する事業内容の説明</p> <p>③ 大掃除の時期（12月）に「本 de 寄付」を活用してもらえるよう新聞の折込チラシを配布（川崎市・横浜市）</p> <p>④ 引っ越しの時期（3月）に合わせ「スマイルエコプログラム」のバナー広告を賃貸情報サイトに掲載以上のような取り組みから寄付件数は増加した。（大口寄付者が得られなかったことにより寄付金額は減少した。）</p> <p>（地球環境基金業務「3. 地球環境基金の運用等について（1）広報募金活動等」P40）</p>
--

<p>【指摘事項等】</p> <p>・NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に基金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。（23年度から実施）</p>	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <p>・平成24年度地球環境基金助成金の交付に当たっては、環境政策上ニーズの高い地球温暖化などの活動や生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）のフォローアップに関する活動に加え、東日本大震災・原発事故により被災した地域における自然環境の現状把握及び再生・復元活動並びに平成24年6月に開催された「環境と開発に関する国連会議（RIO+20）」に関連する活動を特に重点的に支援することとし、さらに、活動が広範な国民参加や先駆性・独創性を有していることを基本的な考え方とする審査方針を地球環境基金助成専門委員会で決定した。</p> <p>（地球環境基金業務「1. 助成事業に係る事項（3）助成事業の重点化等」P32）</p> <p>・募金活動を一層強化するため、従来取組に加え、新たに次のような取組を行った。</p> <p>① 寄付者に対して事業への理解を深めてもらうため助成先の活動を纏めた広報誌「環境問題に挑戦するNGO・NPO！ 基金レポート2012」の作成</p> <p>② 大口寄付者に対する事業内容の説明</p> <p>③ 大掃除の時期（12月）に「本 de 寄付」を活用してもらえるよう新聞の折込チラシを配布（川崎市・横浜市）</p> <p>④ 引っ越しの時期（3月）に合わせ「スマイルエコプログラム」のバナー広告を賃貸情報サイトに掲載以上のような取り組みから寄付件数は増加した。（大口寄付者が得られなかったことにより寄付金額は減少した。）</p> <p>（地球環境基金業務「3. 地球環境基金の運用等について（1）広報募金活動等」P40）</p>	

<PCB 廃棄物処理基金助成業務>

<p>【指摘事項等】</p> <p>・環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方策を踏まえ、適正に実施する。（22年度から実施）</p>	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <p>・環境省は、平成23年度から平成24年度までの期間を早期処理に向けた重点期間と位置付けており、機構としても環境省の施策を踏まえ、日本環境安全事業株式会社から提出される助成金申請について適正に審査し助成を行っている。</p>	

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務「(1) PCB 廃棄物処理基金軽減事業への助成に係る実施状況の公表 (2) PCB 廃棄物処理基金振興事業への助成金の交付」 P44)

<最終処分場維持管理積立金管理業務>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行なう。(22年度から実施) 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本積立金について、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行っている。 <p>(維持管理積立金の管理業務「(1)維持管理積立金の適切な運用(2)維持管理積立金の適正な管理」 P46)</p>	

<石綿健康被害救済業務>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織を見直す。(25年度までに実施) 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成23年6月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)」が取りまとめられ、環境大臣に対し答申がなされた。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかないとされているほか、運用の改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されている。機構としても、石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。 ・なお、組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成24年5月にも、救済制度と労災保険制度との併給調整に関する事務の効率化を図るため、異なる課で行われていた返還請求額の決定業務と返還請求の実施業務を一つの課で一元的に行うこととした組織の見直しを行った。 	

<承継業務>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済の確実性が見込まれない債権については、直轄による回収の計画的な実施、サービスへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。(23年度から実施) 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正常債権以外の債権を圧縮した主な要因は、回収が4,575百万円(平成23年度3,456百万円)、貸倒償却適状となった債権79百万円を償却したことによるものである。 ・サービス委託債権からの回収額は、元利合計額で、972百万円で、委託費は70百万円であった。 <p>(4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理 (1) 正常債権以外の債権の圧縮のための取組 ①、(2) サービス委託債権からの回収 P101)</p>	

●資産・運営等

<組織運営・業務運営の効率化>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制については、リスク管理が機械的な作業となり、見落としが生じないよう配慮していくことが望まれる。 ・法人にとって優先的に対応すべき重要な課題（リスク）の把握及び対応状況 	<p>【該当項目】</p> <p>評価書 具体的取組</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に洗い出されたリスク項目とその対応状況についての自己点検によるリスク管理状況の更新やリスク項目の軽重付けによる組織として優先的に対応すべきリスク項目の確認及びそれに対する新たな対応策の必要性の検討を行う等、リスク管理の一層の強化に努めた。 <p>（「1. 組織運営（2）内部統制の強化 ②」 P73）</p>	

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わずかであっても、随意契約が前年度より増加しており、引き続き随意契約を減らすよう努力することが期待される。 	<p>【該当項目】</p> <p>評価書</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の競争性のない随意契約は5件（前年同数）であった。 ・契約については、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）」に基づき、真にやむを得ないものを除き競争に付している。 ・なお、平成24年9月以降、随意契約については、真にやむを得ないものであるかについて、事前に契約監視委員会の審査を受けている。 ・また、内部監査、理事会での点検及び年度終了時に再度、契約監視委員会による事後の確認を受けること等により競争性の確保に努めている。 <p>（「2. 業務運営の効率化（5）随意契約の見直し ①②」 P79）</p>	

<財産処分等>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸塚宿舎を国庫返納する。（23年度以降実施） ・「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）を踏まえた見直しの実施状況 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針 具体的取組</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸塚宿舎については、平成25年3月には横浜財務事務所と調整を行った結果、平成25年9月を国庫納付期日としたところである。今後、所要の手続きを経た上で、国庫納付を完了する予定。 <p>（「Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画」 P104）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借上宿舎は、平成28年度末に廃止する予定としている。 	

<事務所等の見直し>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。（25年度までに実施） 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月に、予定より 1 年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を 1 区画返還した結果、事務所面積を 13.6%縮減した。 	

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪支部を廃止する。（25年度までに実施） 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪支部を予定より半年前倒し平成 25 年 6 月末に廃止する。 	

<人件費の見直し>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。（22年度から実施） 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラスパイレス指数は、給与水準の低減のための方策を継続的に講じてきたことにより、平成 23 年度までに対国家公務員指数を概ね 112 程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね 109 程度とする目標を達成した（平成 23 年度 対国家公務員指数 108.5（地域学歴勘案 107.7））。 <p>（「2. 業務運営の効率化（3）人件費・給与水準の適正化」 P77）</p>	

<組織体制の見直し>

<p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。（23年度から実施） 	<p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p>
<p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済部において、給付課に専門職員を配置し、企画調整課と給付課に分かれていた労災認定された被認定者からの救済給付の返還請求手続きを給付課に一元化することにより、企画調整課の業務を削減するなど効率化を図った。 <p>（「1. 組織運営（1）業務体制の効率化」 P72）</p>	



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）
に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

